

2026

Mejiro



院生便覧

University
Graduate School

2026年度 大学院学年暦（新宿キャンパス共通）

	月	日	曜	行	事	
2026	4	1	(水)	学年開始		
		2	(木)	入学式		
		3	(金)	春学期履修登録開始 9時	7日(火)12時まで	
		4	(土)	オリエンテーション		
		9	(木)	春学期授業開始・春学期履修追加削除開始 9時	15日(水)12時まで	
		16	(木)	春学期履修削除開始 9時	22日(水)12時まで	
		29	(水)	通常授業実施日（昭和の日）		
	5	4	(月)	対面授業休講日（憲法記念日）※遠隔授業実施、担当教員より指示		
		5	(火)	対面授業休講日（こどもの日）※遠隔授業実施、担当教員より指示		
		6	(水)	対面授業休講日（振替休日）※遠隔授業実施、担当教員より指示		
		16	(土)	健康診断（新入生）		
	7	20	(月)	通常授業実施日（海の日）		
	9	4	(金)	春学期成績発表 12時		
		15	(火)	秋学期履修登録開始 9時	18日(金)12時まで	
		25	(金)	9月学位授与式		
		25	(金)	秋学期授業開始・秋学期履修追加削除開始 9時	1日(木)12時まで	
	10	1	(木)	通常授業実施日（都民の日）		
		2	(金)	秋学期履修削除開始 9時	8日(木)12時まで	
		12	(月)	通常授業実施日（スポーツの日）		
		23	(金)	休講（桐和祭準備）		
		24	(土)	} 休講（桐和祭）		
		25	(日)			
		26	(月)	対面授業休講日（桐和祭片付け）※遠隔授業実施、担当教員より指示		
	11	3	(火)	通常授業実施日（文化の日）		
		11	(水)	通常授業実施日（目白学園創立記念日）		
		23	(月)	通常授業実施日（勤労感謝の日）		
	2027	1	4	(月)	授業再開	
			11	(月)	休講（成人の日）	
			16	(土)	} 土 → 休講 土日 → 大学入学共通テスト(会場校)	
17			(日)			
3		4	(木)	成績発表 12時		
		26	(金)	学位授与式		
		31	(水)	学年終了		

目 次

大学院学年暦	(1)
目白学園史 略年表	1
学校法人目白学園 事務組織図	2
I 国際交流研究科修士課程	5
国際交流研究科修士課程における教育研究	5
1. 教育理念・目的	5
2. 研究科の構成	5
3. 人材養成の目的	5
4. 特色	5
5. 修了要件について	6
6. 授業科目について	6
(1) 国際交流研究演習 (2) 修士論文指導演習1・2 (3) 臨地研究	
7. 修士論文題目と中間発表について	7
(1) 修士論文題目及び変更の登録 (2) 修士論文題目及び変更の登録期限	
(3) 修士論文中間発表	
8. 修士論文提出と最終試験について	7
(1) 修士論文作成要領・提出部数・要旨等 (2) 修士論文提出期限 (3) 修士論文最終試験	
9. 学位論文に係る評価基準	8
(1) 審査体制 (2) 評価項目 (3) 評価基準	
論文表紙・背表紙の書き方	9
学位請求書書式	9
国際交流研究科カリキュラム表	10
II 心理学研究科修士課程	11
心理学研究科修士課程における教育研究	13
1. 教育理念・目的	13
2. 研究科の構成	13
3. 人材養成の目的	13
(1) 現代心理学専攻 (2) 臨床心理学専攻	
4. 教育課程と指導方針	13
(1) 現代心理学専攻 (2) 臨床心理学専攻	
5. 履修要件	15
(1) 現代心理学専攻 (2) 臨床心理学専攻	
6. 2025年度入学者修士論文及び最終試験に関する手続・日程	15
(1) 日程 (2) 発表会の合否 (3) 修士論文提出	
(4) 論文審査及び最終試験 (5) 修士論文作成要領 (6) 論文の製本	
7. 2026年度入学者の構想発表会(予定)	16
8. 学位論文に係る評価基準	17
(1) 現代心理学専攻 (2) 臨床心理学専攻	
表紙・背表紙の書き方	19
学位請求書書式	19
心理学研究科カリキュラム表	20
(1) 現代心理学専攻 (2) 臨床心理学専攻	

III 心理学研究科博士後期課程	23
心理学研究科心理学専攻博士後期課程における教育研究	25
1. 教育理念・目的	25
2. 人材養成の目的	25
3. 教育課程と指導方針	25
(1) 科目の構成 (2) 専攻と分野 (3) 開設授業科目 (4) 修了要件	
4. 研究指導の方法	27
5. 学位論文に係る評価基準	28
(1) 審査体制 (2) 評価項目 (3) 評価基準	
心理学研究科博士後期課程カリキュラム表	29
IV 経営学研究科修士課程	31
経営学研究科修士課程における教育研究	33
1. 教育理念・目的	33
2. 研究科の構成	33
(1) 「修士論文コース」と「特定課題論文コース」 (2) 会計学を主とする場合	
(3) 経営管理を主とする場合	
3. 人材養成の目的	34
4. 修了要件について	35
5. 修士論文に係る事項	35
(1) 修士論文題目の登録 (2) 予備審査 (3) 修士論文の提出及び最終試験について	
6. 特定課題論文に係る事項	36
(1) 特定課題論文題目の登録 (2) 予備審査 (3) 特定課題論文の提出及び最終試験について	
7. 学位論文に係る評価基準	37
(1) 審査体制 (2) 評価項目 (3) 評価基準	
論文表紙・背表紙の書き方	38
学位請求書書式	38
経営学研究科修士課程カリキュラム表	39
V 生涯福祉研究科修士課程	41
生涯福祉研究科修士課程における教育研究	43
1. 教育理念・目的	43
2. 研究科の構成	43
3. 人材養成の目的	43
4. 特色	43
5. 教育・研究の柱となる領域	43
6. 科目区分、必修及び選択科目、履修年次	44
(1) 基幹科目 (2) 福祉関連科目 (3) 保育・発達支援関連科目 (4) 倫理・権利関連科目	
(5) 演習科目 (6) 特別研究	
7. 修士論文にかかわる手続きと日程	45
1) 修士論文に関わる発表会 2) 日程 3) 修士論文及び発表会資料作成要領	
8. 学位論文に係る評価基準	46
(1) 審査体制 (2) 評価項目 (3) 評価基準	
論文表紙・背表紙の書き方	48
学位請求書書式	48
生涯福祉研究科カリキュラム表	49

VI 言語文化研究科修士課程	51
言語文化研究科修士課程における教育研究	53
1. 教育理念・目的	53
2. 研究科の構成	53
(1) 日本語・日本語教育専攻 (2) 中国・韓国言語文化専攻	
3. 人材養成の目的	54
(1) 日本語・日本語教育専攻 (2) 中国・韓国言語文化専攻	
4. 修了要件	54
5. 修士論文・研究報告書にかかわる事項	55
(1) 修士論文題目の登録 (2) 修士論文題目登録及び変更登録締切日 (3) 中間発表	
(4) 修士論文の提出 (5) 修士論文作成要領・提出部数・要旨等	
(6) 修士論文提出期限 (7) 修士論文最終試験	
6. 学位論文に係る評価基準	56
(1) 審査体制 (2) 評価項目 (3) 評価基準	
論文表紙・背表紙の書き方	57
学位請求書書式	57
言語文化研究科カリキュラム表	58
(1) 日本語・日本語教育専攻 (2) 中国・韓国言語文化専攻	
VII リハビリテーション学研究科修士課程	61
リハビリテーション学研究科における教育研究	63
1. 教育理念・目的	63
2. 研究科の構成	63
3. 人材養成の目的	63
4. 教育課程と指導方針	63
(1) 理学療法リハビリテーション分野 (2) 作業療法リハビリテーション分野	
(3) 言語聴覚療法リハビリテーション分野 (4) 特別研究	
5. 履修要件	65
6. 「修士論文」に係わる手続き・日程	65
(1) 「論文題目」提出と論文構想発表会・中間発表会 (2) 研究倫理審査について (3) 中間発表会	
(4) 修士論文発表要項 (5) 論文審査委員の選任 (6) 論文審査及び最終試験	
(7) 論文の製本について	
7. 修士論文指導に関するスケジュール	67
8. 学位論文に係る評価基準	67
(1) 審査体制 (2) 評価項目 (3) 評価基準	
表紙・背表紙の書き方	68
学位請求書書式	68
リハビリテーション学研究科カリキュラム表	69
VIII 看護学研究科修士課程	70
看護学研究科修士課程における教育研究	73
1. 教育理念・目的	73
2. 研究科の構成	73
3. 人材養成の目的、教育課程と指導方針	73
(1) 看護マネジメント学分野 (2) コミュニティ看護学分野 (3) ウィメンズヘルス看護学分野	
(4) 修士論文と研究指導について	
4. 履修要件	74

5. 「修士論文」作成及び論文審査に係る手続き	74
(1) 「研究計画書」の提出 (2) 「研究倫理審査委員会」への提出	
(3) 「修士論文題目 WEB 登録」と「変更登録」 (4) 「修士論文」の提出 (5) 口頭試験	
(6) 修士論文最終試験 (7) 修士論文の審査	
6. 学位論文に係る評価基準	75
(1) 審査体制 (2) 評価項目 (3) 評価基準	
学位請求書書式	76
2026 年度 修士論文提出及び論文審査スケジュール	77
看護学研究科看護学専攻カリキュラム表	79
IX 研究科共通	81
■学籍について	83
(1) 修業年限および在学年限 (2) 休学 (3) 復学 (4) 退学 (5) 除籍	
■授業について	83
(1) 授業時間 (2) 休講・補講	
■教育課程（カリキュラム）	84
(1) 科目の種類 (2) 単位制 (3) 単位と時間 (4) 単位の認定	
●授業科目の履修について	84
(1) 履修登録 (2) 登録方法	
●共通基礎科目について	85
●試験及び成績について	85
成績評価の基準	
●修了要件単位	86
●留年（修了延期）	86
●教科書の購入	87
●在学生専用ウェブサイトについて	87
■教職課程	88
■「外国語としての韓国語教育資格」（※中国・韓国言語文化専攻のみ対象）	88
■学位の授与	88
■証明書の発行・諸届	89
■奨学金の案内	89
■学生保険について	90
学生教育研究災害障害保険 学生用 will2	
■健康管理	91
(1) 保健室の利用 (2) 健康診断	
■学園の施設	91
(1) 院生 DC/MC 研究室 (2) 大学院コモンスペース (3) ネットカフェ	
(4) 目白大学新宿図書館 (5) 学生食堂、売店など	
■その他	93
1. 喫煙（分煙） 2. 政治・宗教活動の禁止 3. 盗難の防止	
■2026 年度 入学生学納金	94
国際交流研究科〔修士課程） 心理学研究科〔修士課程） 心理学研究科〔博士後期課程）	
経営学研究科〔修士課程） 生涯福祉研究科〔修士課程） 言語文化研究科〔修士課程）	
リハビリテーション学研究科〔修士課程） 看護学研究科〔修士課程）	
研究生 休学に伴う納付金	
(1) 納入方法 (2) 納入期限 (3) 学納金延納 (4) 学納金未納による除籍	

■ 窓口業務取扱時間	97
1. 大学事務局	
2. 心理学研究科事務室	
3. 新宿図書館	
4. 岩槻図書館	
■ 通学	98
■ 目白大学大学院留年者の授業料等減免に関する制度	99
■ 目白大学大学院長期履修制度の履修期間の短縮の手続きについて	99
■ 目白大学および目白大学短期大学部における個人情報の利用目的	100
X 規程等	101
目白大学大学院学則	103
目白大学大学院学位規則	124
目白大学大学院の学位授与等の方針に関する規程	127
目白大学大学院試験及び成績評価に関する規程	138
目白大学大学院国際交流研究科修士課程履修規程	143
目白大学大学院心理学研究科修士課程履修規程	145
目白大学大学院心理学研究科博士後期課程履修規程	147
目白大学大学院経営学研究科修士課程履修規程	148
目白大学大学院生涯福祉研究科修士課程履修規程	150
目白大学大学院言語文化研究科修士課程履修規程	153
目白大学大学院リハビリテーション学研究科修士課程履修規程	155
目白大学大学院看護学研究科修士課程履修規程	157
目白大学大学院研究生規則	159
目白大学大学院科目等履修生規則	161
目白大学大学院長期履修生規程	163
ハラスメントの防止・目白学園ハラスメントガイドライン	168
新宿キャンパス配置図	171
学内無線 LAN 設置場所一覧	182
2026 年度 大学院学年暦	186
目白学園校歌	188
目白大学大学院 キャンパス交通案内図	189
目白大学大学院 事務局直通電話番号	190

目白学園史 略年表

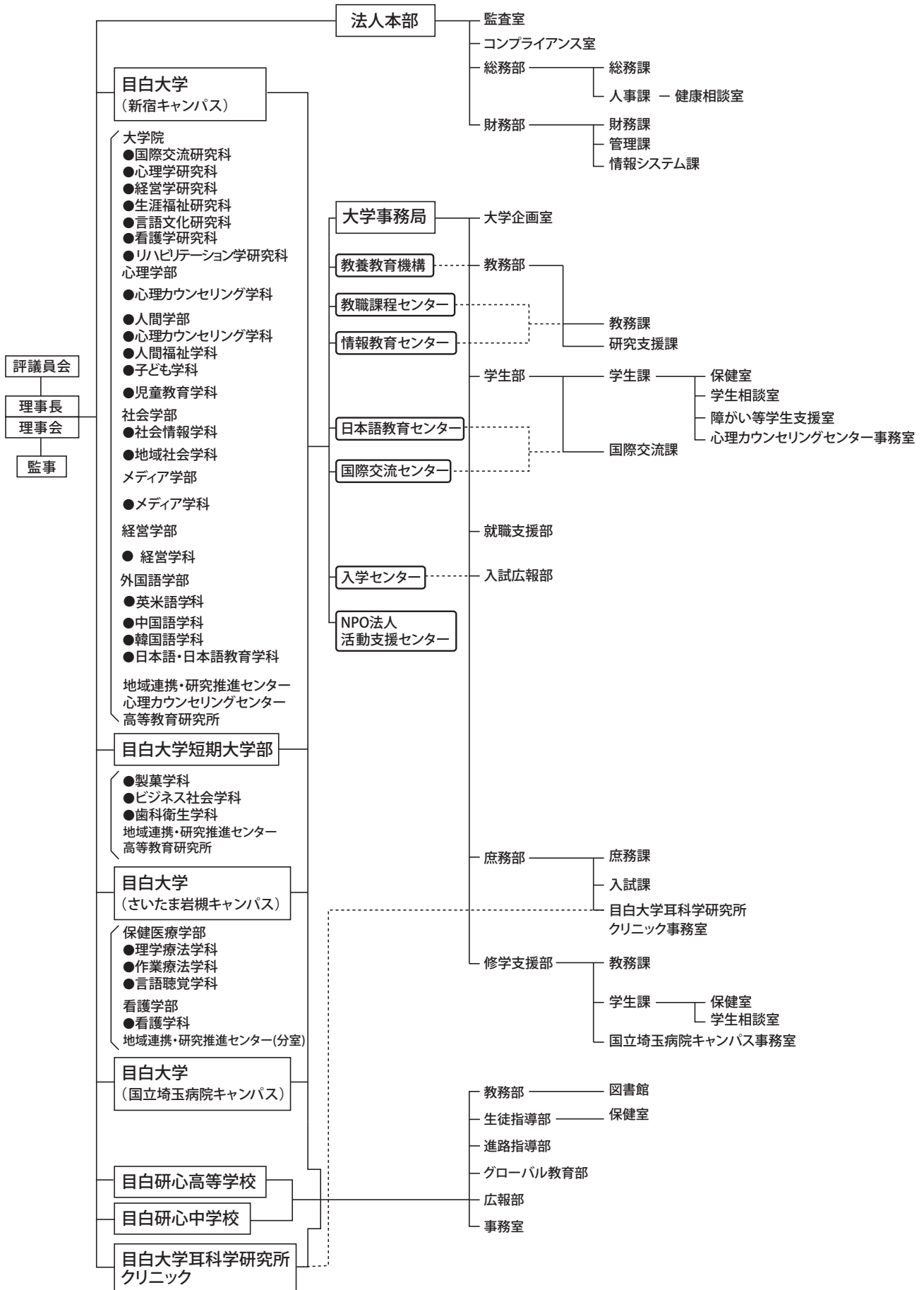
大正 12 年 (1923)	佐藤重遠・フユ両先生が研心学園を創設
昭和 4 年 (1929)	財団法人目白学園創立 目白商業学校を設置
昭和 19 年 (1944)	目白女子商業学校を設置
昭和 23 年 (1948)	学制改革により目白女子商業学校を目白学園高等学校と目白学園中学校に改組転換
昭和 26 年 (1951)	財団法人目白学園から学校法人目白学園に組織変更
昭和 34 年 (1959)	目白学園幼稚園を設置
昭和 38 年 (1964)	目白学園女子短期大学 開学 [短大] 英語英文科を開設
昭和 39 年 (1964)	[短大] 国語国文科、生活科学科を開設
昭和 42 年 (1967)	目白学園女子教育研究所を開設
平成 6 年 (1994)	目白大学 開学 [大学] 岩槻キャンパスを設置し、男女共学の人文学部（地域文化学科、言語文化学科）を開設 目白大学地域文化研究所を開設
平成 9 年 (1997)	目白大学留学生別科を開設
平成 11 年 (1999)	[大学院] 目白大学大学院を設置し、国際交流研究科（国際交流専攻、言語文化交流専攻）を開設
平成 12 年 (2000)	目白学園女子短期大学から目白大学短期大学部に校名変更 [短大] 英語英文科と国語国文科を言語表現学科に改組転換 [大学] 新宿キャンパスに人間社会学部（心理カウンセリング学科、メディア表現学科、社会情報学科）を開設 新宿キャンパスに目白大学心理カウンセリングセンターを開設
平成 13 年 (2001)	[大学] 人文学部現代社会学科を開設
平成 14 年 (2002)	[大学] 新宿キャンパスに経営学部（経営学科）を開設し、人間社会学部とともに男女共学化を実施 [大学院] 大学院心理学研究科（現代社会心理専攻、臨床心理学専攻）を開設
平成 15 年 (2003)	[短大] 言語表現学科を子ども学科に改組転換
平成 16 年 (2004)	[大学] 人間社会学部に人間福祉学科を開設 [大学院] 経営学研究科（経営学専攻〔修士課程〕）を開設 心理学研究科に心理学専攻（博士後期課程）を開設
平成 17 年 (2005)	[大学] 新宿キャンパスに外国語学部（英米語学科、アジア語学科〔中国語専攻・韓国語専攻・日本語教育専攻〕）を開設 [大学] 岩槻キャンパスに保健医療学部（理学療法学科、作業療法学科）を開設
平成 18 年 (2006)	[大学] 人間社会学部に地域社会学科を開設 保健医療学部言語聴覚学科を開設 岩槻キャンパスに看護学部（看護学科）を開設 目白学園女子教育研究所を目白大学教育研究所に改称
平成 19 年 (2007)	[大学] 人間社会学部を人間学部と社会学部に改編 人間学部子ども学科を開設 [短大] 製菓学科を開設 [大学院] 生涯福祉研究科生涯福祉専攻を開設
平成 20 年 (2008)	[大学] 外国語学部アジア語学科を改組し中国語学科・韓国語学科・日本語学科を設置 [大学院] 国際交流研究科言語文化交流専攻を言語文化研究科（英語・英語教育専攻、日本語・日本語教育専攻、中国・韓国言語文化専攻）に改組 心理学研究科現代社会心理専攻を現代心理学専攻に改称 岩槻キャンパスに目白大学クリニックを開設
平成 21 年 (2009)	[大学] 人間学部に見童教育学科を開設 [大学院] 国立埼玉病院キャンパスを設置し、看護学研究科（看護学専攻）を開設 経営学研究科に経営学専攻（博士後期課程）を開設 目白学園中学校・高等学校を目白研心中学校・高等学校に改称し、男女共学化を実施
平成 22 年 (2010)	[短大] ビジネス社会学科を開設
平成 23 年 (2011)	国立埼玉病院キャンパスに目白大学メディカルスタッフ研修センターを開設
平成 24 年 (2012)	[大学] 外国語学部日本語学科を日本語・日本語教育学科に改称 [大学院] リハビリテーション学研究科（リハビリテーション学専攻）を開設
平成 25 年 (2013)	目白大学クリニックを目白大学耳科学研究所クリニックに改称
平成 27 年 (2015)	新宿キャンパスに目白大学地域連携・研究推進センターを開設 岩槻キャンパスに同分室を開設
平成 30 年 (2018)	岩槻キャンパスを「さいたま岩槻キャンパス」に改称 [大学] メディア学部メディア学科を開設
平成 31 年 (2019)	[短大] 歯科衛生学科を開設
令和 2 年 (2020)	[大学] 心理学部心理カウンセリング学科を開設
令和 5 年 (2023)	目白学園創立 100 周年

創立者・佐藤重遠先生のこと

明治 20 年 (1887 年) 12 月、現在の宮崎県延岡市に生まれる。幼名は傳次郎。旧制第一高等学校から東京帝国大学法科大学に進み、在学中に名を重遠と改めた。東大卒業後、実業界を経て大正 13 年 (1924 年) から合計 4 期にわたり衆議院議員として国政に携わり、大蔵常任委員長や文教委員会理事などを歴任した。大正 12 年 (1923 年)、私財を投じてフユ夫人とともに目白学園の前身・研心学園を創設して学園運営に尽力したほか、故郷の延岡にも個人で女学校を設立するなど、教育活動に終生その情熱を傾けた。

昭和 38 年 (1963 年)、永年の教育功勞により藍綬褒章を受章。昭和 39 年 (1964 年) 1 月、76 歳で没。教育功勞ならびに国政への功績により正五位に叙され、勲三等瑞宝章を授与された。

学校法人目白学園 事務組織図



I 国際交流研究科 修士課程

国際交流専攻

国際交流研究科修士課程における教育研究

1. 教育理念・目的

グローバル化時代の現代社会では、世界の諸国・地域がその歴史・文化の違いを踏まえて互いに共存・交流し、その中で自己のアイデンティティを確立し、それをもって人類の平和に貢献することが望まれる。そして学問もまた、人類全体が直面する実践的諸課題に対し、「ともによく生きる」ことを中核に据えながら、問題の解決に貢献することが要請されている。

本研究科は、こうした時代の潮流・要請に応え、「共存」と「交流」をめぐる国際的・人類的諸課題を分析・解明し、さらに実践的に活躍できる人材の育成を目的とする。

2. 研究科の構成

国際交流研究科は国際交流専攻1専攻で構成されている。

3. 人材養成の目的

本研究科は、「伝統的な人文・社会科学の基盤的な教育研究を通じて国際貢献の実践者たる専門家を養成する」(大学院学則)ことをその人材育成の理念として掲げており、国際交流に関連する現実的諸課題について、人文・社会諸科学を創造的に再構築しながら取り組む研究活動を通じて、知識基盤社会を多様に支える人材を養成することを目指している。

4. 特色

国際交流研究科では、上記の目標を達成するため、下記のような教育課程・研究指導上の特色を備える。

- ①本研究科は、全専攻科目を、社会科学的分野を中心とした「国際・地域社会コース」と人文科学的分野を中心とした「地域文化・交流コース」の2つの科目群に分けて配置している。しかしながら、両科目群は相互に深く関連しながら本研究科の学際的性格を形作っていることから、その垣根を低く設定し、また他研究科開講科目を修了単位に組み込むなどして、学生諸君がその研究関心に沿った科目を幅広く受講できる制度を整えている。
- ②多様な学問的背景や属性を持つ大学院生を対象として、人文・社会諸科学を創造的に再構築する学問的姿勢を養成すべく、1年次春学期に「国際交流研究基礎論」を研究科必修科目として配置する。そして、1年次春学期を自己の研究課題を再確認する時期と位置づけ、1年次秋学期に履修する「国際交流研究演習」において修士論文指導教員を確定する制度をとる。
- ③国際交流の実践者を養成するという教育目標、及び社会人・有職者の高度専門化を図るという視点から、問題の発生現場に赴いてこれを社会臨床的に研究する科目「臨地研究」を設置し、具体的な問題解決と学問的貢献とを結びつけることを促している。
- ④研究指導上の特色としては、自己の研究課題と他者の研究課題を関連して位置づける学際的視座を涵養すべく、修士論文中間報告会、同最終報告会（最終試験）への出席を学生全員に義務づける。

5. 修了要件について

本研究科に2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。(注：休学期間は在学期間に含まれない)

修了要件単位

科目	単位数	備考
国際交流研究基礎論 [必修]	2	
国際交流研究演習 [必修]	2	
修士論文指導演習 1 [必修]	2	論文審査及び最終試験に合格しなければ履修中の単位は認定されない
修士論文指導演習 2 [必修]	2	
専攻科目の中から [選択]	22	他研究科の開放科目を8単位まで含めることができる
合計	30	

6. 授業科目について

(1) 国際交流研究演習 (必修2単位)

国際交流研究演習の履修方法については年度始めのガイダンスで指示する。

(2) 修士論文指導演習 1・2 (必修各2単位) [2年次生対象]

修士論文指導演習は、指導教員から論文作成に関する指導を受ける科目である。したがって、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければ履修中の単位は認定されない。

(3) 臨地研究 (計画書等の用紙は教務課)

i 臨地研究を履修する場合は、事前に「臨地研究計画書」に計画を記入し、指導教員の承認を得、署名捺印を受けて教務課に提出すること。

ii 実施に当っては、国内・国外とも「臨地研究同意書」を教務課に提出すること。

iii 社会人学生については、職場に関する内容を修士論文のテーマとする場合に限り、職務上の時間をもって臨地研究の時間にあてることができる。

計画書・同意書の提出	報告書の提出	注：
実施しようとする月の2ヶ月前の月初め。[2年次生は当該年次の12月末までに提出する]	臨地研究実施後可及的速やかに教務課に提出する。	報告書が未提出の場合は単位認定の対象とならない

7. 修士論文題目と中間発表について

(1) 修士論文題目及び変更の登録

2年次生は、指導教員（修士論文指導演習担当教員）の承認を得た上で学生ネットサービスにて題目を Web に登録し、その登録画面を印刷、保管すること。

また、論文の題目を変更する場合も同様に、学生ネットサービスにて題目を変更登録し、その変更登録画面を印刷、指導教員（修士論文指導演習担当教員）の承認を得た上で保管すること。

(2) 修士論文題目及び変更の登録期限

3月修了者：2年次の2026年5月7日(木)～5月14日(木)18時厳守/題目変更；2026年11月5日(木)～11月12日(木)18時厳守

9月修了者：2年次の2026年11月5日(木)～11月12日(木)18時厳守/題目変更；2026年5月7日(木)～5月14日(木)18時厳守

(3) 修士論文中間発表

2年次生は、指定された日時に必ず修士論文の中間発表を行わなければならない。

在學生は全員出席することを義務とする。

<中間発表日時> 3月修了者：2026年7月11日（土）

9月修了者：2027年1月23日（土）

8. 修士論文提出と最終試験について

中間発表を行い「修士論文」を提出する者は、所定の期日までに論文及び論文要旨に「学位請求書」及び「修士論文受領書」各1通（用紙は学生ネットサービスよりダウンロード）を添えて、教務課へ提出すること。なお、修士論文は、本人が提出するものとし、所定の日時に遅れた場合、及び郵送では受けつけない。提出後、研究科長が受理する。

(1) 修士論文作成要領・提出部数・要旨等

論文はパソコン・手書き（ペン又はボールペン）どちらでもよいが、指導教員の指示に従うこと。

また、目次・参考文献等の記載方法についても、指導教員の指示に従うこと。

* 論文作成要領：用紙A4版、縦書・横書、字詰、行数、文字サイズ等は指導教員の指示による。

* 修士論文提出部数：3部（但し、2部を仮綴じ。1部は保存用として上製本するので綴じずにクリップ等でとめ、封筒に入れて提出のこと）

* 論文枚数：指導教員の指示による。

* 論文要旨：4部提出 A4版（縦書・横書は指導教員の指示による）5枚以内。

(2) 修士論文提出期限

3月修了者：2年次の2027年1月6日(水)～1月13日(水)（18時まで）

9月修了者：2年次の2026年6月24日(水)～7月1日(水)（18時まで）

(3) 修士論文最終試験

最終試験は公開で行われる。在學生は全員出席を義務とする。

<最終試験日時> 3月修了者：2年次の2027年1月23日（土）

9月入学者：2年次の2026年7月11日（土）

9. 学位論文に係る評価基準

(1) 審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- ② 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

(2) 評価項目

① テーマの設定と研究の意義

テーマの設定が適切であるか。また、明確な問題意識に基づき、研究の意義や必要性が的確に述べられているか。

② 研究方法の妥当性

研究目的と課題に照らして、適切かつ効果的な研究方法や論証方法が用いられているか。

③ 先行研究の理解と提示

当該分野の先行研究を十分に渉猟し理解した上で、それらを的確に評価し提示しているか。

④ 構成・論旨・展開

構成が適切であり、論旨が明快であるか。また、論理展開が一貫しており、説得力があるか。

⑤ 論文の形式と体裁

語句の使い方、表現や表記に問題はないか。学位論文にふさわしい形式と体裁を具えているか。

⑥ 研究倫理の遵守

文献・資料・図表等の引用は適切に行われているか。また、個人情報の取り扱い等は適切に行われているか。

(3) 評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

■論文表紙・背表紙の書き方（雛型）

表紙貼付（B6）・中表紙 A4

<p>2000年度 (論文題目)</p> <p>指導教員 ○○○○ 教授 (あるいは准教授、講師)</p> <p>目白大学大学院 国際交流研究科 国際交流専攻</p> <p>学籍番号 ○○○○ 氏 名 目白 桐子</p>
--

背文字（A4）

<p>二 ○ ○ ○ 年 度</p> <p>論 文 題 目</p> <p>目 白 桐 子</p>
--

←修了年度
(注：修了の年ではありません)

■学位請求書

学生ネットサービスよりダウンロード

<p>学位請求書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>目白大学大学院 国際交流研究科長 殿</p>	
<p>国際交流研究科 国際交流専攻 学籍番号 ○○○○ 氏 名 目白 桐子 印</p>	
<p>このたび、学位を請求したいので、下記のとおり修士論文を提出します ので、審査をお願い致します。</p>	
<p>記</p>	
<p>修士論文題目 ○○○○○○○○○○○</p>	
<p>学位論文 3部 要旨 4部</p>	
<p>指導教員 ○○○○○ 印</p>	

国際交流研究科カリキュラム表

授業科目 の区分	科 目 名	単位数		配当 年次	開設学期		備 考	開放 科目
		必修	選択		春	秋		
基幹科目	国際交流研究基礎論	2		1	○			○
国 際 ・ 地 域 社 会 コ ー ス	国際関係研究		2	1・2	○			○
	現代政治研究		2	1・2		○		○
	国際経済研究		2	1・2		○		○
	国際協力研究		2	1・2		○		○
	公共政策研究		2	1・2		○		○
	比較政治研究		2	1・2		○		○
	地球環境問題研究		2	1・2	○			○
	グローバル・ビジネス研究		2	1・2	(今年度非開講)			○
	労働社会学研究		2	1・2		○		○
	アジア研究		2	1・2		○		○
	アメリカ研究		2	1・2	○			○
	ヨーロッパ研究		2	1・2	○			○
	イスラム研究		2	1・2	○			○
地 域 文 化 ・ 交 流 コ ー ス	日本史研究1 (古代・中世・近世)		2	1・2	○		他研究科の開放科目を 含め22単位以上選択 ただし、開放科目は8 単位を上限とする	○
	日本史研究2 (近代・現代)		2	1・2	(今年度非開講)			○
	日本思想史研究		2	1・2		○		○
	日本民俗学研究		2	1・2	○			○
	地域資料研究		2	1・2		○		○
	比較文化研究		2	1・2		○		○
	比較宗教研究		2	1・2		○		○
	社会哲学研究		2	1・2		○		○
	考古学研究		2	1・2	○			○
	博物館学研究		2	1・2		○		○
	文化ボランティア研究		2	1・2	○			○
	まちおこし研究		2	1・2	○			○
	観光・交通研究		2	1・2		○		○
	都市社会研究		2	1・2	○			○
都市文化研究		2	1・2		○	○		
臨地 研究	臨地研究1 (短期)		2	1・2	○	○		
	臨地研究2 (長期)		4	1・2	○	○		
演習	国際交流研究演習	2		1		○		
	修士論文指導演習1	2		2	○			
	修士論文指導演習2	2		2		○		

Ⅱ 心理学研究科 修士課程

現代心理学専攻

臨床心理学専攻

心理学研究科修士課程における教育研究

1. 教育理念・目的

現代社会において生起する人間の心理に深く関連する諸問題は、その深刻さを増し、人間社会のさまざまなレベルで解決されなければならない多くの事象が生じていることは周知のとおりである。このような現状に対して、当研究科では問題状況の理解を深め、認識のレベルを高め、その解決に向けて少しでも社会貢献ができる人材を養成するための教育研究を志向している。

現代心理学専攻においては、主として社会と人間との関わりに重点を置いた心理学的諸問題を扱い、臨床心理学専攻においては、主として個人のレベルでの不適応現象の改善や心の健康の維持、促進に対処できるような教育研究を志向している。

問題背景が広範囲にわたり複雑な現象を扱うことになるので、二つの専攻は社会的側面（マクロ）と個人的側面（ミクロ）が相補い、相乗効果をもたらすようカリキュラムの構成や研究指導面での配慮がなされている。

2. 研究科の構成

心理学研究科修士課程は次の二つの専攻から構成されている。

- (1) 現代心理学専攻
- (2) 臨床心理学専攻

3. 人材養成の目的

(1) 現代心理学専攻

本専攻では、心理学の研究とそれに基づく実践活動によって、社会の多様な現場で、実際的な問題解決をリードし、社会に貢献できる人材の養成を目的としている。具体的には、(1) 現実社会に精通した研究者、(2) 研究マインドと研究能力に基づく高度な実務能力者、(3) コンサルタント、カウンセラーなどの援助・支援の専門家などである。これらの専門家たちは、組織の人事関係、教育の領域あるいは地域社会のリーダーとして活躍できる人材、問題解決や援助的にかかわり、発達・子育て支援などをリードできる高度な職業人、実務家を支援・指導できるカウンセラーやコンサルタント、さらに、問題解決や対人援助、組織・コミュニティ支援のための心理学的介入が実践できる人材である。本専攻では、自分自身の問題意識により、認識を深め、自らがその一員である社会に対して提案し、問題解決に向けた指針やノウハウを提供し、かつ検証できる人材を養成したい。

(2) 臨床心理学専攻

本専攻は、臨床心理学の立場から複雑な現代社会の抱えている多くの問題に対して、それらの課題を理解し、問題解決に向けた研究を行い、さらに個人および地域社会に対してさまざまな支援を行える公認心理師・臨床心理士の養成を目的としている。教育、医療、福祉、司法、産業などのさまざまな分野における社会的要請に応えるため、確かな技術と豊かな人間性を備えた臨床心理の専門家として、従来の個人に対する臨床心理学的援助はもとより、さまざまな問題を抱えている地域社会への支援も行える臨床心理学的援助の専門家の養成を目指している。そのため、さまざまな困難を抱える人々に対して、あたたかいまなざしを向け、相手の立場に立って援助の手を差し伸べる思いやりと優しさ、人間に対する興味や関心を豊かに持ち、困難な状況に対して諦めずに関わり続ける力を養成したい。特に、どんなに重い障害や精神的病を抱えている人に対しても一人の人間として遇する心を失わず、相手の成長や再生の可能性を信じて待つ人材を育てたい。

4. 教育課程と指導方針

(1) 現代心理学専攻

本専攻では、社会の抱える諸問題に対して、深い問題意識と心理学の専門的知識に基づいて課題を設定し、適切な方法論を用いて社会現象を分析・理解し、困難を抱える人々に対する支援・援助につ

なげていくことのできる人材及び研究者を養成するためのカリキュラムを構成し、丁寧な研究指導を行っている。

①カリキュラムの構成について

第1の授業区分「現代心理学方法論」では、心理学の研究に必要な方法論が修得できる。第2の授業区分「現代心理学特論」では、現代人の心と行動を探るために必要な授業科目が多彩に開設されているので、各自の専門性を高めたり、研究テーマを深めたりすることができる。第3の授業区分「心理援助学特論」では、人を支えるために必要な専門知識と技術を学ぶための授業科目が開設されているので、現代社会において困難を抱える個人や組織・コミュニティに対しての心理学的支援や援助などに役立つ。

②資格取得のための授業科目の開設について

心理学の研究者養成に必要な授業科目と同時に、臨床発達心理士他、心理学の専門的資格の受験資格に必要な指定授業科目が開設されている。

③研究指導について

1年次からゼミに配属され、一貫したきめ細かい指導が行われるので、教員と学生相互の交流、研究指導や学会活動などのサポートが可能となる。また、修士論文は、構想発表、中間発表、論文査読と口頭試問、最終試験（修士論文発表会）の順に審査が行われる。それぞれの段階ごとに合否判定を行い、審査結果についてのフィードバック及び研究を継続する上でのアドバイスをするなどのプロセスを踏んで綿密な研究・論文指導が行われている。

(2) 臨床心理学専攻

本専攻は、カリキュラム、教育スタッフ、施設・設備などが整備され、国家資格である公認心理師の受験資格が取得できるとともに、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会より臨床心理士養成のための第一種指定大学院として認可されている。本専攻の教育課程は、公認心理師・臨床心理士の受験資格取得に関わる科目とともに、本学教員の専門領域を生かした独自の科目を配置しており、特に学内実習や学外実習など実習を充実させている。本専攻では、公認心理師・臨床心理士の養成に関わる教育はもとより、さらに専門的研究をすすめていく探究心を育むために、臨床心理学の発展に寄与するための研究指導を徹底している。本専攻では、次のような指導方針で具体的に教育研究指導を行っている。

①公認心理師・臨床心理士の養成

公認心理師法第7条第1号及び第2号により定められた受験資格に必要な科目と、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会により指定されたカリキュラムに沿った教育及び実習を通して、心理アセスメントや心理療法・カウンセリング、コンサルテーション、および臨床心理学的研究などをすすめていくための専門的な知識と技術を習得する。

②臨床心理実習の充実

臨床心理実習に力を入れ、臨床心理士資格や公認心理師資格を持つ教員によるきめ細やかな指導を行う。学内実習においては、多様な相談ケースを受け入れている心理カウンセリングセンター臨床心理相談室の充実した設備・スタッフのもとで、教員の個別スーパーヴィジョンを受けながら、来談者の心理アセスメント、心理療法・カウンセリングの補助及び陪席を行うことにより、実践家としての確かな技術を習得させる。学外実習では、現場の臨床感覚を身につけるために、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働などさまざまな領域で短期実習・長期実習を行う。

③専門家に対する最新の知識・技術習得および研究支援

既に資格を持って現場で働いている心理臨床の専門家に対して、さらなる知識・技術習得の機会を提供すると共に、教育研究指導を行い、実践と研究のバランスのとれたより高度な専門家を養成する。

④臨床心理学研究の充実

実務家としての実践のみならず社会に貢献できるような研究の指導にも力を注いでいる。

1年生の春学期からゼミに所属し、より早期からのきめ細やかな臨床および論文の指導を行う。

5. 履修要件

(1) 現代心理学専攻

現代心理学専攻の修了に要する必要単位数と要件は下記の通りである<別表1-1>。

- ①必修科目として、「心理学研究・統計法演習」2単位、「心理学の歴史と理論」2単位、「カウンセリング再入門」2単位、「現代心理学特別研究」4単位を履修する。(合計10単位)
- ②選択科目として、「現代心理学方法論」の中から4単位以上、「現代心理学特論」の中から4単位以上、「心理援助学特論」の中から4単位以上を履修する。
- ③上記以外の現代心理学専攻開設科目及び臨床心理学専攻の他専攻開放科目(4単位以内)の中から8単位以上を履修する。
- ④修士論文の審査と最終試験に合格すること。

(2) 臨床心理学専攻

臨床心理学専攻の修了に要する必要単位数と要件は下記の通りである<別表1-2>。

- ①必修科目30単位。
- ②専攻選択科目及び現代心理学専攻の他専攻開放科目<別表1-1>の中から10単位以上。
- ③修士論文の審査と最終試験に合格すること。

公認心理師受験資格取得希望者は、公認心理師法第7条第1号および第2号および公認心理師法施行規則第2条に規定する「公認心理師となるために必要な科目」を履修する必要がある。「必要な科目」は、<別表1-2>の「資格科目」に◆印をつけてある科目、及び注2)に示してある現代心理学専攻科目がそれに該当する。

臨床心理士受験資格取得の希望者は、「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会指定科目の群」で、各科目群から2単位以上、合計10単位以上を修得することが必要である。指定科目群はA、B、C、D、Eと5群あり、<別表1-2>の「資格科目」のアルファベット記号の前に★印をつけてある科目、及び注3)に示してある現代心理学専攻の科目がそれに該当する。

6. 2025年度入学者修士論文及び最終試験に関する手続・日程

(1) 日程

現代心理学専攻

構想発表会 2026年4月11日(土)
修士論文題目登録期間 2026年5月7日(木)9時~5月14日(木)18時厳守
中間発表会 2026年10月3日(土)
修士論文題目変更登録期間 2026年12月2日(水)9時~12月9日(水)18時厳守
修士論文提出期間 2027年1月6日(水)9時~1月12日(火)18時厳守
最終試験(修士論文発表会) 2027年2月6日(土)

臨床心理学専攻

構想発表会 2025年9月10日(水)実施済
中間発表 2026年4月6日(月)
修士論文題目登録期間 2026年5月7日(木)~5月14日(木)18時厳守
修士論文中間提出期間 2026年8月22日(土)~8月31日(月)心理事務室・18時厳守
修士論文題目変更登録期間 2026年12月2日(水)~12月9日(水)18時厳守
修士論文最終提出期間 2027年1月6日(水)~1月12日(火)教務課・18時厳守
最終試験 2027年2月1日(月)

なお、「修士論文題目」及び「修士論文題目変更」は、指導教員の承認を得た上で学生ネットサービスにて題目をWebに登録し、その登録画面を印刷、保管すること。

その際の留意事項として、題目に副題を付与する場合は、副題の両端を「——(ダブルダッシュ)」で挟み、修士論文提出時の題目も同様とすること。

(2) 発表会の可否

構想発表会・中間発表会ともに、発表及び口頭試問によって審査を行う。現代心理学専攻では、中間発表会において、研究に必要な基礎的なデータの解析が終了していることが求められる。不合格または発表を行わなかった場合、次回以降の発表会で審査を行う。ただし最終試験の開催は、2月(3月修了)および7月(9月修了)の年2回のみである。

(3) 修士論文提出

修士論文を提出する際には、完成論文を提出することとし、その際、下記一式を不備なく提出する必要がある。なお、修士論文は、本人が提出するものとし、所定の期日に遅れた場合や郵送での申請は受理しない。

- ・査読用修士論文 3部 1部ずつファイルに綴じて提出
- ・修士論文要旨(A4横書き 40字×30行×4ページ) 本文とは別に4部(うち1部は最終試験のレジュメ)
- ・学位請求書(用紙は学生ネットサービスからダウンロードし、論文完成後は指導教員の署名・捺印をもらうこと)
- ・修士論文受領書(用紙は学生ネットサービスからダウンロードすること)
- ・修士論文セルフチェックリスト(※現代心理学専攻のみ。詳細は中間発表後、専攻より修士論文提出予定者に通知される)

提出場所：教務課

(4) 論文審査及び最終試験

1. 論文審査は主査1名と2名以上の副査によって行われる。
※現代心理学専攻では、修士論文提出後に、口頭試問が行われる。
2. 論文審査に合格した者は最終試験を受けることができる。
3. 最終試験は修士論文の発表に対する口頭試問によって行う。

(5) 修士論文作成要領

1. 用紙はA4版とする。1ページの字数は40字×30行であり、上35mm、下25mm、左30mm、右25mmの余白をとること。分量は30枚以上とする。
2. 本文・図表・引用文献の書式は、日本心理学会発行の「執筆・投稿の手引き」に準拠する。
3. 英文アブストラクト、および引用文献における日本語論文の英語表記は不要である。
4. 表紙および目次をつけること。本文下部にページをつけること。
5. 論文要旨は以下の通り作成すること。
 - 1) A4版縦、横書き、1ページ40字×30行、4枚
 - 2) 最終試験のレジュメを兼ねる。

なお、①生成系AIシステム(Chat GPT等)に指示することで生成された文章、あるいは②第三者著作物(学術論文、書籍等)を生成系AIシステム(Chat GPT等)に例示したうえで生成した文章について、そのままコピーアンドペーストもしくはそれに加筆修正した文章を論文に記載することは認めない。

(6) 論文の製本

心理学研究科で一括して業者に依頼する。製本代は、実費を徴収する。

7. 2026年度入学者の構想発表会(予定)

現代心理学専攻 2027年4月初旬

臨床心理学専攻 2026年9月9日(水)

修士論文関係の行事・手続き等の詳細に関しては、「心理学研究科事務室」で掲示する。

8. 学位論文に係る評価基準

(1) 現代心理学専攻

①審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

(1) 主査は、研究科における研究指導教員とする。

(2) 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

②評価項目

(1) 日本語としての問題がない (ex. 誤字脱字が多い、文章が未完成など)

(2) 剽窃・盗作・データの捏造がない

(3) 研究対象・協力者に対して必要な倫理的配慮が行われている

(4) 研究の過程で倫理的配慮の不足による有害事象が生じていない

(5) 本文の文量は学会誌の原著論文と同等以上である

(6) 問題 (問題と目的・序論・序章等) および考察 (総合考察) の文量が、学会誌の原著論文における問題 (目的)、考察よりも少なくない

(7) 関連する先行研究について把握していることが読み取れる

(8) 引用文献を用いながら、ある程度客観的・論理的に議論が進められている

(9) 先行研究のレビューと研究目的の内容に大きな乖離がない

(10) 研究目的や仮説が適切に設定できている

(11) 研究の意義について適切に論じられている

(12) 他の研究者が追試できるだけの情報が記載されている

(13) 用いる変数の説明が適切に記述されている

(14) (独自項目がある場合) 本文中または付表で項目が参照可能である

(15) 研究目的から考えて、なぜその統計的・質的分析方法を用いたかが理解できる

(16) 用いた統計的・質的分析方法は、2001年以降に公刊された、日本心理学諸学会連合加盟団体機関誌の原著論文で用いられている

(17) 参考にした先行研究や、2001年以降に公刊された、日本心理学諸学会連合加盟団体機関誌の原著論文と同等以上のサンプルサイズがある

(18) 分析が適切に行われている

(19) 結果の解釈が適切である

(20) 結果の解釈がある程度客観的・論理的に行われている

(21) 結果に基づき、研究目的がどこまで達成されたか、仮説がどこまで検証されたかを適切に議論している

(22) 研究の限界や今後の課題が述べられている

(23) 引用文献が、学会誌で認められた形式でリストされている

(24) 引用方法、引用箇所と文献の対応、表記方法が適切である

(25) 院生便覧に記載されているルールに従って執筆している

(26) 体裁・様式は日本心理学諸学会連合加盟団体の機関誌 (以下、学会誌) に準拠している

(27) 表題が研究内容から大きく乖離していない

(28) 章立ては、おおそ問題 (目的)・方法・結果・考察・引用文献、またはオリエンテーション時に紹介された書籍に記載されたようになっている

(29) 研究の学術的、実践的な意義や貢献について論じられている

(30) 要約を読み、研究の全体像が把握できる

(31) 口頭試問の説明から、研究の全体像が理解できる

(32) 口頭試問の質疑応答の内容や態度に問題がない

③評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

(2) 臨床心理学専攻

①審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

(1) 主査は、研究科における研究指導教員とする。

(2) 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

②評価項目

(1) 先行研究の展望

- ・先行研究を十分に網羅できている。
- ・最新の研究や国外の研究も十分にフォローできている。
- ・先行研究と当該研究との関連が論理的に説明できている。

(2) 研究の目的と意義

- ・先行研究を踏まえた上で、明確な研究目的が設定できている。
- ・研究において、何をどこまで明確にしたいのかが明快に規定されている。
- ・リサーチクエスション、研究仮説が明確である。
- ・研究にオリジナリティがある。
- ・臨床心理学的な意義が認められる。

(3) 研究方法

- ・研究目的や仮説に見合った適切な研究デザインである。
- ・研究仮説に対応した概念・変数を明確に定義し、データ収集を行っている（特にアウトカム評価項目）
- ・内的妥当性・外的妥当性に十分な検討がなされている。
- ・研究参加者の種類、数等が適切である。
- ・観察・介入の方法が適切である。
- ・データ収集の方法が適切である。

(4) データの分析

- ・研究デザインに適したデータ解析方法である。
- ・統計処理の方法が適切である。
- ・交絡要因が適切に調整されている。
- ・データ解析の結果を適切に要約できている。
- ・データ解析の結果を適切な表や図にまとめている。

(5) 考察

- ・データから得られた所見を適切に用いて考察が進められている。
- ・研究目的や仮説に従って考察がなされている。
- ・先行研究の知見を適切に引用しながら、独自の結論を導いている。
- ・研究の弱点についての十分に理解した上で、考察を行うことができている。
- ・将来の研究の方向性に対して、合理的な言及ができている。

(6) 研究倫理

- ・倫理審査に従って、研究の遂行ができている。
- ・論文の記載や表現に倫理的な問題が十分に配慮されている。

(7) 論文執筆

- ・日本心理学会「執筆・投稿の手引き」に従った記載ができている。
- ・論理的に整合性のある文章が書けている。
- ・章立てなど、論文の構成が適切である。
- ・誤字脱字、図表の欠落等がない。

評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

■表紙・背表紙の書き方（雛型）

表紙貼付 (B5 1/2)・中表紙 A4	背表紙
<p>2000年度</p> <p>中央揃え (ここに論文題目を記入) 指導教員 ○○○○ 教授 (准教授)</p> <p>目白大学大学院 心理学研究科 ○○○○専攻</p> <p>学籍番号 ○○○○ 氏 名 目白 太郎</p>	<p>二 ○ ○ ○ 年 度</p> <p>←修了年度 (注:修了の年では ありません)</p> <p>論 文 題 目</p> <p>目 白 太 郎</p>

■学位請求書

学生ネットサービスよりダウンロード

学 位 請 求 書

年 月 日

目白大学大学院
心理学研究科長 殿

心理学研究科 ○○○○○ 専攻
学籍番号 ○○○○
氏 名 目白 太郎 印

このたび、学位請求のため、下記のとおり修士論文を提出しますので、審査をお願い致します。

記

修士論文題目 ○○○○○○○○○○

学位論文 3部 要旨 4部

指導教員 ○○○○○ 印

心理学研究科 カリキュラム表

(1)現代心理学専攻 <別表1-1>

授業科目の区 分	授 業 科 目	単位数		配当 年次	開設学期		開放科目	資格科目
		必修	選択		春	秋		
現代心理学方法論	心理学研究・統計法演習	2		1	○			
	心理学研究法特論		2	1・2		○	○	
	調査研究・データ解析実習		2	1		○		
	アカデミック・スキルズ		2	1・2		○		
現代心理学特論	心理学の歴史と理論	2		1	○			
	認知心理学特論		2	1・2		○	○	*
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）		2	1・2		○	○	
	発達心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）		2	1・2	○		○	*
	言語発達特論		2	1・2	○		○	*
	非言語行動心理学特論		2	1・2		○	○	
	社会心理学特論		2	1・2		○	○	
	メディア・コミュニケーション特論		2	1・2	○		○	
	法と心理学特論		2	1・2		○	○	*
	家族心理学特論		2	1・2		○	○	*
	産業組織心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）		2	1・2	○		○	
スポーツ心理学特論		2	1・2	○		○		
心理援助学特論	カウンセリング再入門	2		1		○		
	メンタルヘルス特論		2	1・2		○	○	
	産業カウンセリング特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）		2	1・2	○		○	
	キャリアコンサルティング特論		2	1・2		○	○	
	多文化心理援助学特論		2	1・2	○		○	
	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）		2	1・2	○		○	
	健康心理学特論		2	1・2		○	○	*
	言語発達の評価と支援		2	1・2		○	○	*
	心理援助学実習Ⅰ		1	1・2	○			
	心理援助学実習Ⅱ		1	1・2		○		
研究指導	現代心理学特別研究	4		2	○	○		

注1) 開放科目とは現代心理学専攻のカリキュラムとして開講し、他専攻(臨床心理学専攻)も希望すれば履修可能な科目
 なお、他研究科の学生は原則として履修できないが、資格取得に関する場合に限り履修を認める場合がある。

注2) *：臨床発達心理士受験資格取得のための指定科目

(付記) 資格取得に関わる下記の科目は、本専攻学生も履修することができる。

臨床発達心理士指定科目

心理学研究科臨床心理学専攻科目：「発達障害臨床心理特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)」

生涯福祉研究科生涯福祉専攻科目：「子育て支援特論」「保育ニーズ特論」

心理学研究科 カリキュラム表(科目担当者一覧)

(2)臨床心理学専攻 <別表1-2>

授業科目 の区 分	授 業 科 目	単位数		配当 年次	開設学期		開放科目	資格科目		
		必修	選択		春	秋		公認 心理師	臨床 心理士	
臨床心理学基礎科目	臨床心理学特論A	2		1	○				★	
	臨床心理学特論B	2		2		○			★	
	臨床心理面接特論A(心理支援に関する理論と実践)	2		1	○			◆7	★	
	臨床心理面接特論B	2		1	○				★	
	臨床心理査定演習A(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2		1	○			◆6	★	
	臨床心理査定演習B	2		1	○				★	
臨床心理学専門科目	臨床心理学研究法特論		2	1	集中				★A	
	臨床心理学統計法特論		2	1		集中			★A	
	人格心理学特論		2	1・2		○	○		★B	
	司法矯正・犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)		2	1・2		○	○	◆4	★C	
	家族カウンセリング特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)		2	1・2	○		○	◆8	★C	
	臨床心理法規・倫理特論		2	1・2	○		○		★C	
	医療心理学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2	1・2		○	○	◆1	★D	
	発達障害臨床心理特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)		2	1・2		○	○	◆2	★D	
	認知行動療法特論		2	1・2			○		★E	
	臨床心理コミュニティ援助特論		2	1・2	(今年度非開講)					★E
	学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)		2	1・2		○	○	◆3		
	心理教育特論(心の健康教育に関する理論と実践)		2	1・2	○		○	◆9		
臨床心理実習	臨床心理基礎実習A	2		1	○				★	
	臨床心理基礎実習B(心理実践実習1)	2		1	○			◆10		
	臨床心理実習 I (心理実践実習2)	3		2	○			◆10	★	
	臨床心理実習 II (SV)	1		2	○				★	
	臨床心理実習 III(心理実践実習3)	6		1・2	○			◆10	★	
研究指導	臨床心理学特別研究	4		2	○					

注1) 開放科目とは、臨床心理学専攻のカリキュラムとして開講し、他専攻(現代心理学専攻)も希望すれば履修可能な科目。
なお、他研究科の学生は原則として履修できないが、資格取得に関する場合に限って履修を認める科目がある。

注2) ◆は、公認心理師法第7条第1号および第2号に規定する「心理学その他の公認心理師となるために必要な目(以下、必要な科目)」である。なお、現代心理学専攻の「精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)◆1」、「発達心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)◆2」、「犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)◆4」、「産業組織心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)◆5」、「産業カウンセリング特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)◆5」も「必要な科目」として認められる。

注3) ★は、臨床心理士受験資格取得のための指定科目である。A～Eはその領の区分を示す。なお、現代心理学専攻の「心理学研究法特論★A」、「発達心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)★B」、「社会心理学特論★C」、「家族心理学特論★C」、「犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)★C」、「精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)★D」、「言語発達特論★D」も指定科目として認められる。

Ⅲ 心理学研究科 博士後期課程

心理学専攻

心理学研究科心理学専攻博士後期課程における教育研究

1. 教育理念・目的

修士課程における教育研究を深化・発展させ、自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的として、心理学研究科の修士課程2専攻（現代心理学専攻と臨床心理学専攻）の上に心理学専攻（博士後期課程）を置く。

2. 人材養成の目的

今日の高度情報化社会における人間心理の複雑化と深刻な問題の広がりにより専門的に対応する必要性から、広く人間理解と人間援助にかかわる心理学的実践・研究を担う高度専門職としての研究者および指導的実践家の養成を目的とする。

3. 教育課程と指導方針

研究指導科目と特殊研究科目の2本の柱によって教育課程を編成している。研究指導科目4単位3ヶ年によって博士の学位を取得できるよう一貫した指導を行う。また専門的知識と教養を深める機会とするため、心理学の諸領域から特殊研究科目5科目を開設し、学生は3科目以上を選択履修する。

博士論文指導は、入学の時点で主たる指導の教員を決定し、3年間の個別指導によって博士の学位請求論文の作成を指導する。具体的には、1年次には博士論文の基礎となる内外の論文を集中的に収集し討議するとともに構想発表会を開く。2年次には博士論文の中間発表会を開く。そして3年次の春学期に予備審査を行い、その年度に論文提出が可能かどうかを判定する。論文提出の時期は12月中旬を予定し、1月に最終試験を実施する。

なお、博士論文に編成可能と思われる審査つき学会誌論文をすでにもっている場合には在学期間を短縮する措置も用意している。該当する者は指導教授と協議の上、研究科長に申し出る。

(1) 科目の構成

博士後期課程では修士課程における基礎、応用、実践的技術・技能の修得、科学的方法論や理論の学習などを発展させ、研究上必要な総合的な人間理解の基礎となる分野および研究枠組みの形成に役立つ分野等の学習により研究全体のブラッシュアップを行い、一層高度の研究能力態度を養成しながら博士論文を作成できるように指導する。

(2) 専攻と分野

博士後期課程は専攻を心理学専攻1つに集約し、その中に分野として社会心理学、発達心理学、健康心理学、カウンセリング心理学、臨床心理学の各分野を置く。

(3) 開設授業科目

カリキュラムは論文作成を指導するための研究指導科目（必修）と研究の基礎を広げるための特殊研究科目（選択）から構成される。

○研究指導科目（必修）

- 心理学研究指導Ⅰ（1年次）
- 心理学研究指導Ⅱ（1年次）
- 心理学研究指導Ⅲ（2年次）
- 心理学研究指導Ⅳ（2年次）
- 心理学研究指導Ⅴ（3年次）
- 心理学研究指導Ⅵ（3年次）

○特殊研究科目（3科目選択、6単位以上）

- 社会心理学特殊研究（1・2・3年次）
- 発達心理学特殊研究（1・2・3年次）
- 健康心理学特殊研究（1・2・3年次）
- カウンセリング心理学特殊研究（1・2・3年次）
- 臨床心理学特殊研究（1・2・3年次）

注）この科目は、研究指導教員の助言のもとで、1年次から3年次の間に適宜、履修する。

（4）修了要件

開設授業科目のうち、研究指導科目12単位と、研究指導関連科目としての特殊研究科目6科目中3科目6単位との合計18単位を修得し、博士論文を提出し、最終試験に合格することが必要である。

<履修モデル>

	1年次	2年次	3年次	合計	
研究指導科目	4単位	4単位	4単位	12単位	博士論文
特殊研究科目 （5科目中3科目）	研究指導科目の補強、補完となる科目および特に受講したい科目			6単位	
合 計				18単位	

4. 研究指導の方法

(1) 徹底した個別指導とグループ指導

- ①本博士後期課程においては、一人ひとりの学生にインテンシブな学習、論文指導を行うよう研究指導教員が1対1で個別に対応することを基本とする。また、学生にとっては異なったタイプの研究指導者や異なった研究分野の指導者との接触も必要なため、博士後期課程担当の複数の教員の指導を得られるようにする。
- ②入学時において指導教員を正式に決定し、課程修了を展望した、学生の学問的背景に応じたきめ細かな履修と研究に関する全体的な指導を行う。
- ③1年次より学会への参加・発表、研修会・研究会等への参加、論文投稿などを積極的に行うよう指導する。

(2) 指導および審査のプロセス

授業および日常的指導の他に、博士論文提出へ向けての指導のステップとして以下のような手順を想定している。

1年次 (春学期)	研究指導教員および副指導教員の決定(4月) ○博士論文のテーマ、問題意識、先行研究、参考文献に関する指導 ○修士論文等の学会発表、学会誌および研究紀要への投稿の促進
1年次 (秋学期)	博士論文の基礎となる論文等の学会発表、投稿および研究紀要への執筆 ○博士論文のテーマ、問題意識、先行研究、参考文献、論文の構成に関する指導 ○博士論文の構想発表会(2月)
2年次 (春学期)	研究の推進・指導 ○随時、成果を学会発表、学会誌・研究紀要へ執筆・投稿
2年次 (秋学期)	研究の推進・指導 ○博士論文の中間発表会(2月) ○随時、成果を学会発表、学会誌・研究紀要へ執筆・投稿
3年次 (春学期)	研究の推進・指導 随時、成果を学会発表、学会誌・研究紀要へ執筆・投稿 ○予備審査委員会の設置 ○博士論文の予備審査
3年次 (秋学期)	研究の推進・指導 ○学位請求論文の提出(12月) ○審査委員会の設置 ○第1次審査(口頭試問)(1月中旬) ○最終試験(公開発表)(1月下旬) ○研究科委員会へ審査報告・決定(2月)

(注)・博士論文に合格する基礎的条件としては、筆頭著者として当該テーマに関する学術論文が審査付の学会誌に1本以上、かつ本学研究紀要を含む研究論文集に2本以上が、掲載される必要がある。

- ・予備審査に合格しなかった場合はその後の論文提出が延期される。

5. 学位論文に係る評価基準

(1) 審査体制

博士学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- ② 主査・副査は、博士の学位を有する者またはそれと同等以上の研究業績を有する者とする。
- ③ 大学院学位規則第6条3により、必要と認められる場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

(2) 評価項目

① 先行研究の精査

関連分野の国内外の研究動向および先行研究の把握に基づいて、心理学分野における当該研究の意義や位置づけが論理的に述べられている。

② 研究の独自性

学術論文として心理学分野の発展に寄与するオリジナルな研究成果が示されている。

③ 論理性

研究の背景、目的、方法、結果、考察、結論等の論文の構成が明確であり、心理学分野の博士論文に相応しい研究デザインである。

④ 実証性

研究デザインに適したデータ解析方法により、客観的な根拠に基づいて結論が示されている。

⑤ 資料分析の妥当性と信頼性

研究倫理についての十分な知識と配慮がなされ、内的妥当性・外的妥当性及び研究結果の信頼性が十分に検討されている。

⑥ 今後の展開の可能性

本博士論文による成果が、心理学分野における新たな学術的知見を含み、今後さらに発展・展開に寄与する可能性を有する。

(3) 評価基準

上記評価項目のすべてについて、博士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

心理学研究科カリキュラム表

心理学専攻（博士後期課程）

授業科目 の区分	授 業 科 目	単位数		配 当 年 次	開設学期		備 考
		必 修	選 択		春	秋	
研究 指 導 科 目	心理学研究指導Ⅰ	○		1	○		12単位必修
	心理学研究指導Ⅱ	○		1		○	
	心理学研究指導Ⅲ	○		2	○		
	心理学研究指導Ⅳ	○		2		○	
	心理学研究指導Ⅴ	○		3	○		
	心理学研究指導Ⅵ	○		3		○	
特 殊 研 究 科 目	社会心理学特殊研究		2	1・2・3	(今年度非開講)		3科目6単位 選択必修
	発達心理学特殊研究		2	1・2・3	○	○	
	健康心理学特殊研究		2	1・2・3	○		
	カウンセリング心理学特殊研究		2	1・2・3		○	
	臨床心理学特殊研究		2	1・2・3		○	

IV 経営学研究科 修士課程

経営学専攻

経営学研究科修士課程における教育研究

1. 教育理念・目的

本研究科は、建学の精神と全学的教育研究の理念に基づき、科学的方法を重視し、とりわけ数量的かつ実証的アプローチを教育研究の基本方針としている。また、広い視野にたつて、経営学諸分野の基礎理論、最先端の理論及び技法を教育し、さらにそれらの実学への応用に関する知識を授け、実際の経営諸問題に対応しうる能力を涵養することを教育の目的としている。そのため講義だけではなく、ケーススタディ、演習問題、実践的実習等の教育を重視し、自律的に創造性を発揮するとともに専門性が要求される職業等に必要の問題発見能力と問題解決能力をもった人材を養成し、さらに経営学諸分野における研究能力を有する人材を養成することを目的としている。

2. 研究科の構成

本研究科は経営学専攻から成り、「修士論文コース」と「特定課題論文コース」に分けられている。いずれのコースを修了しても「修士（経営学）」が授与される。

(1) 「修士論文コース」と「特定課題論文コース」

- ①「修士論文コース」の学生は、後述のように、必修科目を含む30単位以上を修得し、研究指導を受けたうえで「修士論文」を作成しなければならない。
- ②「特定課題論文コース」の学生は、後述のように、必修科目を含む40単位以上を修得し、研究指導を受けたうえで「特定課題論文」を作成しなければならない。このコースは、専門領域の基礎知識をより実用的かつ実践的に活用することを学ぶためのものである。
「修士論文コース」と「特定課題論文コース」では作成する論文について研究指導、審査等が大幅に異なるので注意を要する（授業科目と単位の詳細は後記のカリキュラム表を参照）。

(2) 会計学を主とする場合

会計理論（財務会計学）、原価計算論、管理会計学、租税法、監査論の各分野、ならびにこれらの経営学特別演習（修士論文ならびに特定課題論文作成のための研究指導のゼミナール）を主とする（授業科目と単位の詳細は後記のカリキュラム表を参照）。

会計理論（財務会計学）の分野には、会計学原理特論Ⅰ・Ⅱが置かれている。
管理会計学の分野には、原価計算特論Ⅰ・Ⅱが置かれている。
租税法の分野には、租税法特論Ⅰ・Ⅱ、法人税法特論が置かれている。
監査論の分野には、監査特論が置かれている。

以上の各分野に属する授業科目を履修し、ならびに各専門の経営学特別演習において研究することにより、有意義な会計専門家、例えば日本会計基準、国際会計基準 I A S、国際財務報告基準 I F R S、米国財務会計基準 F A S B 等の専門知識を統一的な会計理論のフレームワークにおいて理解し、これらを活用しうる人材、ならびに意思決定会計、原価改善、活動基準原価計算（ABC/ABM）、予算管理、バランス・スコアカード等を駆使しうる人材等を養成することを目指す。

(3) 経営管理を主とする場合

経営組織論、経営情報論、経営戦略論、人的資源管理、ホスピタリティ・マネジメント、サービス経営、マーケティング、数理モデルの各分野、ならびにこれらの経営学特別演習（修士論文ならびに特定課題論文執筆のための研究指導のゼミナール）を主とする（授業科目と単位の詳細は後記のカリキュラム表を参照）。

経営戦略、経営組織の分野には、経営戦略特論Ⅰ・Ⅱ、経営組織特論Ⅰ・Ⅱ、経営情報特論Ⅰ・Ⅱ、が置かれている。

財務管理の分野には、ファイナンス特論、金融工学特論が置かれている。

人的資源管理の分野には、人的資源管理特論Ⅰ・Ⅱが置かれている。

ホスピタリティ・マネジメント／サービス経営の分野には、ホスピタリティ・マネジメント特論Ⅰ・Ⅱが置かれている。

マーケティングの分野には、マーケティング特論Ⅰ・Ⅱ、マーケティング・コミュニケーション特論、リテール・マーケティング特論が置かれている。

品質経営の分野には、品質経営特論とデータサイエンス特論が置かれている。

さらに、各分野に共通して、経営統計リテラシー特論Ⅰ・Ⅱが置かれている。

3. 人材養成の目的

本研究科では、企業と経営の諸問題に対して科学的方法にもとづき数量的かつ実証的に対処しうる人材を養成する。

(1) 会計学を主とする場合では、具体的には、つぎのような人材を養成することを目的としている。

①財務会計専門家となりうる人材

国際会計基準等の専門知識を駆使しうる税理士、公認会計士、その他の会計専門職等

②管理会計専門家となりうる人材

経営コンサルタント、管理会計専門職、経営企画の専門家等：管理会計、マーケティング等の経営管理の諸分野を合わせて学ぶ必要がある。

③原価計算専門家となりうる人材

ABC/ABM等の原価管理専門家、原価計算システム設計者等

④経営コンサルタントとなりうる人材

ファイナンス専門家、CFO等になりうる人材：ファイナンス理論、金融工学等を合わせて学ぶ必要がある。

⑤会計学研究者（博士後期課程進学者）

大学教授等の会計学者、研究所等の研究者となりうる人材

(2) 経営管理を主とする場合では、次のような人材を養成することを目的としている。

①経営システム、企業モデルの開発・設計の専門家となりうる人材

経営システムデザイナー、経営システムアナリスト等：会計学、数理計画モデル、情報処理、生産管理、マーケティング、人的資源管理論等を合わせて学ぶ必要がある。

②企業の上中級経営管理者となりうる人材

企業経営者、企業マネジャー等：とくに経営管理と会計学の諸科目も合わせて学ぶ必要がある。

③人的資源管理専門家

人事・労務管理のプロフェッショナル等：人的資源管理論、経営統計等を学ぶ必要がある。

④ホスピタリティ・マネジメント／サービス経営の専門家

サービス経営分野の起業家、経営者、企画や接客のプロフェッショナル等：ホスピタリティ・マネジメント、サービス経営、医療経営、介護経営等を学ぶ必要がある。

⑤マーケティング専門家

経営戦略の立案専門家、マーケティングリサーチ専門家等：経営管理の諸科目、マーケティング、経営統計学及び会計学を広く学ぶ必要がある。

⑥起業家・事業継承者

ベンチャービジネス起業家、新規事業開発者等：特に経営管理と会計学の諸科目及び多数のケーススタディを学ぶ必要がある。

⑦経営管理研究者（博士後期課程進学者）

大学教授等の経営管理を専門とする学者、研究所等の研究者となりうる人材。

4. 修了要件について

- ①「修士論文コース」の場合は、本研究科に2年以上在学し、所定の必修科目の単位を含む30単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで修士論文を作成提出し、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。なお、休学期間中は、在学期間に含まれない。
- ②「特定課題論文コース」の場合は、本研究科に2年以上在学し、所定の必修科目の単位数を含む40単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで特定課題論文を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。なお、論文の研究指導と審査方法・基準が「修士論文コース」の場合と比較して大きく緩和されている。なお、休学期間中は、在学期間に含まれない。
- ③本条第1項および第2項の各コースにおいて履修する授業科目は、入学時ガイダンスおよび主指導教員の指示を受けて決定すること。

5. 修士論文に係る事項

(1) 修士論文題目の登録

修士の学位請求予定者であって、修士論文を提出する者（通常は2年次生）は、指導教員の承認を得た上で学生ネットサービスにて題目をWebに登録し、その登録画面を印刷、保管すること。

①修士論文題目の登録期間

2026年5月7日（木）～5月14日（木）18時まで。

②修士論文題目変更の登録期間

2026年12月10日（木）～12月17日（木）18時まで。

(2) 予備審査（2回以上）

修士論文コースの学位請求予定者は、各自が指定された日時までに必ず2回以上の予備審査を受け「研究の継続が可」（合格）の判定を受けなければならない。予備審査日時等については掲示で発表する。

原則として、第1次審査は2026年7月末日までに、第2次審査は10月末日までに実施される。予備審査に合格しなければ修士論文を提出することはできない。

(3) 修士論文の提出及び最終試験について

予備審査に合格し修士論文を提出する者は、所定の期日までに製本した修士論文（簡易製本4部）に「学位請求書」「修士論文受領書」各1通を添えて教務課（10号館1階）に提出しなければならない。（学位請求書及び修士論文受領書の用紙は学生ネットサービスよりダウンロードすること）

*修士論文は、本人が直接提出するものとし、所定の日時に遅れた場合、及び郵送による場合には受理しない。

①修士論文および修士論文要旨などの作成要領について

修士論文は以下の通り作成するものとする。

- ・論文作成要領：用紙はA4版とし、行数、文字サイズ、論文形式等は指導教員の指示による。
- ・論文文字数：20,000字以上（ただし、研究科長及び指導教員の承諾がある場合にはその限りでない）
 - *税理士試験科目の免除措置を希望する場合の論文形式、文字数等については、別途指導教員の指示による。
- ・論文提出部数：簡易製本を4部（正本および主査・副査審査用）。
- ・修士論文要旨は2頁とし、論文に綴じ込むこと。綴じ込む順番は、論文表紙、要旨、目次、本文の順とする。

②修士論文の提出期間

2027年1月14日(木)～同年1月21日(木)18時(厳守)まで。

③修士論文の審査(公開)、及び最終試験

原則として、2027年1月27日(水)に実施する。

6. 特定課題論文に係わる事項

(1) 特定課題論文題目の登録

修士の学位請求予定者で特定課題論文を提出する者(通常は2年次生)は、学生ネットサービスにて題目をWebに登録し、その登録画面を印刷、指導教員の承認印を得た上で保管すること。

①特定課題論文題目の登録期間

2026年5月7日(木)～5月14日(木)18時まで

②特定課題論文題目変更の登録期間

2026年12月10日(木)～12月17日(木)18時まで

(2) 予備審査

特定課題論文コースの修士の学位請求予定者は、各自が指定された日時までに必ず1回以上の予備審査を受けなければならない。

予備審査日時等については掲示で発表する。予備審査は、原則として、2026年10月末日までに実施される。

(3) 特定課題論文の提出及び最終試験について

予備審査に合格し特定課題論文を提出する者は、所定の期日までに製本した特定課題論文(簡易製本3部)に「学位請求書」「特定課題論文受領書」各1通を添えて教務課(10号館1階)に提出しなければならない。(学位請求書及び特定課題論文受領書の用紙は学生ネットサービスよりダウンロードすること)

*特定課題論文は、本人が直接提出するものとし、所定の日に遅れた場合、及び郵送による場合には受理しない。

①特定課題論文および特定課題論文要旨などの作成要領について

特定課題論文は、以下の通り作成するものとする。

- ・論文作成要領：用紙はA4版とし、行数、文字サイズ、文字数、論文形式等は指導教員の指示による。
- ・論文提出部数：簡易製本を3部(正本および主査・副査審査用)
- ・特定課題論文要旨は2頁とし、論文に綴じ込むこと。綴じ込む順番は、論文表紙、要旨、目次、本文の順とする。

②特定課題論文の提出期間

2027年1月14日(木)～同年1月21日(木)18時(厳守)まで。

③特定課題論文の審査(公開)、及び最終試験

原則として、2027年1月27日(水)に実施する。

7. 学位論文に係る評価基準

(1) 審査体制

修士論文：修士論文の審査は、主査1名及び副査2名の論文委員の合議による審査を原則とするが、必要な場合には副査を3名以上とすることができる。

特定課題論文：特定課題論文の審査は、主査1名及び副査1名による合議による審査を原則とするが、必要な場合には副査を2名以上とすることができる。

- ① 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- ② 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

(2) 評価項目

- ① 研究主題(テーマ)の意義：論文の問題設定が、当該分野の学問的蓄積を踏まえて明確に示され、学術的あるいは社会的な意義を有しているか。
- ② 先行研究について：先行研究の理解と研究主題の探求に際して、利用した資料や文献が必要十分に網羅され、それらの精確な読解や的確な評価が行われているか。また、論旨を展開するうえで適切に言及されているか。
- ③ 研究方法の妥当性：研究主題探求のために採用された、理論、実験、シミュレーション、試作・試行、調査あるいは資料収集などの研究方法が適切かつ効果的に用いられているか。
- ④ 論証方法や結論の妥当性と意義：問題設定から結論にいたる論旨が明確で実証的かつ論理的に展開されているか。また、導き出された論旨・結論が、当該分野において、新規性、独創性を持った学術的貢献や高い有用性のある社会貢献となっているか。
- ⑤ 論文の形式・体裁：語句の使い方や文章表現は的確か。学位論文としての体裁は整っているか。文献等は正しく引用され、図表等の引用元は明らかにされているか。

(3) 評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文、特定課題論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

■論文表紙・背表紙の書き方（雛型）

特定課題の正本および修士論文の正本は、下記の様式に即して製本する。

なお、製本の詳細については、研究科のガイダンスおよび指導教員の指示に従うこと。

表紙（A-4）

20〇〇年度			
修士論文・特定課題論文			
論文題目			
修士（特定課題）論文題目			
主査	〇〇〇〇	(准)教授	
副査	〇〇〇〇	(准)教授	
(副査)	〇〇〇〇	(准)教授	
目白大学大学院			
経営学研究科 経営学専攻			
学籍番号 〇〇〇〇			
氏名 目白 太郎			

背文字（A4）

二〇〇〇年度
修士論文(または特定課題論文題目)
目白 太郎

←修了年度

(注：修了の年ではありません)

※簡易製本等で、製本上記載できない場合は省略できる。

■学位請求書（学生ネットサービスよりダウンロード）

学位請求書		年 月 日
目白大学大学院 経営学研究科長 殿		
		経営学研究科 経営学専攻 学籍番号 〇〇〇〇 氏名 目白 太郎 印
このたび、学位を請求したいので、下記のとおり、修士論文（特定課題論文）を提出します。ご審査いただきたく、よろしくお願い申し上げます。		
記		
1. 修士論文題目 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (または特定課題論文題目〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)		
2. 学位論文 4部（特定課題論文は3部）		
3. 論文要旨（上記論文に綴じ込むこと）		
指導教員		署名 捺印

経営学研究科 経営学専攻(修士課程) カリキュラム表

授業分野	授業科目	単位数		配当年次	開設学期		備考
		必修	選択		春	秋	
経営学分野	会計学原理特論 I		2	1・2	○		
	会計学原理特論 II		2	1・2		○	
	原価計算特論 I		2	1・2	○		
	原価計算特論 II		2	1・2		○	
	経営分析特論 I		2	1・2	○		
	経営分析特論 II		2	1・2		○	
	監査特論		2	1・2		○	
	法人税法特論		2	1・2	○		
	租税法特論 I		2	1・2	○		
	租税法特論 II		2	1・2		○	
	経営戦略特論 I		2	1・2	○		
	経営戦略特論 II		2	1・2		○	
	ホスピタリティ・マネジメント特論 I		2	1・2	○		
	ホスピタリティ・マネジメント特論 II		2	1・2		○	
	人的資源管理特論 I		2	1・2	○		
	人的資源管理特論 II		2	1・2		○	
	マーケティング特論 I		2	1・2	○		
	マーケティング特論 II		2	1・2		○	
	マーケティング・コミュニケーション特論		2	1・2		○	
	リテール・マーケティング特論		2	1・2	○		
	データサイエンス特論		2	1・2		○	
	品質経営特論		2	1・2	○		
	ファイナンス特論		2	1・2	○		
	金融工学特論		2	1・2		○	
	経営情報特論 I		2	1・2	○		
	経営情報特論 II		2	1・2		○	
	経営組織特論 I		2	1・2	○		
	経営組織特論 II		2	1・2		○	
アジア経済特論		2	1・2	○			
グローバル経済特論		2	1・2		○		
経営統計リテラシー特論 I		2	1・2	○			
経営統計リテラシー特論 II		2	1・2		○		
科目通	経営学フォーラム I	2		1	○		
	経営学フォーラム II	2		2	○		
研究指導	経営学特別演習 I	1		1	○		
	経営学特別演習 II	1		1		○	
	経営学特別演習 III	1		2	○		
	経営学特別演習 IV	1		2		○	

※経営学フォーラムは、原則、各指導教員のゼミ形式で行う。

V 生涯福祉研究科 修士課程

生涯福祉専攻

生涯福祉研究科修士課程における教育研究

1. 教育理念・目的

本研究科は、目白学園における大学院研究科の設置理念に則し、かつ人間学部配置されている人間福祉学科と子ども学科に共通する教育理念及び目的を基礎理念としている。すなわち人間福祉学科における人間性に根ざした福祉の専門家を養成することを目的とした教育研究と子ども学科における子どもの保育・教育と発達支援をめざす児童福祉の専門家を養成する教育研究を、それぞれ、基盤として教育研究上の理念および目的を継承するものである。

この2つの学科を基礎とする本研究科は、それぞれの学科で修得した学士レベルの専門性を備えた履修者に対して、生涯福祉という観点から新たな統合を行うことを通し、社会福祉及び保育・発達支援の観点から、より高度な専門性を修得させるための教育課程を編成し、これらの教育・研究を達成することを目的としている。

2. 研究科の構成

本研究科は生涯福祉専攻から成り立っているが、履修科目および修士論文の内容によって、修了時には社会福祉学修士もしくは保育学修士のいずれかの学位を取得できるよう構成されている。

3. 人材養成の目的

こうした設置の目的と社会的背景をふまえ、従来にも増して生涯サービス利用者の人権擁護を大切にしながら、一生（ライフサイクル）の観点から、乳幼児期に始まる保育・発達支援から高齢期における介護支援まで、各世代における福祉課題を体系的に研究し、実践に適用する教育研究に寄与できる人材養成を行う。

より具体的には、教育研究理念と目的に適した研究者及び高度な専門家を養成することになるが、学部生のグラデュエート・コースとしての位置のみならず、現職社会人（乳幼児の保育・子育て支援、児童、障害、高齢、行政領域などで社会福祉の業務に従事する現職者等）の高度な専門的実践家の養成を行う。

なお、本研究科修了後の進路は、行政職、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、保育・発達支援、保健医療、福祉サービス関連企業の七分野および現職復帰、教育研究職および博士課程への進学などが考えられる。

4. 特色

本研究科の教育課程の特色は主として次の3点を挙げることができる。

- ① 倫理、人権擁護、精神医学、教育、心理学等に関わる諸学問を福祉に統合し、生涯福祉の教育研究として、これを深める教育課程
- ② 世代間における発達援助課題と福祉的援助課題の特徴と支援のあり方を、一生涯という観点から、教育研究する教育課程
- ③ 現職者などの社会人にとって、学び直しや将来のキャリア・パスにつながる教育科目を設定

5. 教育・研究の柱となる領域

基礎となる人間学部人間福祉学科、子ども学科の教育課程との整合性を配慮し、本研究科における教育研究の柱となる領域を、福祉領域と保育・発達支援領域とする。従って、履修者は生涯福祉の観点から主として福祉領域の研究を志す者と、同じく生涯福祉の観点から、主として保育・発達支援領域の研究を志す者に分かれる。

6. 科目区分、必修及び選択科目、履修年次

本研究科の科目区分を次の通りとする。また、それぞれの科目群を構成する科目は必修科目及び選択科目とする。

(1) 基幹科目

基幹科目は、生涯福祉教育研究の専門性を修得し、福祉領域と保育・発達支援領域に共通して必要となる基礎的素養を涵養する科目区分として位置づける。

構成する授業科目は「生涯福祉総論Ⅰ」、「生涯福祉総論Ⅱ」の2科目とし、主に1年次に必修科目として履修する。

(2) 福祉関連科目

生涯福祉という観点から、主として福祉領域の研究を志す履修者を対象に、福祉における今日的課題に対する考察力を涵養するための科目区分として位置づける。

構成する授業科目は「子ども家庭福祉特論」、「高齢者福祉特論」、「障害者福祉特論」、「精神保健福祉特論」、「福祉政策特論」、「地域福祉特論」、「公的扶助論」、「福祉経営特論」、「ソーシャルワーク論」の9科目とする。

1年次及び2年次に選択科目として履修する。

(3) 保育・発達支援関連科目

生涯福祉という観点から、主として保育・発達支援領域の研究を志す履修者を対象とする科目区分として位置づける。

構成する授業科目は「現代保育特論」、「保育ニーズ特論」、「子育て支援特論」、「スクールソーシャルワーク特論」、「発達・家族心理学特論」、「障害児福祉特論」、「福祉臨床論」の7科目の授業科目で構成し、1年次及び2年次に選択科目として履修する。

(4) 倫理・権利関連科目

生涯福祉における倫理と、権利擁護の意義と必要性を深遠に考察するための科目区分として位置づける。

構成する授業科目は「生命倫理特論」、「権利擁護特論」の2科目をもって構成し、1年次及び2年次に選択科目として履修する。

(5) 演習科目

福祉的援助や保育・発達にかかわる高度な技術習得に関する演習科目として位置づける。

構成する授業科目は生涯福祉演習Ⅰ、生涯福祉演習Ⅱ、生涯福祉演習Ⅲ、の3科目をもって構成し1年次及び2年次に選択科目として履修する。

(6) 特別研究

修士論文指導を特別研究とし、カリキュラム上に位置づける。各履修者の修士論文の進捗状況に合わせて、2年間にわたり個別指導を行う（長期履修制度の場合を除く）。

特別研究では、研究視点や方法を適切に設定するための論文・文献の収集・検討を通した先行研究のみならず、臨地研究実習を含む指導を行う。本研究科が社会福祉領域における高度な専門性を有した専門家と研究者を養成することを目的としている観点から考えると、社会福祉現場での実習教育は不可欠なことがらとなるものの、大学院修士課程での実習は学部レベルの実習とはことなり、より高度な臨床実習あるいは研究を目的としたフィールドの開拓と調査研究の実習となることが想定される。

なお、修士論文の作成過程では、特別研究Ⅱにおいて研究構想をデザイン発表Ⅰ、特別研究Ⅲで最終的な研究方針をデザイン発表Ⅱ、特別研究Ⅳにおいて研究経過をまとめた中間発表を行う。このような過程を通して、各教員からの意見を参考に修士論文を作成することになる。

7. 修士論文にかかわる手続きと日程

1) 修士論文に関わる発表会

(1) 構想発表会（デザイン発表Ⅰ及びデザイン発表Ⅱ）

デザイン発表Ⅰは特別研究Ⅱにおいて今後の研究構想を口頭で発表する。

デザイン発表Ⅱは特別研究Ⅲで修士論文作成に向けた具体的な研究計画を作成して口頭で発表する。これらの構想発表会で研究計画が了承された院生は、指導教員の指導の下で申請書類を作成し、大学院の倫理審査担当教員を通じて大学倫理審査委員会へ申請することができる。

(2) 中間発表会

修士論文の作成に向けて研究の内容・結果及び進捗状況を確認するために口頭で中間発表を行い、教員の審査を受ける。ここで、研究の継続が承認されたものは、更に修士論文の作成に取り組むことができる。

修士の学位取得予定者は指定された日に必ず中間発表を行わなければならない。

(3) 修士論文発表会（最終試験）

修士論文は1名の主査と2名の副査によって論文審査を受けた後、合格したものは論文の結果、考察を中心に口頭で発表を行い、教員の最終試験を受ける。最終試験は2月（3月修了予定者）と7月（9月修了予定者）の2回とする。

2) 日程

(1) 発表日程（学年歴順）

① デザイン発表Ⅱ（3月修了予定者）・中間発表（9月修了予定者） 2026年 4月11日（土）

② 中間発表（3月修了予定者）・デザイン発表Ⅰ（次年度修了予定者） 2026年 10月31日（土）

③ 最終試験 2027年 2月 6日（土）（3月修了予定者）

2026年 7月10日（金）（9月修了予定者）

(2) 諸届日程（学年歴順）

① 修士論文題目の登録期間

*2026年3月修了予定者：

修士論文題目登録期間 : 2026年 5月 7日（木）～ 5月14日（木）18時厳守

修士論文題目変更登録期間： 2026年 12月 2日（水）～ 12月 9日（水）18時厳守

なお修士論文題目及び修士論文題目変更は、指導教員の承認を得た上で学生ネットサービスにて題目をWebに登録し、その登録画面を印刷、保管すること。

*2026年9月修了予定者：

修士論文題目変更登録期間： 2026年 5月 7日（木）～ 5月14日（木）18時厳守

② 「修士論文」の提出期間

*2027年3月修了予定者：2027年 1月18日（月）～ 1月22日（金）18時厳守

*2026年9月修了予定者：2026年 6月24日（水）～ 7月 2日（木）18時厳守

提出場所： 教務課（10号館1階）

3) 修士論文及び発表会資料作成要領

(1) 修士論文及び抄録の書式

- ① 修士論文は文章作成ソフトを用いて作成し、所定の様式にMS 明朝 11 ポイントで完成させること。
- ② 修士論文の文字数は、400 字詰め原稿用紙 100 枚相当の分量とする。
- ③ 論文の用紙はA 4 版とする。1 ページの文字数は40 文字×35 行に設定し、余白は上下左右 30mm とする。
- ④ 本文・図表・引用文献の書式は、指導教員の執筆領域の学術誌に準拠するものとする。
- ⑤ 表記および目次をつけ、本文の下にはページ番号をつけること。

(2) 修士論文及び抄録の提出

- ① 修士論文提出部数：3 部（次頁の雛形を参照の上、ファイルに綴じて提出すること）
- ② 論文抄録提出部数：4 部（A4 版で4 枚、修士論文の書式に準拠して書くこと）
- ③ 修士論文と論文抄録は、「学位請求書」及び「修士論文受領書」を添えて教務課に提出すること（用紙は学生ネットサービスより各自ダウンロードすること。なお、「学位請求書」は指導教員の押印が必要であることに留意）。
- ④ 修士論文と論文抄録は、本人が指定の部数を所定の記述までに直接提出すること。提出が遅れた場合や郵送による場合には受理をしない。

(3) 発表会資料

- ① いずれの発表会でも修士論文の書式に準拠して資料・レジюмеを作成すること。
- ② 発表会ではパワーポイントによる発表とその資料の提出は認めるが、デザイン発表 I では、必ずしもパワーポイントにこだわる必要はない。
- ③ 発表会用の資料は、発表会前に教員が読めるように配慮する。そのため、研究科長あるいは専攻主任に発表会の3 日前までに資料を提出する。
- ④ 発表会会場には、参加者相当分の資料を用意すること。

8. 学位論文に係る評価基準

(1) 審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1 名と2 名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- ② 大学院学位規則第6 条3 により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

(2) 評価項目

①研究テーマ

研究論文のテーマや設定に関して、学問的蓄積を踏まえたものであり、社会的に評価され、学術的な意義を有していることが認められること。

②先行研究の活用

研究のテーマや設定に対して、当該研究領域における資料や文献が網羅され、これらの内容についての的確な理解や評価がなされ、論旨の展開において適切に活用されていること。

③研究方法の妥当性

研究を進めるに当たり、研究方法として妥当な理論、調査やシミュレーションにもとづく仮説生成、資料収集等が適切であるかどうか、さらに効果的に用いられているか。

④論証や結論を導く妥当性

問題の設定方法や結論にいたる論旨が、明確で実証的かつ論理的であること。

⑤論文の形式や体裁

文章表現や専門的な用語等の使い方が妥当であるか、学位論文としての体裁が整っているか。また、文献や図表などが的確に引用され齟齬が無いこと。

(3) 評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

■論文表紙・背表紙の書き方（雛型）

表紙貼付（B51/2）・中表紙A4

2000年度

論文題目

指導教員 ○○○○ 教授（准教授）

目白大学大学院 生涯福祉研究科
生涯福祉専攻

学籍番号 ○○○○

氏 名 目白 太郎

背表紙

二
〇
〇
〇
年
度

論
文
題
目

目
白
太
郎

←修了年度
（注：修了の年では
ありません）

■学位請求書

学生ネットサービスよりダウンロード

学 位 請 求 書

年 月 日

目白大学大学院
生涯福祉研究科長 殿

生涯福祉研究科 生涯福祉専攻
学籍番号 ○○○○
氏 名 目白 太郎 印

このたび、学位を請求したいので、下記のとおり修士論文を提出
しますので、審査をお願い致します。

記

修士論文題目 ○○○○○○○○○○

学位論文 3部 抄録 4部

指導教員 ○○○○ 印

生涯福祉研究科 カリキュラム表
生涯福祉専攻

授業科目 の区分	授 業 科 目	単位数		配当 年次	開設学期		資格 科目
		必修	選択		春	秋	
科 基 目 幹	生涯福祉総論Ⅰ	2		1	○		
	生涯福祉総論Ⅱ	2		1		○	
福祉 関 連 科 目	子ども家庭福祉特論		2	1・2	○		
	高齢者福祉特論		2	1・2	○		
	障害者福祉特論		2	1・2		○	
	精神保健福祉特論		2	1・2	○		
	福祉政策特論		2	1・2		○	
	地域福祉特論		2	1・2	○		
	公的扶助論		2	1・2		○	
	福祉経営特論		2	1・2	○		
	ソーシャルワーク論		2	1・2	○		
保 育 ・ 発 達 支 援 関 連 科 目	現代保育特論		2	1・2		○	
	保育ニーズ特論		2	1・2	○		*
	子育て支援特論		2	1・2	○		*
	スクールソーシャルワーク特論		2	1・2	(今年度非開講)		
	発達・家族心理学特論		2	1・2	○		
	障害児福祉特論		2	1・2	(今年度非開講)		
	福祉臨床論		2	1・2		○	
倫 理 ・ 権 利 関 連 科 目	生命倫理特論		2	1・2		○	
	権利擁護特論		2	1・2	○		
演 習 科 目	生涯福祉演習Ⅰ		2	1・2		○	
	生涯福祉演習Ⅱ		2	1・2		○	
	生涯福祉演習Ⅲ		2	1・2	○		
特 別 研 究	特別研究Ⅰ	1		1	○		
	特別研究Ⅱ	1		1		○	
	特別研究Ⅲ	1		2	○		
	特別研究Ⅳ	1		2		○	

*印は臨床発達心理士受験資格のための指定科目

資格取得のために、心理学研究科現代心理学専攻科目及び臨床心理学専攻科目の一部指定された科目を履修することができる。

生涯福祉研究科目は他研究科への開放科目は無いが、「資格関連科目（保育ニーズ特論・子育て支援特論）」に関しては、資格取得に必要であれば、他研究科の履修を認める。

VI 言語文化研究科 修士課程

**日本語・日本語教育専攻
中国・韓国言語文化専攻**

言語文化研究科修士課程における教育研究

1. 教育理念・目的

科学技術の高度な発達と産業構造の地球化・多国籍化の進展にともない、世界的な規模でつながる人と情報の連携網が形成され、それがなお拡大強化されつつある状況にあつて、わが国では、国境を越えて活躍する多くの日本人を海外に送り出すとともに、国内に居住し就労する外国人を多数抱えている。そして高度経済成長の終焉と長期化する経済的停滞、少子高齢化による日本社会の質的変容の過程にあつて、他国の協力援助を得ることがわが国にとって不可欠となつており、同時に、わが国が国際社会において果たす役割は一層重要なものとなつており、我々はかつて経験したことのないさまざまな問題の解決を迫られており、国内外における多国籍的な状況が生み出す言語文化的な諸問題に対処することのできる高度な訓練を経た人材、こうした状況を分析し問題解決をはかることのできる学問的素養を有した人材の養成が急務となつており、

言語文化研究科は、こうした責務に応えることを教育研究上の理念とし、①実用的語学力と学問的構成力を持った人材、②言語文化に関する知識と技能を備え国際的行動力をもった人材、③言語文化に関わる教育能力を有するグローバルな人材の育成を教育目的としている。

2. 研究科の構成

言語文化研究科は次の2専攻から構成されている。

- (1) 日本語・日本語教育専攻
- (2) 中国・韓国言語文化専攻

(1) 日本語・日本語教育専攻

本専攻は「日本語学コース」と「日本語教育学コース」の2つの専門分野で構成されている。

- 1) 「日本語学コース」では、古典語史、近代語史、漢籍、漢語、現代語の文法ならびに現代語彙についての科目を網羅し、日本語に対する研鑽を積み、高度な日本語能力の涵養を目指しており、「研究論文指導演習」では日本語学の学識の更なる深化をはかる。
- 2) 「日本語教育学コース」では、日本語教師教育、中間言語、学習支援、教材開発、海外の日本語教育機関、言語教育の比較、授業法演習等、日本語教育学の基幹となる科目を網羅している。「研究論文指導演習」では、調査研究能力・論文執筆能力養成をねらいとしている。

本専攻では、国語科一種免許状を既に取得している者は、所定の科目・単位を履修することにより、国語科専修免許状を取得できる。専修免許状取得のための所定の科目は「日本語学コース」「日本語教育学コース」ならびに研究科共通科目を横断して設置されているため、いずれのコースを専攻してもコース全体の科目を満遍なく履修することが可能である。

また本専攻では、社会背景の多様な学生が、自身の課題研究を深く具体的に掘り下げ、日本語ないし国語を教授する能力を備えた人材として訓練される機会として、「臨地研究」を設置している。「臨地研究」の成果は修士論文の一部ないしは核となる部分に援用し、論文執筆に反映させることができる。

(2) 中国・韓国言語文化専攻

本専攻では、(1)「中国言語文化」、(2)「韓国言語文化」、(3)「専攻共通科目」および(4)「臨地研究」の4分野の専門科目から、各自の研究テーマと必要に基づいて選択的に履修し、(5)「修士

論文」を作成する。

- 1) 「中国言語文化」分野では、主として中国の言語文化を考究する科目を置いている。中国言語理論、中国現代文法論、中国言語翻訳演習、中国言語通訳演習、中国言語表現演習、中国言語書誌研究などの専門科目によって中国語のスキルアップを行い、中国文化理論、中国文化伝播論、中国語社会文化研究、中国歴史文化研究、中国メディア研究、中国現代文学研究を履修することで中国の文化現象に関わる学識の研鑽をはかる。
- 2) 「韓国言語文化」分野では、主として韓国の言語文化を考究する科目を置いている。韓国語文法研究、韓国語史研究、韓国語音韻研究、韓国語通訳翻訳研究によって韓国語研究の基盤を形成するとともに、韓国語教育研究、韓国語科教材研究によって韓国語教育の技法を修得し、韓国言語文化研究、韓国中世近世文学研究、韓国近代文学研究を通じて韓国の文化に関し理解を深める。
- 3) 「専攻共通科目」は、本専攻の研究教育上の特色であり、東アジア古典文化研究、東アジア現代文化研究、東アジア言語研究、東アジア思想研究を設置し、中国・韓国にとどまらず、より広く「東アジア」を視野に入れた観点から言語と文化を考究する。
- 4) 本専攻では、実習科目「臨地研究」を設け、修士論文に関わる各自のテーマに基づき中国または韓国で現地調査を行うことができる。
- 5) 本専攻では原則として4学期目に「修士論文」を作成することを修了要件として求めている。そのために学生は各学期において「研究論文指導演習」等を通じて教員の指導を受け、各自の研究テーマに基づいた専門研究を行なう。

3. 人材養成の目的

(1) 日本語・日本語教育専攻

近年の地球規模の人的資源の流動を背景として多様な日本語学習者が増大するとともに、国内外において多岐にわたる日本語教育が展開されている情勢に鑑み、外国語としての日本語能力を駆使して国際社会に活躍できる人材の養成、国際的視野と日本言語文化に対する幅広い理解を兼備した国語教員・日本語教員の養成を目的とする。

(2) 中国・韓国言語文化専攻

近年の日本と中国・韓国における経済的関係の強化、文化交流の拡大深化と大衆化の急速な進展にともない近隣地域の言語と文化を理解し意思疎通をはかる必要性が一層求められており、こうした課題に応えるべく、中国語または韓国語の高度な運用能力を持ち、東アジア全体を展望する広い視野を備え、中国語圏・韓国語圏の諸問題に対応できる高度な訓練を経た人材、そして問題を分析し解決をはかることのできる学問的素養を有した人材の養成を目的とする。

4. 修了要件

本研究科に原則として2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

科目区分	単位数	備 考
研究科共通科目	6 単位 (選択必修)	
研究論文指導演習	4 単位 (必修)	
専攻科目	20 単位 (選択)	本研究科共通科目、他研究科並びに他専攻の開放科目から 6 単位までを修了要件に含めることができる。

5. 修士論文・研究報告書にかかわる事項

(1) 修士論文題目の登録

2 年次以上の学生は、指導教員の承認を得た上で学生ネットサービスにて題目を Web に登録し、その登録画面を印刷、保管すること。また、論文の題目を変更する場合も同様に所定の期日までに指導教員の承認を得た上で学生ネットサービスにて題目を変更登録し、その変更登録画面を印刷、保管すること。

(2) 修士論文題目登録及び変更登録締切日

題目登録：(3月修了予定者) 2026 年 5 月 7日~14 日 18 時厳守 / (2025 年9月修了予定者) 2025 年 11 月 5 日~12 日 18 時厳守
 変更登録：(3月修了予定者) 2026 年 11 月 5 日~12 日 18 時厳守 / (2025 年9月修了予定者) 2026 年 5 月 7 日~14 日 18 時厳守

(3) 中間発表

該当する学生は、指定された日時に必ず修士論文の中間発表を行わなければならない。発表に際してはレジュメを A 4 版 1 枚にまとめて発表の 1 週間前までに外国語学部事務室 (1 号館 4 階) へ 1 部提出すること。

中間発表日程：(3月修了) 7 月 11 日 / (9月修了) 別途連絡する

注) 時程等については掲示等で知らせる。

(4) 修士論文の提出

- ・ 中間発表を行い修士論文を提出する者は、所定の期日までに論文及び論文要旨に「学位請求書」及び「修士論文受領書」を添えて、教務課へ提出すること (用紙は学生ネットサービスよりダウンロード)。
- ・ 修士論文は本人が提出するものとし、所定の期日に遅れた場合及び郵送では受理しない。

(5) 修士論文作成要領・提出部数・要旨等

論文はワープロ、手書き (ペン又はボールペン) どちらでもよいが、指導教員の指示に従うこと。また、目次・参考文献等の記載方法についても、指導教員の指示に従うこと。

- ・ 論文作成要領：用紙 A 4 版 字詰、行数、文字サイズ等は指導教員の指示による。
- ・ 論文提出部数：3 部 (1 部を製本し、2 部は仮綴でよい)
- ・ 論文枚数：指導教員の指示による。
- ・ 製本には必ず背表紙を入れること (「■論文表紙・背表紙の書き方 (雛形)」を参照)。
- ・ 論文要旨：4 部提出 A 4 版 5 枚以内

(6) 修士論文提出期限

(3月修了予定者) 2027年1月6日～14日18時厳守 / (2026年9月修了予定者) 2026年6月24日～7月1日18時厳守

(7) 修士論文最終試験

(3月修了) 2027年1月30日 / (2026年9月修了) 7月11日

注) 時程等については掲示等で知らせる。

6. 学位論文に係る評価基準

(1) 審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と副査1名以上で構成する。

- ① 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- ② 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

(2) 評価項目

①研究課題について

- ・ 研究課題が命題的に記述されているか。
- ・ 当該分野における関連知見について、適切な総括と問題点の指摘が行われているか。
- ・ 先行知見を踏まえ、研究課題が適切に動機づけられているか。
- ・ 研究課題に現代的意義があるか。

②研究目的について

- ・ 研究目的が命題的に述べられているか。
- ・ 研究目的の達成可能性について適切な判断が行われているか。

③研究方法について

- ・ 研究課題と目的に照らして、適切な方法が選ばれているか。
- ・ 研究方法について再現性が保証されているか。
- ・ 研究方法について、適切な倫理的配慮があるか。

④結果と考察について

- ・ 事実の観察および記述に主観的偏向は無いか。
- ・ 事実の解釈と、解釈に基づく推論に飛躍や不自然さは無いか。
- ・ 結論が、研究目的に対応して、命題的に述べられているか。
- ・ 当該領域における新しい知見があるか。
- ・ 著者の独創性が発揮されているか。
- ・ 当該領域ならびに言語文化研究全体について示唆があるか。

⑤論文の形式について

- ・ 言語表現に不明瞭な点、曖昧性は無いか。
- ・ 論文全体が適切に構造化されているか。
- ・ 引用文献、資料、図表等の引用元が明示されているか。
- ・ 潜在的読者について適切な配慮があるか。

(3) 評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

■論文表紙・背表紙の書き方（雛型）

表紙貼付（A4）・中表紙 A4

論文題目
学籍番号 名前
2000年度 修士(00学)学位請求論文
目白大学大学院 言語文化研究科
0000専攻

背文字（A4）

二
〇
〇
〇
年
度
論
文
題
目
目
白
桐
子

←修了年度
(注:修了の年ではありません)

※英文背表紙の雛形については、指導教員の指示による。

■学位請求書

学生ネットサービスよりダウンロード

学位請求書	
	年 月 日
目白大学大学院 言語文化研究科長 殿	
言語文化研究科 00000 専攻	
学籍番号 0000	
氏 名 目白 桐子 印	
このたび、学位を請求するに当たり、下記のとおり修士論文を提出しますので、審査をお願い致します。	
記	
修士論文題目 00000000000	
学位論文	3部 要旨 4部
指導教員 00000 印	

言語文化研究科 カリキュラム表
 (1) 日本語・日本語教育専攻

授業科目 の区分	科目名	単位数		配当 年次	開設学期		専修 教免科目	備考	開放 科目
		必修	選択		春	秋			
研究科 共通科目	言語習得論		2	1・2	○			①この中から6単位（3科目） 以上選択履修すること。	○
	語用論		2	1・2		○			○
	音声学特論		2	1・2		○	★		○
	対照言語学特論		2	1・2	○				○
	言語統計論		2	1・2		○	★		○
	国際理解特論		2	1・2	○		★		○
	異文化研究史論		2	1・2	○				○
	政治言語文化論		2	1・2		○			○
	日本民俗文学論		2	1・2		○	★		○
	比較文化研究		2	1・2		○			○
	比較宗教研究		2	1・2		○			○
	アメリカ研究		2	1・2	○				○
	アジア研究		2	1・2		○			○
	ヨーロッパ研究		2	1・2	○				○
	イスラム研究		2	1・2	○				○
多文化心理援助学特論		2	1・2		○				
日本語・ 日本語教育 専攻科目	日本語学	日本古典語史研究	2	1・2		○	★	②この中から20単位以上選択履 修すること。ただし、自由選択 科目（すなわち、①以外の研究 科共通科目、他専攻開設の科 目、及び他研究科の開放科目） の取得単位も、6単位までを限 度として、この20単位の中に含 めることができる。 専修免許を取得する場合は、★ 印の専修教免科目の中から24単 位以上履修すること。	○
		日本近代語史研究	2	1・2		○	★		○
		日本漢籍研究	2	1・2		○	★		○
		日本漢語研究	2	1・2	○		★		○
		現代日本語文法研究	2	1・2	○		★		○
		現代日本語語彙研究	2	1・2		○	★		○
	日本語教育学	中間言語研究	2	1・2	○		★		○
		日本語学習支援研究	2	1・2		○	★		○
		教材開発研究	2	1・2	○				○
		海外日本語教育機関研究	2	1・2	○				○
		言語教育比較研究	2	1・2		○	★		○
日本文学特論	2	1・2	○			○			
臨地研究	臨地研究1（短期）	2	1・2	○	○	★			
	臨地研究2（長期）	4	1・2	○	○				
研究論文 指導演習	研究論文指導演習1	2		1・2	○				
	研究論文指導演習2	2		1・2		○			
	研究論文指導演習3	2	2		○				
	研究論文指導演習4	2	2			○			

★印は専修免許状取得該当科目

取得免許状：中学校教諭専修免許状（国語） ・ 高等学校教諭専修免許状（国語）
 ただし、既に一種免許状を取得している場合に限る。

言語文化研究科 カリキュラム表
 (2) 中国・韓国言語文化専攻

授業科目 の区分	科目名	単位数		配当 年次	開設学期		外国語とし ての韓国語 教育資格	備考	開放 科目	
		必修	選択		春	秋				
研究科 共通科目	言語習得論		2	1・2	○		☆	①この中から6単位(3科目) 以上選択履修すること。	○	
	語用論		2	1・2		○	☆		○	
	音声学特論		2	1・2		○			○	
	対照言語学特論		2	1・2	○		☆		○	
	言語統計論		2	1・2		○			○	
	国際理解特論		2	1・2	○				○	
	異文化研究史論		2	1・2	○				○	
	政治言語文化論		2	1・2		○			○	
	日本民俗文学論		2	1・2		○			○	
	比較文化研究		2	1・2		○			○	
	比較宗教研究		2	1・2		○			○	
	アメリカ研究		2	1・2	○				○	
	アジア研究		2	1・2		○			○	
	ヨーロッパ研究		2	1・2	○				○	
	イスラム研究		2	1・2	○				○	
	多文化心理援助学特論		2	1・2		○			○	
中国・韓国 言語文化専攻科目	専攻 共通科目	東アジア古典文化研究		2	1・2	○		②この中から20単位以上選択履 修すること。ただし、自由選択 科目(すなわち、①以外の研究 科共通科目、他専攻開設の科 目、及び他研究科の開放科目) の取得単位も、6単位までを限 度として、この20単位の中に含 めることができる。	○	
		東アジア現代文化研究		2	1・2	(今年度非開講)			○	
		東アジア言語研究		2	1・2		○		☆	○
		東アジア思想研究		2	1・2	○			★	○
	中国 言語文化	中国言語理論		2	1・2		○			○
		中国文化理論		2	1・2		○			○
		中国現代文法論		2	1・2	○				○
		中国文化伝播論		2	1・2	○				○
		中国社会文化研究		2	1・2	(今年度非開講)				○
		中国歴史文化研究		2	1・2	○				○
		中国メディア研究		2	1・2		○			○
		中国言語書誌研究		2	1・2		○			○
		中国現代文学研究		2	1・2		○			○
		中国言語翻訳演習		2	1・2	○				○
	中国言語通訳演習		2	1・2		○			○	
	中国言語表現演習		2	1・2	○				○	
	韓国 言語文化	韓国言語文化研究		2	1・2		○		★	○
		韓国語文法研究		2	1・2	○			★	○
		韓国語史研究		2	1・2		○		★	○
		韓国語音韻研究		2	1・2	○			★	○
		韓国語通訳翻訳研究		2	1・2		○		★	○
		韓国語教育研究		2	1・2	○			★	○
		韓国語科教材研究		2	1・2		○		★	○
韓国中世近世文学研究			2	1・2	○			○		
韓国近代文学研究			2	1・2		○	★	○		
韓国語教育研究・実習		2	1・2		○	★	○			
研究 地	臨地研究1(短期)		2	1・2	○	○	★			
	臨地研究2(長期)		4	1・2	○	○				
研究 論文 指導 演習	研究論文指導演習1	2		1・2	○					
	研究論文指導演習2	2		1・2		○				
	研究論文指導演習3	2	2	○						
	研究論文指導演習4	2	2	○						

★印は「外国語としての韓国語教育資格」該当科目の「必修(22単位)」
 ☆印は「外国語としての韓国語教育資格」該当科目の「選択必修(2単位以上)」
 ※臨地研究は韓国文化をテーマとする臨地研究を行うこと。詳細は「研究科共通」88ページ参照。

Ⅶ リハビリテーション学研究科 修士課程

リハビリテーション学専攻

リハビリテーション学研究科における教育研究

1. 教育理念・目的

先進国に共通する少子高齢化と社会環境の変化、疾病構造の変化と医療の制度改革など、医療を取り巻く環境はめまぐるしく変化している。人々は「健康であること」とともに、病いや障害を持って「自分らしく生きること」を求めようになり、リハビリテーションの重要性と必要性が広く認識されるようになってきている。リハビリテーション専門職者には、医療技術の進展を背景に、今後より高度な専門的実践能力の開発が求められるとともに、対象者一人一人の全人的ニーズに対応する地域での包括的支援の進展も期待されている。

このような状況に鑑み、本研究科では、理学療法リハビリテーション分野、作業療法リハビリテーション分野、言語聴覚療法リハビリテーション分野の各分野固有の、また各分野に共通の最新の理論や臨床実践を学び、高度の専門性をもったスペシャリストとして当該分野の発展に寄与するとともに、現代社会のリハビリテーション・ニーズに応える高度専門職業人を養成することを目指している。

2. 研究科の構成

リハビリテーション学研究科はリハビリテーション学専攻の1専攻から成り、1) 理学療法リハビリテーション分野、2) 作業療法リハビリテーション分野、3) 言語聴覚療法リハビリテーション分野の3分野に分けられる。選択した分野での専門的な教育研究および各分野に共通する最新の理論の学修や臨床的教育研究をおこなう。

【学位の授与】

大学院学位規則により修士課程を修了した者は「修士（リハビリテーション学）」が授与される。

3. 人材養成の目的

リハビリテーション学専攻の3分野では、共通して次のような能力を有する人材を育成することを目的とする。

1) リハビリテーション臨床に根ざした研究をリードする実践的研究者の育成

リハビリテーション臨床実践の中で感じた研究疑問を幅広い視野から捉え、分析、解明していく問題解決能力を育成する。理学療法、作業療法、言語聴覚療法の各リハビリテーション専門分野における高度な情報処理能力と研究手法を修得する。

2) 地域における包括的支援システムの推進とヘルスプロモーションをリードし、かつ必要となる職種間連携・協力のできる人材の育成

3) 教育研究機能あるいは管理的機能を指向する高度専門職業人の育成

専門分野におけるより高度な科学的知識と実践能力を修得することにより、職場の臨床・研究のリーダーや管理職者、あるいはリハビリテーション専門職養成校教員等へのキャリア形成を可能にする。

また、以上の目的を通して、ヒューマンケアに求められる豊かな人間性と高い倫理観をもち、研究と臨床実践のバランスのとれた人材の育成に努める。

4. 教育課程と指導方針

本研究科の教育課程は共通科目（基幹科目と展開科目）と専門科目（各分野の専門科目と特別研究）から編成されている。

1) 共通科目のうち必修となる基幹科目では、リハビリテーション学の基本及び今後の発展を支える理論を学ぶとともに、修士課程における研究遂行に共通して必要となる学習、責任あるリハビリテーション専門職者として必要となる学修を行う。

2) 共通科目のうち、展開科目では、リハビリテーション学の進展において必要性が高まる医学、心理学、工学、教育方法、社会制度などに関わる科目を設け、選択科目として幅広く履修できるようにしている。同じ新宿キャンパスの本学生涯福祉研究科開設科目を選択履修できるようにもしている。

3) リハビリテーション学各領域において発展しつつある高度専門知識を修得し、各領域の専門性をさらに深めるために、専門科目には「理学療法リハビリテーション分野」「作業療法リハビリテーション分野」「言語聴覚療法リハビリテーション分野」の3つの専攻分野を置き、それぞれに集約して教育する。志望

選択した専攻分野の専門科目は選択必修とする。

- 4) 「特別研究」は専攻する分野の選択必修として、修士論文作成の指導を計画的におこなえるように配慮する。

共通科目のうち基幹科目ではリハビリテーション学および研究の基礎となる学修を行う。共通科目の展開科目ではリハビリテーション学の知識関心を広げ、さらに専門科目では履修者自身が志望選択した分野における高度専門知識の修得を目指す。これらの学修を通して、選択した分野の特別研究において研究課題を決定し、適切な方法で研究を計画・推進し、修士論文として完成できるように指導する。各専攻分野の専門科目の指導方針は以下の通りである。

(1) 理学療法リハビリテーション分野

疾病構造の変化、人口の少子高齢化、また技術革新にともなう医療の専門分野化などを背景に、国民の保健・医療サービスに対するニーズはますます多様化・高度化してきている。理学療法リハビリテーション分野では、それらのニーズに対応できる人材の育成を目標とし、これまでの治療を中心とした理学療法リハビリテーション分野の発展に寄与する取り組みを学ぶだけでなく、今後、理学療法士が積極的に関与していくべき新たな分野も視野に入れた教育を行う。

そのために、理学療法リハビリテーション分野には、理学療法士がより積極的に関与すべき新たな分野として注目される予防的リハビリテーションへの関わりについて学ぶため「理学療法リハビリテーション特論Ⅰ・同演習Ⅰ」を置く。また、臨床で提供される理学療法の質を高めていくための知見や研究方法論を学ぶための「理学療法リハビリテーション特論Ⅱ・同演習Ⅱ」を置く。

(2) 作業療法リハビリテーション分野

我が国の保健・医療・福祉制度の現状をみると、高度な治療を短期間で済ませ早期に在宅復帰させ、たとえ障害を持ったとしても社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加するということが想定されている。そのために作業療法リハビリテーション分野では作業療法士に期待される高度専門医学的な側面から地域生活支援、就労やつながり、居場所、生きがいを作る地域生活支援までの様々な分野の研究を学ぶために「作業療法リハビリテーション特論Ⅰ・同演習Ⅰ」を置く。また人間を包括的に捉え、対象のナラティブに沿った作業療法を実践する理論を学ぶために「作業療法リハビリテーション特論Ⅱ・同演習Ⅱ」を置く。

(3) 言語聴覚療法リハビリテーション分野

「話す、聞く、読む、書く、食べる」など、コミュニケーションや摂食嚥下という人間が人間らしく生活し、かつ他者と交わるといふことの根底をなす能力は、高度に発達した神経・生理機構を基盤としていふ。障害の生じる時期、症状の現れ方は多様であり、個々人が抱える問題も機能から活動、参加、そして心理的側面まで多岐にわたる。言語聴覚療法を行う施設の数や種類の増加に伴い、あらためて障害の本質を解明し、根拠のある訓練法の開発と効果の検証を行い、リハビリテーション・サービスの多様化に対応する専門性が求められている。

このような観点から、言語聴覚療法リハビリテーション分野に「言語聴覚療法リハビリテーション特論Ⅰ」「同演習Ⅰ」「同特論Ⅱ」「同演習Ⅱ」の4つの科目を置く。「言語聴覚療法リハビリテーション特論Ⅰ」「同演習Ⅰ」では、特に言語発達障害や聴覚障害児者の臨床の現状と問題点を把握し、評価法や治療法に関する最新の知見について学ぶ。「言語聴覚療法リハビリテーション特論Ⅱ」「同演習Ⅱ」では、特に失語・高次脳機能障害、発声発語機能障害を中心として、介護保険における言語聴覚療法、地域リハビリテーションなど、近年拡充しつつある領域における言語聴覚士の職務、行政との関連を含めた他職種との連携について、その現状と課題を調査やフィールドワーク等も用い、具体的に把握する。

(4) 特別研究

特別研究は、修士論文を作成する上で必要な知識、方法論をより具体的で実践的に習得するための研究指導であり、「特別研究(理学療法リハビリテーション分野)」「特別研究(作業療法リハビリテーション分野)」「特別研究(言語聴覚療法リハビリテーション分野)」を選択必修科目としてカリキュラム上

に位置づけ、修士論文に計画的に取り組めるよう配慮する。履修は1、2年次とし、入学時より各専門分野の指導教員への個別相談や集団指導の機会を設けて準備を進め、複数の教員のアドバイスを受け、各時期に発表会を行う。また秋学期の適切な時期に中間発表会を設定し、修士論文の完成まで目標をもって取り組めるよう指導する。

それぞれの分野では当該分野の国内外の文献検索や文献講読を通して研究課題を絞り込み、研究計画書を作成し、データ収集、データ分析をおこない修士論文の完成を目指し指導を行う。人及び動物を対象とする研究の場合は研究倫理の遵守および倫理審査の手続きについて指導する。

5. 履修要件

リハビリテーション学専攻における修了に関する必要単位と要件は、『別表1 リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻カリキュラム表(科目担当者一覧)』の通り、所定の必修単位を含めて30単位以上を取得する。かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、審査及および最終試験に合格しなければならない。履修方法については、別途ガイダンスをおこなう。

①基幹科目

「リハビリテーション理論特論」「リハビリテーション研究法特論」「リハビリテーション包括的支援特論」「リハビリテーション統計学」「リハビリテーション医療管理特論」各2単位の必修科目5科目計10単位で構成される。

②展開科目

「リハビリテーション医学特論」2単位、「リハビリテーション心理学特論」1単位、「リハビリテーション実践モデル特論」1単位、「リハビリテーション工学特論」1単位、「リハビリテーション教育方法特論」2単位、「特別支援教育特論」1単位、「教育原理」2単位、「障害者福祉特論」2単位、「精神保健福祉特論」2単位から6単位以上を選択する。

③専門科目

選択した分野(理学療法リハビリテーション分野、作業療法リハビリテーション分野、言語聴覚療法リハビリテーション分野)の専門科目である各リハビリテーション特論Ⅰ、Ⅱ及び同演習Ⅰ、Ⅱの計4科目8単位を選択必修科目として履修する。

④特別研究

理学療法リハビリテーション分野、作業療法リハビリテーション分野、言語聴覚療法リハビリテーション分野の特別研究1科目6単位を各分野の選択必修とし、1年次秋学期に2単位、2年次通年4単位を履修する。

6. 「修士論文」に係わる手続き・日程

(1) 「論文題目」提出と論文構想発表会・中間発表会

修士の学位取得予定者(2年次生以降)は、指導教員の承認を得た上で学生ネットサービスにて題目をWebに登録し、その登録画面を印刷、保管する。また、論文の題目を変更する場合も同様に指導教員の承認を得た上で学生ネットサービスにて題目を変更登録し、その変更登録画面を印刷、保管する。論文題目提出後、論文構想発表会を行う。

「論文構想発表会」(1年次) 日 時: 2026年9月12日(土)・2026年11月7日(土) 9時30分(予定)

「論文中間発表会」(2年次) 日 時: 2026年11月7日(土) 9時30分(予定)

「論文題目」 提出期間: 2026年5月7日(木)～14日(木) 18時厳守

「論文題目変更」 提出期間: 2026年11月13日(金)～20日(金) 18時厳守

(2) 研究倫理審査について

「目白大学人及び動物を対象とする研究に係わる倫理審査委員会規程及び同細則」の対象となる研究は、目白大学人及び動物を対象とする研究に係る倫理審査委員会、もしくはそれと同等の人及び動物を対象とする研究に係る倫理審査委員会による審査を受ける必要がある。

審査を受ける者は、上記倫理審査委員会の規定に従い、4月、6月、8月、11月、1月に開催される同委員会の約2ヶ月前までに、指導教員の指導を受けて審査申請書類を提出する。

(3) 中間発表会

11月上旬までに中間発表会をおこない、研究の進捗状態を確認する。論文提出のためには中間発表において助言を受けて、修正案を示す必要がある。

(4) 修士論文発表要項

発表会	時 期	
構想発表会 (1年次)	9月12日・11月7日 第5回倫理審査前 までに終了する	発表時間；10分 質疑応答20分 資 料；パワーポイント（枚数制限なし） 背景、目的、方法がわかるように記載 発表形式；自由
中間発表会 (2年次)	11月7日	発表時間；10分 質疑応答20分 資 料；パワーポイント（枚数制限なし） 背景、目的、方法、結果（一部でも可）がわか るように記載 発表形式；自由
最終発表会 (2年次)	2月6日	発表時間；15分 質疑応答15分 資 料；パワーポイント（枚数制限なし） 背景、目的、方法、結果、考察、文献がわかる ように記載 発表形式；自由

(5) 論文審査委員の選任

指導教員を含む審査委員3名（主査及び副査2名）を1年次の7月中に決定する。

(6) 論文審査及び最終試験

論文を提出する者(2年次生以降)は、所定の期日までにファイルに閉じた修士論文及び論文要旨を作成し、「学位請求書」及び「修士論文受領書」各1通（用紙は学生ネットサービスよりダウンロード）を添えて教務課に提出する。なお論文は本人が直接提出するものとし、所定の期日に遅れた場合や郵送による場合には受理しない。

A. 論文の提出期限と提出部数

提出期間：2027年1月6日（水）～1月15日（金）18時厳守

提出場所：教務課（10号館1階）

修士論文はワードプロセッサを用いて完成し、学位論文執筆要項(Webに掲載)に従って作成すること。

修士論文提出部数： 3部（査読用、ファイルに綴じて、提出する。ファイルの表紙・背表紙は雛形を参照して作成・貼付すること）

論文要旨提出部数： 3部（A4版1ページ、書式は学位論文執筆要項に従う）

B. 修士論文の審査

審査委員（主査、副査）を中心とする審査委員会で論文審査をおこなう。発表会後の審査委員会の審議結果をもとに研究科委員会で可否を審議する。

審査期間 論文提出日～2月第2週(予定)

C. 最終発表会および最終審査

最終発表会：論文を期日までに提出した者は発表会で発表し、最終審査を受けることができる。

発表会は2月第1～2週（土曜日）におこなう予定である。発表会3日前までに、発表用資料を準備する（資料は前ページを参照）こと。

論文の合否審査：修正論文と発表会での発表に対する口頭諮問によっておこなう。

（7）論文の製本について

論文と抄録集の製本についてはリハビリテーション学研究科で業者に依頼する。

7. 修士論文指導に関するスケジュール

特別研究は1年次秋学期からの履修科目となっているが、1年次春学期に研究テーマと指導教員を決定し、指導教員の指導のもと研究を進める。なお研究計画の進捗により早期の倫理審査が必要とされる場合は、指導教員と相談の上、年間スケジュール以外でも研究の構想発表を行うことができる。倫理審査の日程を考慮し、スケジュールを調整する。

8. 学位論文に係る評価基準

（1）審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- ② 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

（2）評価項目

以下の5項目に従い評価する。

①テーマの立て方

明確で、実現可能なテーマが設定されていて、それについての仮説や調査項目が分かりやすく示されているか。

②研究の背景

複数の情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を整理して示し、自分が明らかにしようとしている内容と関連付けているか。

③研究の方法

研究の目的とテーマにふさわしい研究方法を用い、明確な分析の視点を示しているか。

④研究の結果

実験や調査で得られたデータを図や表を有効利用して組織的にまとめ、類似点・相違点・重要な型（パターン化）の発見など様々な観点から解析しているか。

⑤考察と結論

研究から明らかになったことについて整理し、専門基礎知識（自分の専門分野の概念や枠組み）を効果的に用いて、論理的に説明できているか。

（3）評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

■表紙・背表紙の書き方（雛型）

表紙	背表紙
<p>2000年度 修士論文 (11ポイント)</p> <p>論文題目 ○○○○○ (12ポイント) 英文タイトル ○○○○○ ※英語論文の場合は和文タイトルをつける</p> <p>目白大学大学院 リハビリテーション学研究科 リハビリテーション学専攻</p> <p>学籍番号 ○○○○ 氏 名 目白 太郎 指導教員名 ○○○○教授(准教授)</p>	<p>二 〇 〇 〇 年 度 修 士 論 文 論 文 題 目 目 白 太 郎</p> <p>←修了年度を記入 (注:修了の年では ありません)</p>

■学位請求書

学生ネットサービスよりダウンロード

学位請求書

年 月 日

目白大学大学院
リハビリテーション学研究科長 殿

リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻
学籍番号 ○○○○
氏 名 目白 太郎 印

このたび、学位の請求のため、下記のとおり修士論文を提出しますので、審査をお願い致します。

記

修士論文題目 ○○○○○○○○○○○
学位論文 3部 要旨 3部

指導教員 ○○○○○ 印

別表 1

リハビリテーション学研究科 リハビリテーション学専攻カリキュラム表

科目 区分	授業科目の名称	単位数		配当 年次	開設学期		備 考		
		必修	選択		春	秋			
共通科目	基幹科目	リハビリテーション理論特論	2		1・2		○	必修 10 単位	
		リハビリテーション研究法特論	2		1・2	○			
		リハビリテーション包括的支援特論	2		1・2	○			
		リハビリテーション統計学	2		1・2	○			
		リハビリテーション医療管理特論	2		1・2	○			
	展開科目	リハビリテーション医学特論		2	1・2	○		展開科目から 6 単位以上履修すること。	
		リハビリテーション心理学特論		1	1・2	○			
		リハビリテーション実践モデル特論		1	1・2	○			
		リハビリテーション工学特論		1	1・2	○			
		リハビリテーション教育方法特論		2	1・2		○		
		特別支援教育特論		1	1・2		○		
		教育原理		2	1・2		○		
		障害者福祉特論		2	1・2		○		
		精神保健福祉特論		2	1・2	○			
専門科目	リハビリテーション理学療法分野	理学療法リハビリテーション特論Ⅰ		2	1・2	○		選択分野の 4 科目 8 単位 を選択必修	
		理学療法リハビリテーション特論Ⅱ		2	1・2		○		
		理学療法リハビリテーション演習Ⅰ		2	1・2	○			
		理学療法リハビリテーション演習Ⅱ		2	1・2		○		
	リハビリテーション作業療法分野	作業療法リハビリテーション特論Ⅰ		2	1・2	○			
		作業療法リハビリテーション特論Ⅱ		2	1・2		○		
		作業療法リハビリテーション演習Ⅰ		2	1・2	○			
		作業療法リハビリテーション演習Ⅱ		2	1・2		○		
	リハビリテーション言語聴覚療法分野	言語聴覚療法リハビリテーション特論Ⅰ		2	1・2	○			
		言語聴覚療法リハビリテーション特論Ⅱ		2	1・2		○		
		言語聴覚療法リハビリテーション演習Ⅰ		2	1・2	○			
		言語聴覚療法リハビリテーション演習Ⅱ		2	1・2		○		
	特別研究	特別研究 (理学療法リハビリテーション分野)		6	1～2		○		いずれか 1 科目 6 単位を 選択必修
		特別研究 (作業療法リハビリテーション分野)		6	1～2		○		
		特別研究 (言語聴覚療法リハビリテーション分野)		6	1～2		○		
							合計 30 単位		

VIII 看護学研究科 修士課程

看護学専攻

看護学研究科修士課程における教育研究

1. 教育理念・目的

医療の高度化、疾病構造の変化、少子高齢化など、社会の健康ニーズは増大し多様化している。これらの状況に応えられる、高い能力をもった看護の専門職業人を養成することを目的としている。特に、看護の高度実践能力、看護科学を創造する研究能力、コミュニティベースケアの開発、専門職業人としての自律とキャリア開発を教育研究上の目的としている。

2. 研究科の構成

看護学研究科修士課程は看護学専攻の1専攻で構成する。

看護学専攻は、1) 看護マネジメント学 2) コミュニティ看護学 3) ウィメンズヘルス看護学の3つの分野のうち1つを選択し、専門的な教育研究をおこなう。

【学位の授与】

大学院学位規則により修士課程を修了した者は「修士（看護学）」が授与される。

3. 人材養成の目的、教育課程と指導方針

(1) 看護マネジメント学分野

研究科の教育研究目的のもとに、本分野では、保健医療福祉分野における看護マネジメントができる人材を育成する。

【教育課程と指導方針】

医療技術の革新、チーム医療の必要性、疾病構造の変化と医療制度改革の中で看護が独自の役割を果たしていくための、医療経営への参画、看護サービス部門のマネジメント、看護専門職のキャリア形成と教育機能について研究する。

主たる授業科目として「看護マネジメント学特論1」、「看護マネジメント学特論2」、「看護マネジメント学特論3」、「看護マネジメント学演習」を開設しているので、各自の専門性を高め、研究テーマを深めることができる。

(2) コミュニティ看護学分野

研究科の教育研究目的のもとに、本分野では、地域保健医療福祉システムの推進とヘルスプロモーションをリードし協働できる人材を育成する。

【教育課程と指導方針】

「健康なコミュニティづくり」や「健康生活への専門家の支援」「保健医療福祉の連携充実の在り方」等について学び、コミュニティに存在する健康課題やケア提供体制の課題、保健医療福祉の連携協働に関してフィールドワーク実践を通して視野を広める。

主たる授業科目として「コミュニティ看護学特論1」、「コミュニティ看護学特論2」、「コミュニティ看護学演習1」、「コミュニティ看護学演習2」を開設しているので、各自の専門性を高め、研究テーマを深めることができる。

(3) ウィメンズヘルス看護学分野

研究科の教育研究目的のもとに、本分野では、女性のリプロダクティブヘルスとヘルスプロモーションの観点から、女性の一生にわたる健康を支える専門性の高い看護ができる人材を養成する。

【教育課程と指導方針】

女性のライフサイクル（思春期、周産期、育児期、更年期）における健康課題を、生物学的、心理社会的、文化的視野から広くとらえる。また親になる過程を一貫して支えるための、コミュニティにおける育児支援および虐待防止システムの看護開発についてフィールドワークを行なう。

主たる授業科目として「ウィメンズヘルス看護学特論1」、「ウィメンズヘルス看護学特論2」、「ウィメ

ンズヘルス看護学演習1」、「ウィメンズヘルス看護学演習2」を開設しているため、各自の専門性を高め、研究テーマを深めることができる。

(4) 修士論文と研究指導について

各自が選択した専門分野の「特別研究」を履修し、1年次春学期より2年次秋学期まで計画的に看護学研究に取り組めるよう指導する。

1年次に研究計画書を作成し審査を行い、2年次1月に論文が提出できるように指導する。

※長期履修生の場合、2年課程に準拠するが、履修計画は指導教員と十分に相談の上、進める。

4. 履修要件

看護学専攻における修了に関する必要単位と要件は、『学則別表7』に基づき、所定の必修単位を含めて30単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、審査及および最終試験に合格しなければならない。履修方法については、別途ガイダンスをおこなう。

- ①「必修科目」として「看護理論特論」2単位、「看護倫理特論」2単位、「看護研究方法論」2単位、「保健統計学（基礎）」2単位の合計8単位を履修する。
- ②「選択必修科目」として、専攻分野（看護マネジメント学、コミュニティ看護学、ウィメンズヘルス看護学）の専門科目3科目6単位を履修する。
- ③「選択必修科目」として、共通科目群の中から2単位以上履修する。
- ④「選択必修科目」として、共通科目群、専門科目群の中から①②で履修した科目以外の科目を4単位以上履修する。
- ⑤「選択必修科目」として専攻分野（看護マネジメント学、コミュニティ看護学、ウィメンズヘルス看護学）の「特別研究」8単位を履修する。

5. 「修士論文」作成及び論文審査に係る手続き

(1) 「研究計画書」の提出

看護学研究科「研究計画書作成要項」に基づき研究計画書を作成し、研究倫理審査提出期間（初日）の3週間前までに、提出する。（「研究計画書審査の手引き」を参照）

(2) 「研究倫理審査委員会」への提出

研究計画書の審査で「通過」後に、指導教員の確認を受けて、目白大学における医学系研究倫理審査委員会の承認を受ける必要がある。学生ネットサービスの「さいたま岩槻キャンパス倫理審査委員会スケジュール」の申請募集期間および申請書類を確認し、さいたま岩槻キャンパス庶務課に提出する。

(3) 「修士論文題目 WEB 登録」と「変更登録」

2年次生以上（長期履修生の場合は、長期履修期間の最終年度）の院生は、春学期（5月）に「題目」について事前に院生が指導教員に相談・確認の上、登録期間中に、院生自身で学生ネットサービスの教務関係ポータルからログインし、WEB登録し、その登録画面を印刷、保管する。

また、春学期（5月）に登録した題目から変更があった院生のみ、秋学期（12月）に指導教員の承認を得た上で、学年暦で示す看護学研究科の「題目変更 WEB 登録期間」中に変更登録を行い、その登録画面を印刷、保管する。

(4) 「修士論文」の提出

看護学研究科「修士論文作成要項」に基づき、修士論文および論文要旨を作成し、「学位請求書」（用紙は学生ネットサービスよりダウンロードする）を添えて、学年暦の看護学研究科論文提出期間中（1月）に教務課窓口へ直接提出する。

なお論文は、本人が直接提出するものとし、所定の期日に遅れた場合や郵送による提出は受理しない。

また、修士論文提出時には、事前にWEB登録した「題目」と提出物の「題目」が同様であることを確認する。「題目」が異なる場合は、受理されない。

修士論文は、学年暦で示す看護学研究科の提出期間に提出し、修士論文および論文要旨の提出部数は4部とする。

9月修了予定者は、学年暦の提出期間中に提出する。

(5) 口頭試験

指定された日時および場所で、主査、副査による論文審査を受ける。「看護学研究科修士論文審査の手引き」に示す「口頭試験」の方法にそって審査を受ける。

(6) 修士論文最終試験（公開発表会）

口頭試験を通過した院生を対象に、主査、副査による「最終試験（公開発表会）」（学年暦で示す日程）で行う。院生は、「看護学研究科修士論文審査の手引き」に示す「最終試験（公開発表会）」の方法にそって、修士論文概要を発表し審査を受ける。

(7) 修士論文の審査

審査委員（主査、副査）が、「口頭試験」および「最終試験（公開発表会）」で修士論文の審査を行い、研究科委員会にて可否を審議する。

6. 学位論文に係る評価基準

(1) 審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

① 主査は、研究科における研究指導教員とする。

② 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

(2) 評価項目

1. 研究の意義

- ① 看護学研究として意義があるか
- ② 独自性があるか
- ③ 新たな知見を提示しているか

2. 倫理的配慮

- ① 研究対象者の人権を擁護できているか
- ② 他者の著作権を守る配慮ができているか
- ③ 倫理委員会の承認を得ていることが記載されているか

3. 研究の背景、研究目的、研究方法、データ分析、考察

- ① 研究題目が研究内容を適切に表しているか
- ② 要旨には研究の概要を適切に記述しているか
- ③ 研究題目に関する十分な知識・概念が検討され用いられているか
- ④ 国内外の文献を検討した結果に基づき研究の背景・意義を明確に論述しているか
- ⑤ 重要な用語を定義しているか
- ⑥ 研究目的は明確か
- ⑦ 研究目的の達成に適った研究デザイン・研究方法を用いているか
- ⑧ 対象者、データ収集法が詳述されているか
- ⑨ データ分析方法が詳述されているか
- ⑩ 研究目的と結果に一貫性があるか

- ⑪研究目的と考察に一貫性があるか
- ⑫文献との照合に基づく考察がなされているか
- ⑬研究結果とその解釈を区別して論述できているか
- ⑭結果と考察から妥当な結論が導き出されているか

4.論述

- ①引用文献の表記が適切か
- ②図・表を正確に作成しているか
- ③日本語として適切かつ明瞭な文章表現となっているか
- ④論理的に一貫性がある論述となっているか
- ⑤誤字脱字がないか

(3) 評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

■学位請求書

学生ネットサービスよりダウンロードする。

2026年度 修士論文提出及び論文審査スケジュール

■ 2年次以降

概要	日時	提出先	備考
1. 「論文題目届」提出	2026年5月7日(木)～ 5月14日(木)18:00まで	WEB登録	
2. 「論文題目変更届」提出	2026年12月1日(火)～ 12月8日(火)18:00まで	WEB登録	
3. 「修士論文」「学位申請書」 提出	2027年1月4日(月)～ 1月8日(金)18:00まで	教務課	「学位論文審査の手引き」 「学位論文執筆要項」参照
4. 口頭試験	2027年1月18日(月)～ 1月22日(金)		
5. 最終試験(公開発表会)	2027年2月13日(土)		

* 長期履修生は概要2～5について、長期履修期間の最終年次に該当とする。

■ 2年次以降 (9月修了)

概要	日時	提出先	備考
1. 「論文題目変更届」提出	2026年5月7日(木)～ 5月14日(木)18:00まで	WEB登録	
2. 「修士論文」「学位申請書」 提出	2026年6月24日(水)～ 7月1日(水)18:00まで	教務課	「学位論文審査の手引き」 「学位論文執筆要項」参照
3. 口頭試験	2026年7月6日(月)～ 7月9日(木)		
4. 最終試験(公開発表会)	2026年7月25日(土)		

■ 1年次生

概要	日時	提出先	備考
「研究計画書」提出	倫理審査提出期間(初日)の 3週間前まで	「研究計画 書審査の手 引き」を参 照	2026年3月31日、6月1 日、8月31日、11月3 日、2027年1月25日

■ 2年次生以降

概要	日時	提出先	備考
「研究計画書」提出	倫理審査提出期間(初日)の 3週間前まで	「研究計画 書審査の手 引き」を参 照	2026年3月31日、6月1 日、8月31日、11月3 日、2027年1月25日

■研究に係る倫理審査申請

申請期間	提出先	備考
申請期間： 2026年 2月16日(月)～3月9日(月) 2026年 4月20日(月)～5月11日(月) 2026年 6月22日(月)～7月13日(月) 2026年 9月14日(月)～10月5日(月) 2026年 11月24日(月)～12月14日(月)	岩槻キャンパス 庶務課	指導教員の許可を得てPDFデータで提出。 審査委員会で承認されるまで修正し提出 *庶務課メールアドレスに送信 univsyomu@mejiro.ac.jp メール送信の際、件名の文頭に「《倫理審査》」と入力する

看護学研究科 看護学専攻 カリキュラム表

科目区分	授業科目の名称	単位数		配当年次	開設学期		履修要件備考		
		必修	選択		春	秋			
共通科目	看護理論特論	2		1	○		必修8単位の他 2単位選択必修		
	看護倫理特論	2		1		○			
	看護研究方法論	2		1	○				
	生涯発達心理学		2	1		○			
	保健統計学(基礎)	2		1	○				
	保健統計学(応用)		2	2		○			
	コンサルテーション理論		2	1・2	○				
	地域社会学特論		2	1・2	○				
	医療マネジメント特論		1	1・2	○				
	国際援助論		1	1・2		○			
専門科目	看護 マネジ メント 学 分 野	看護マネジメント学特論1		2	1・2	○	各分野より主専攻を選 択し、3科目6単位必修		
		看護マネジメント学特論2		2	1・2			○	
		看護マネジメント学特論3		2	1・2	○			
		看護マネジメント学演習		2	1・2	○		○	
	コ ミ ユ ニ テ ィ 看 護 学 分 野	コミュニティ看護学特論1		2	1・2	○			
		コミュニティ看護学特論2		2	1・2	○			
		コミュニティ看護学演習1		2	1・2			○	
		コミュニティ看護学演習2		2	1・2			○	
	ウ ィ メ ン ズ ヘ ル ス 看 護 学 分 野	ウィメンズヘルス看護学特論1		2	1・2	○			
		ウィメンズヘルス看護学特論2		2	1・2			○	
		ウィメンズヘルス看護学演習1		2	1・2	○		○	
		ウィメンズヘルス看護学演習2		2	1・2			○	
	特 別 研 究	特別研究 (看護マネジメント学分野)		8	1~2			○	2年間通年。 主専攻分野の1科目 8単位選択必修
		特別研究 (コミュニティ看護学分野)		8	1~2			○	
		特別研究 (ウィメンズヘルス看護学分野)		8	1~2			○	

Ⅸ 研究科共通

■ 学籍について

(1) 修業年限および在学年限

大学院の修業年限は、下記のとおりとする。長期履修生は目白大学大学院長期履修生規程 (P. 163) を参照のこと。

- ①修士課程の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。
- ②博士後期課程の修業年限は3年とし、6年を超えて在学することはできない。

(2) 休学

病気その他やむを得ない事情がある場合、休学することができる。休学する場合は、必ず事前に指導教員に相談の上、「休学願」を学生部に提出すること。

※留学生が保有している在留資格（留学）は、教育機関に所属し、教育を受けることを主な活動として在留が認められている資格である。留学生が休学すると在留資格本来の活動を満たすことができなくなるので休学することはできない。

- ①休学期間は、学期単位または連続する2学期（1年）とし、通算して2年間までとする
- ②休学期間は、在学期間に算入しない。
- ③休学期間中は、学期あたり60,000円の休学在籍料が必要となる。
- ④休学願の提出期限は、休学開始日が4月～の場合は5月末日、9月～の場合は11月末日。

(3) 復学

休学者が復学を希望する場合は、休学期間満了2ヶ月前に学生部から郵送された復学願の書類に、必要事項を記入のうえ速やかに提出すること。

(4) 退学

やむを得ず退学する場合は、必ず事前に指導教員に相談のうえ、学生部にて退学願を受け取る。また、退学日は原則として退学願を提出した月の月末となり、退学を願い出る場合は当該学期の学納金を完納していなければならない（新たな学期が始まってから提出した場合は、その学期分の学納金を全額納入する必要がある）。なお、学期途中で退学した場合は、その期の授業料等は返金しない。

(5) 除籍

所定の期限までに学納金を完納できない者、長期間にわたり連絡が取れず行方不明の者及び学則が定める在学年限を超過した者は、研究科委員会の審議を経て除籍となる。除籍者は成績証明書、在籍期間証明書のみ発行可能。

■ 授業について

(1) 授業時間（月～金曜日）

第3時限	第4時限	第5時限	夜間 第1時限	夜間 第2時限
13:30～15:00	15:10～16:40	16:50～18:20	18:30～20:00	20:10～21:40

(土曜日)

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限
09:30～11:00	11:10～12:40	13:30～15:00	15:10～16:40

(2) 休講・補講

休講する科目については、事前に「教務関係ポータル」内の「休講一覧」及び休講情報メール配信で知ら

せる。突然の休講の場合は、掲示あるいは教職員が教室で伝達する。

教員が授業開始時刻から 20 分経っても出講しない場合、教務課まで連絡すること。教員の所在を確認したうえで指示を行うので、自身で休講の判断をしないこと。

また、悪天候により交通機関の混乱が予測される場合は別途メール、「学生ネットサービス」等で連絡する。

※状況に応じ、上記と異なる対応をとる場合もあります。

休講となった科目やその他必要がある場合は、各学期内に補講が実施されるので、当該科目の履修者は必ず受講すること。補講のスケジュールは授業において各教員が通知するほか、メール等で知らせる。

■ 教育課程（カリキュラム）

本大学院は 1 年を「春学期」と「秋学期」に区分し、通年科目以外は原則として学期ごとに授業科目が完結し、単位を認定するセメスター制を採用している。

（1）科目の種類

必修科目—————必ず履修しなければならない科目。

選択必修科目—————指定された科目の中から選択して履修しなければならない科目。

選択科目—————自由に選択して履修できる科目。

（2）単位制

授業科目を履修し、所定の試験等に合格することによって、その科目に定められている単位を修得して、修了要件を満たしていく制度である。

（3）単位と時間

授業科目の単位は授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算する。授業時間と単位数については、各研究科の履修規程を参照。

（4）単位の認定

各授業科目を履修した者に対して、筆記試験、論文（レポート）、授業の履修状況等を評価し、一定の基準に達し合格したと認めた場合に単位が認定される。

● 授業科目の履修について

修士課程は 2 年間、博士後期課程は 3 年間の在学期間に修了要件の単位が修得できるように履修計画を立て、当該年度の開設科目の中から履修する。

* 長期履修生にあってはその在学年限内で修了要件の単位を修得できるよう履修すること。

（1）履修登録

履修登録は、当該年度の時間割の中から受講する全ての科目を学期ごとに登録する。自己責任において行うものであり、登録漏れやミスが生じた場合は、その科目の履修はできない。たとえその科目に出席していても単位は認定されない。また、一度成績が認定された科目の再履修登録はできない。

<履修単位の制限>

◆ 国際交流研究科： 1 学期で登録できる単位数は必修科目を除く 10 単位。

◆ 心理学研究科： 1 学期で登録できる単位数は、現代心理学専攻は 18 単位、臨床心理学専攻は通年で 48 単位。

詳細は研究科オリエンテーション時の履修ガイダンスで確認すること。

- ◆ 経営学研究科：指定なし。
- ◆ 生涯福祉研究科：1学期で登録できる単位数は18単位。
- ◆ 言語文化研究科：指定なし。ただし、指導教員の指示に従うこと。
- ◆ リハビリテーション学研究科：1年次で登録できる単位数は26単位。
- ◆ 看護学研究科：1年次で登録できる単位数は24単位。

(2) 登録方法 (Web で登録する)

- ①履修登録方法の詳細については4月オリエンテーション時に配布の「教務関係ポータル School Swing 学生ガイドブック」に従う。
- ②履修可能な他研究科・他専攻の科目(開放科目)の履修登録は、Web から履修登録ができない。履修登録期間中に教務課の指示に従い申請手続きを行う。(詳細は4月以降に通知)
なお、開放科目は各研究科目カリキュラム表の開放科目一覧を参照のこと。
- ③履修登録後は必ず「履修チェック結果」で確認し、印刷して保管する。 ※確認方法は上記ガイドブックを参照のこと。
- ④履修登録は大学院DC(博士課程)研究室・MC(修士課程)研究室のパソコン又は、学外のパソコンからでも登録できる。ただし、指定された期間を過ぎると、登録できなくなるので注意を要する。
 - ・履修登録期間： 春学期 —— 2026年4月3日9時～4月7日12時
秋学期 —— 2026年9月15日9時～9月18日12時
 - ・履修追加削除期間： 春学期 —— 2026年4月9日9時～4月15日12時
秋学期 —— 2026年9月25日9時～10月1日12時
 - ・履修削除期間： 春学期 —— 2026年4月16日9時～4月22日12時
秋学期 —— 2026年10月2日9時～10月8日12時

● 共通基礎科目について

学生の研究基礎力並びに研究倫理意識の向上・育成として、国際交流研究科、経営学研究科、生涯福祉研究科、言語文化研究科、リハビリテーション学研究科所属院生のみ、履修可能な科目。

共通基礎科目の修得単位は、各研究科履修規程に定める「修了単位に含めることができる『他研究科授業科目の履修』」の範囲内で算入可能。※国際交流は8単位、経営学(修士)は4単位、経営学(特定課題)、生涯福祉、言語文化は6単位。リハは修了単位に含めることができない。

当該研究科所属学生で、履修希望の場合は、履修登録期間中にWebにて履修登録を行うこと。

授業科目の区分	授業科目名	配当年次	単位数
共通基礎科目	学術研究の技法Ⅰ	1	2
	学術研究の技法Ⅱ	1	2

● 試験及び成績について

成績の評価は、授業計画(シラバス)に明示されている「評価の方法および観点」により評価する。期末試験を行う場合は、各学期16週目に行う。

成績評価の基準

- ① 成績評価基準は次のとおりである。
 - S 評価 (特に秀でた成績の者)
 - A 評価 (100点～80点)
 - B 評価 (79点～70点)

C 評価 (69 点 ~ 60 点)

D 評価 (59 点以下 不合格)

② 「成績情報」には、これまで履修した全ての科目について、S~Dの評価が表示される。

例えば、途中放棄や科目担当教員に履修の取消しを申し出ても、変更は出来ない。履修登録がされている科目の成績評価は「D」が表示されるので、履修登録は慎重に行うこと。

ただし、「成績証明書」にはD(不合格)は表示されない。

③ 「成績情報」の閲覧方法については「教務関係ポータル School Swing 学生ガイドブック」を参照。

● 修了要件単位

修士課程は2年以上、博士後期課程は3年以上在学し、所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けた上で研究科が行う修士論文または博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。(休学期間は在学期間に含まれない)

注) * 経営学研究科の「特定課題論文」の審査及び最終試験を含む

研究科・専攻			必修	選択 必修	選択	合計
国際交流研究科	国際交流専攻		8	—	22	30
心理学研究科	現代心理学専攻		10	12	8	30
	臨床心理学専攻		30	—	10	40
	心理学専攻 (博士後期課程)		12	6	—	18
経営学研究科	経営学専攻	修士論文 選択者	8	—	22	30
		特定課題論文 選択者	8	—	32	40
生涯福祉研究科	生涯福祉専攻		8	—	22	30
言語文化研究科	日本語・日本語教育専攻		4	6	20	30
	中国・韓国言語文化専攻		4	6	20	30
リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻		10	20		30
看護学研究科	看護学専攻		8	22	—	30

● 留年(修了延期)

修士課程2年間または博士後期課程3年間を在学しても所定の修了要件を満たさなかった場合は留年となる。
その場合以下の条件により修了となる。

- ① 春学期末で修了要件が充足した場合は当該年度の9月末の修了となる。
- ② 秋学期末で修了要件が充足した場合は当該年度の3月末の修了となる。

● 教科書の購入

授業で使用する必須資料のうち「MyKiTS」販売対象の教科書のみ、各学期授業開始日から2週間程度の期間において、「MyKiTS (マイキッツ) : 紀伊国屋書店教科書オンラインストア」本学専用ページにて販売する。

教科書販売に関する案内

販売日程、「MyKiTS」注文方法等の詳細は、新学期開始前にお知らせ配信（メール配信） および 「学生ネットサービス」- 「教務・授業・教職関係」- 「新宿 (大学院)」- 「教科書販売関連」での掲載にて案内予定。

購入方法

- ①教科書販売に関する案内をよく読み、履修する講義の教科書を確認する。
- ②「MyKiTS」より購入する教科書をピックアップする。
- ③指定の「MyKiTS」本学専用ページにアクセスし、注文方法のマニュアルに沿って購入手続きを進める。
※教科書によっては「MyKiTS」以外からの入手が難しい場合があるため注意。
※「MyKiTS」販売対象外の必須資料については、シラバスや授業担当教員の指示に従って入手すること。
※履修する講義が閉講となった場合を除き、返品・交換は一切不可であるため、購入ミスのないように十分注意すること。
※1回の注文ごとに配送関係手数料（自己負担）が掛かる。

● 在学生専用ウェブサイトについて

①目白大学の公式ウェブサイト

目白大学の公式ウェブサイト (<https://www.mejiro.ac.jp/>) には、大学の基本的な情報に加えて就職や奨学金関連のお知らせ、学内のイベントやニュース等、学生生活に役立つ情報が掲載されている。

②学生ネットサービス

「学生ネットサービス」とは学生生活に関することや、教務・授業・教職関係、就職活動、図書館に関する情報、学生向け各種マニュアル等が確認できる「本学の学生専用ウェブサイト」のこと。

利用手順

1. ブラウザ Google Chrome を立ち上げ、大学より配布のアカウント(～@uni.mejiro.ac.jp)にてログイン
※大学より配布のアカウント(～@uni.mejiro.ac.jp)でログイン済みのブラウザ (Google Chrome を推奨) のみ、学生ネットサービスへアクセスが可能となる。

2. 目白大学の公式ウェブサイト「在学生の方へ」内の「学生ネットサービス」をクリック

※学生ネットサービス URL <https://sites.google.com/mejiro.ac.jp/muweb> のブックマークを推奨する。

③教務関係ポータル

「教務関係ポータル」とは、学生個人への連絡配信内容、履修登録や成績の閲覧、休講情報などが確認できる「本学の学生専用ポータル」のこと。大学からのお知らせ (掲示板) はこの教務関係ポータルにある。個別の情報以外は学内掲示や教務関係ポータル等のお知らせに掲示されるので、常に確認して情報取得に心掛けること。

利用手順

1. 学生ネットサービスホーム画面にある「教務関係ポータルサイト」の該当するリンクをクリック。
 - ・ 「学内ネットワークから開く」とはキャンパス内の Wifi (Mejiro_Wi-Fi) にアクセスした状態での操作、または学内に設置されたPCから開く場合です。この形式以外のアクセスは全て「学外ネットワークから開く」をクリックすること。
 - ・ 「学内ネットワークから開く場合」、「学外ネットワークから開く場合」どちらも学籍番号とパスワードでログインします。IDと初期パスワードは以下の通りです。

ID	学籍番号 (全9ケタのうち先頭の“20”を除く下7ケタ)
パスワード	初期パスワードは「入学手続き用サイト」で案内したものです。 パスワードは、教務関係ポータル内の「ログインパスワード変更」メニューで、定期的に変更すること。

- ・ 上記パスワードは、他人に知られると履修登録の改ざん等、不利益を被ることにもなりかねないので十分注意すること。
2. ログイン後、教務関係ポータルのホーム画面が開きます。

■ 教職課程

本学で取得できる専修免許状は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	教科	必要単位数
言語文化研究科	日本語・日本語教育専攻	中学校教諭専修免許状	国語	24単位
		高等学校教諭専修免許状		

上記免許状の取得希望者は、指定科目（カリキュラム表参照）の内から24単位以上を履修（修得）しなければならない。

取得希望者は10号館1階教務課教職担当に、入学年の4月末日までに一種免許状を持参すること。

専修免許は、専修免許取得で必要な単位を修得していること、当該免許教科の一種免許状を取得していることが条件である。

■ 「外国語としての韓国語教育資格」(※中国・韓国言語文化専攻のみ対象)

本学が独自に授与する認定資格です。韓国語教育法を修得し、授業実習を行うことで、韓国語を教える知識・技量を有することを証します。韓国語学習者の指導者としての活躍が見込まれています。

資格取得要件をすべて満たした場合に、「外国語としての韓国語教育資格（Teaching Korean as a Foreign Language）」が交付されます。資格取得要件は、中国・韓国言語文化専攻のカリキュラム表にて要確認。(※臨地研究1は、韓国現代文化をテーマとする臨地研究を行うこと)


別途、検定試験はありません。事務手数料2,000円（実習連絡費を含む）は、申請時に納付。納付時期は11月頃、教務関係ポータルのお知らせ配信予定。


■ 学位の授与

大学院学位規則第2条により、本学大学院修士課程及び博士後期課程を修了した者に授与される学位は次のとおりである。

研究科名	修士課程	博士後期課程
国際交流研究科	修士（国際学）	—
心理学研究科	修士（心理学）	博士（心理学）
経営学研究科	修士（経営学）	—
生涯福祉研究科 （研究分野により異なる）	修士（社会福祉学）又は 修士（保育学）	—
言語文化研究科 （専攻により異なる）	修士（日本語学） 修士（中国言語文化）又は 修士（韓国言語文化）	—
リハビリテーション学研究科	修士（リハビリテーション学）	—
看護学研究科	修士（看護学）	—

■ 証明書の発行・諸届

- 「在学証明書」「成績証明書」「成績見込み証明書」「修了見込み証明書」は、コンビニエンスストアでの発行が可能。
- 
- 「在学証明書」等各種証明書は、10号館1階まなブースに設置されている「証明書自動発行機（月～土8:00～21:30）」で、学籍番号とパスワード（教務関係ポータルで使用するものと同一）を入力して自身で発行することも可能。発行手数料は「Suica・PASMO等の交通系IC」等で決済する。（現金での支払不可）なお、「証明書自動発行機」で発行できない証明書は、学生部窓口にある「証明書等申請書」に必要事項を記入し証紙（手数料1通300円）を貼付した上で、学生部の窓口申請すること。（証紙券売機：10号館1階学生部内）
 - 学生証の再発行手続は「学生証紛失等届・再交付願」に必要事項を記入し、証紙（手数料2,000円）を貼付した上で、学生部の窓口申請すること。交付は申請日の翌日以降。（証紙券売機：10号館1階学生部内）
 - 証紙券売機利用可能時間 9:30～18:30（月～金） ※休業期間中は9:00～15:30（月～金）
 - 学生旅客運賃割引証（学割）は10号館1階まなブースに設置してある証明書自動発行機で各自発行する。
注）学生旅客運賃割引証（学割）は1回につき2枚まで発行可能。
 - 諸届は、速やかに学生部へ届け出ること。

学籍関係	休学願 / 復学願 / 退学願 注；病気による休学の場合は医師の診断書を添付すること。	
身上関係	学籍連絡事項変更届（住所・携帯番号） ※改姓名は戸籍抄本または戸籍謄本を持参し、学生部窓口で手続きをする。 ※大学が配布した目白のアカウントにてログインすること。	変更フォーム※ 

■ 奨学金の案内

（1）独立行政法人日本学生支援機構奨学金（JASSO）

学業優秀で経済的理由により修学が困難な者を対象とした制度として、「第一種奨学金」、「第一種奨学金（授業料後払い制度）」、「第二種奨学金」がある。詳細は、学生部へ問い合わせること。

① 第一種奨学金

貸与額（無利息）： 修士課程 月額 50,000円又は88,000円
博士後期課程 月額 80,000円又は122,000円

② 第一種奨学金（授業料後払い制度）

授業料後払い制度は、大学院修士段階の授業料について、在学中の授業料を国が立て替え、返還は修了後の所得に応じた「後払い」とする制度である。修了後、所得に応じた額を、月々JASSOを通じて国に返還（納付）する必要がある。実際の方法としては、JASSOが授業料相当額の奨学金（支援対象授業料）を奨学生に貸与したものと大学に振り込み、卒業後に、所得に応じて（大学ではなく）JASSOに返還する。なお、本制度を利用した場合も、別途授業料の納付が必要となる場合がある。

JASSO が学校に振込み、授業料に直接充当する「授業料支援金」と、JASSO が毎月奨学生本人に振込み生活費に充てることができる「生活費奨学金」で構成されている。

※生活費奨学金のみの利用不可

※本制度を利用した場合、(従来の月々貸与される) 第一種奨学金の貸与を受けることができない(第二種奨学金は利用可)。ただし、本制度に付帯する「生活費奨学金」の貸与申請をすることができる(月額 20,000 円、40,000 円から選択)。

③ 第二種奨学金

貸与額(利息付)： 月額 50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円または 150,000 円

※何れも貸与を受けた奨学金は大学院修了後、所定の期間内に返済しなければならない。

※本学は第一種奨学金の貸与を受けた者のうち特に優れた業績により、奨学金返還免除者を JASSO に推薦し、免除を受けることができる。詳細は学生部へ問い合わせること。

(2) 留学生対象奨学金・・・該当する留学生にメールで案内する。

*留学生とは：在留資格が「留学」の学生。

(3) その他の奨学金・・・詳細は学生部へ問い合わせること。

*地方自治体、民間奨学団体が実施する奨学金等

■ 学生保険について

・学生教育研究災害傷害保険

(心理学研究科臨床心理学専攻除く)

保険対象は、大学院の正課授業中、学校行事、課外活動中の事故、通学途中の事故による傷害となっている。保険適用の事故等に遭遇した場合は、速やかに、保健室へ申し出ること。

保険金支払い対象 (教育研究活動中の災害)	保証対象	
	通院数	入院日数
正課中	1回～	いずれも 1回から
学校行事中		
通学途中	4回～	
学校施設内にいる間		
学校施設間の移動中		
課外活動(クラブ活動)中	14回～	

・学生用 will2 (心理学研究科臨床心理学専攻)

教育研究活動中に被った傷害に対する保険です。保険金が支払われる対象の傷害・事故や保険金の額は約款で定められている。詳しくはネットサービス内の学生生活関係・在学生が加入している保険を参照すること。保険適用の事故等に遭遇した場合は速やかに、保健室へ申し出ること。

■ 健康管理

(1) 保健室の利用

1号館1階の保健室は、保健衛生管理と救急処置を目的として設置されている。ただし、保健室は医療機関ではないので、原則として内服薬の投与と継続的処置はしない。

「学校で予防すべき感染症」罹患時の登校について等は保健室に問い合わせること。

利用時間 授業期間中 月～金曜日 9:30～18:30 メール hoken@mejiro.ac.jp

※ 休業期間中は、それぞれの時期に掲示板にて通知する。

(2) 健康診断

学校保健安全法により、年1回の定期健康診断が実施されるので、必ず受診すること。受診の結果は、本人に郵送する。企業健診を受けている方は、その結果を代替として保健室に提出すること。

(3) 学生相談室

学生のみなさんが抱える問題や悩みを解決するサポートをする。

[大学ホームページ(学生欄)QRコードはこちら]

学生生活(学業・進路・サークルなど)や人間関係で困っていることや悩んでいること、心身の健康(緊張・不安・生活リズムの乱れなど)について気になることがあれば何でも相談すること。

専門の資格(臨床心理士等)を持った相談員が対応。

詳しくは、大学ホームページ・学生相談室を参照。

申し込みフォームから予約可

開室時間 授業日(土曜日除く) 10:00～18:00(要予約)

場所 2号館2階 TEL 03-5996-3734



(4) 障がい等学生支援室

障がい等のある方が円滑に大学生生活を送れるよう、授業のサポートを中心にいろいろな支援を行っている。

開室時間 授業日(土曜日除く) 10:00～17:00

場所 10号館1階 学生部 メール shogai.shien@mejiro.ac.jp

(5) なんでも相談・受付窓口

相談する場所に困った際はまずはこちらへ相談。

開室時間 授業日(土曜日除く) 9:30～16:00

場所 10号館1階 学生部内 メール n.uketsuke@mejiro.ac.jp

■ 学園の施設

(1) 院生DC/MC研究室

10号館2階の各院生研究室には、院生の便宜を図るため、コンピュータが設置されているので「目白大学ネットワーク利用心得」をよく読んで使用すること。

研究室開室時間

授業期間中 月～金曜日 9:30～21:30

土曜日 9:30～16:30

※ただし、夏季・冬季・春季の休業期間中は上記と異なるので、掲示する。

< 注意事項 >

CD-ROM やインターネットからフリーソフト等のアプリケーションを勝手にインストールすることは出来ない。作成したデータは、ディスク本体には保存しないこと。必ずUSB メモリー等に入れて保存すること。院生DC/MC研究室での飲食は厳禁とする。

パソコン使用後は電源を切り、椅子なども整頓して離席すること。

(2) 大学院コモンスペース

*コピー機の設置。

研究科ごとに決められた枚数を無料で、コピー利用可。度数がなくなったら、有料にてチャージするので、教務課に申し込むこと。コピー1枚(1度数)：10円

コピー機利用時は「学生証」をかざし、初回利用時のみ、学籍番号とパスワードでログインする。初期パスワードは【生年月日(下6ケタ)】。例：1993.01.01 生まれの人→930101

(3) ネットカフェ

10号館2階にはネットカフェが設置されている。2026年4月時点で「パソコン席：10席」「ディスプレイ席(持ち込みパソコン接続可能席)：22席」および「課金プリンター：モノクロ2台とカラー1台」などが設置されており、学生は自由に利用することができる。利用にあたっては、以下の「利用案内」および「注意事項」を必ず守る。

● 利用案内

1. 利用可能時間：月～土曜日 7:00～21:30(日曜・祝日を除く)

※ 利用可能時間は変更となる場合がある。

※ プリンターは印刷管理システムにより管理されている。

2. 学内無線LANの利用：

ネットカフェでも学内無線LAN(Mejiro-WiFi)が利用できる。

※ 接続方法は、以下のいずれかの方法で確認する。

方法1：目白大学公式サイトより進む場合

学生ネットサービス → BYOD サポートページ →
step2. 学内無線LAN Wi-Fi(Mejiro-Wifi) 接続

方法2：URLから直接アクセスする場合

<https://sites.google.com/mejiro.ac.jp/byod-pc>

方法3：QRコードを読み取る場合



※ 無線LANアクセスポイントはP.182-184を参照する。

3. 上記以外の利用情報については、以下のページを参照する：

https://jokyo.mejiro.ac.jp/?page_id=2100

● 注意事項

コンピュータウイルス感染防止および事故防止のため、以下の行為を固く禁じる。

1. アプリケーションソフトの無断インストール。
2. インターネット経由によるアプリケーションやデータのダウンロード。
3. 個人ファイルのPC本体への保存(PC内データは定期的に削除されるため)。

■ 2026 年度 入学生学納金

国際交流研究科 〔修士課程〕

(単位：円)

学 期	費 目	1 年次生	2 年次生	備 考
春 学 期	入 学 金	160,000		学生教育研究災害 傷害保険は、初年 度のみ
	授 業 料	300,000	300,000	
	施 設 設 備 費	150,000	150,000	
	学生教育研究災害傷害保険	1,750		
	計	611,750	450,000	
秋 学 期	授 業 料	300,000	300,000	
年 額 合 計		911,750	750,000	

心理学研究科 〔修士課程〕

(単位：円)

学 期	費 目	1 年次生	2 年次生	備 考
春 学 期	入 学 金	160,000		学生教育研究災害 傷害保険は、初年 度のみ
	授業料 (現代心理学専攻)	318,000	318,000	
	授業料 (臨床心理学専攻)	390,000	390,000	
	施 設 設 備 費	150,000	150,000	
	学生教育研究災害傷害保険 (現代心理学専攻)	1,750		
	総合補償制度 (臨床心理学専攻)	4,500	4,500	
計	(現代心理学専攻)	629,750	468,000	
	(臨床心理学専攻)	704,500	544,500	
秋 学 期	授業料 (現代心理学専攻)	318,000	318,000	
	授業料 (臨床心理学専攻)	390,000	390,000	
年 額 合 計 (現代心理学専攻)		947,750	786,000	
年 額 合 計 (臨床心理学専攻)		1,094,500	934,500	

心理学研究科〔博士後期課程〕

(単位：円)

学 期	費 目	1年次生	2年次生	3年次生	備 考
春 学 期	入 学 金	160,000			
	授 業 料	318,000	318,000	318,000	
	施 設 設 備 費	150,000	150,000	150,000	
	学生教育研究災害傷害保険	2,600			
	計	630,600	468,000	468,000	
秋 学 期	授 業 料	318,000	318,000	318,000	
年 額 合 計		948,600	786,000	786,000	

経営学研究科〔修士課程〕

(単位：円)

学 期	費 目	1年次生	2年次生	備 考
春 学 期	入 学 金	160,000		学生教育研究災害 傷害保険は、初年 度のみ
	授 業 料	312,000	312,000	
	施 設 設 備 費	150,000	150,000	
	学生教育研究災害傷害保険	1,750		
	計	623,750	462,000	
秋 学 期	授 業 料	312,000	312,000	
年 額 合 計		935,750	774,000	

生涯福祉研究科〔修士課程〕

(単位：円)

学 期	費 目	1年次生	2年次生	備 考
春 学 期	入 学 金	160,000		学生教育研究災害 傷害保険は、初年 度のみ
	授 業 料	312,000	312,000	
	施 設 設 備 費	150,000	150,000	
	学生教育研究災害傷害保険	1,750		
	計	623,750	462,000	
秋 学 期	授 業 料	312,000	312,000	
年 額 合 計		935,750	774,000	

言語文化研究科〔修士課程〕

(単位：円)

学 期	費 目	1年次生	2年次生	備 考
春 学 期	入 学 金	160,000		学生教育研究災害 傷害保険は、初年 度のみ
	授 業 料	300,000	300,000	
	施 設 設 備 費	150,000	150,000	
	学生教育研究災害傷害保険	1,750		
	計	611,750	450,000	
秋 学 期	授 業 料	300,000	300,000	
年 額 合 計		911,750	750,000	

リハビリテーション学研究科〔修士課程〕

(単位：円)

学 期	費 目	1年次生	2年次生	備 考
春 学 期	入 学 金	160,000		学生教育研究災害 傷害保険は、初年 度のみ
	授 業 料	312,000	312,000	
	施 設 設 備 費	150,000	150,000	
	学生教育研究災害傷害保険	1,750		
	計	623,750	462,000	
秋 学 期	授 業 料	312,000	312,000	
年 額 合 計		935,750	774,000	

看護学研究科〔修士課程〕

(単位：円)

学 期	項 目	1年次生	2年次生	備 考
春 学 期	入 学 金	160,000		学生教育研究災害 傷害保険は、初年 度のみ
	授 業 料	390,000	390,000	
	施設設備費	150,000	150,000	
	学生教育研究災害傷害保険	1,750		
	計	701,750	540,000	
秋 学 期	授 業 料	390,000	390,000	
年 額 合 計		1,091,750	930,000	

学 期	費 目	金 額	備 考
春 学 期	入 学 金	60,000	
	授 業 料	210,000	
	実 験 実 習 費	実 費	
	学生教育研究災害傷害保険	1,000	
	計	271,000	
秋 学 期	授 業 料	210,000	
年 額 合 計		481,000	

休学に伴う納付金

(単位：円)

費 目	金 額
休学在籍料	学期 60,000
	年額 120,000

(1) 納入方法

- ・事前に登録済みの口座（入学後にWeb登録を行う。口座名義は学生本人に限らず登録可能。）からの口座振替（自動引落とし）とする。
- ・1円でも口座残高不足となった場合には口座振替は実施されないので、残高不足には注意すること。
- ・振替口座を変更したい場合には、再度、登録が必要となるので、法人本部財務部財務課まで問い合わせること。

(2) 納入期限

口座振替日は、春学期は4月27日、秋学期は10月27日の予定。
ただし、27日が銀行休業日の場合には翌銀行営業日とする。

(3) 学納金延納

指定の期日までに納入できない特別な事由がある場合は、学生部に必ず連絡すること。事情によっては、納入金額の内、半額の延納を認める場合がある。その場合は「学費等延納願」を提出し、学生部の承認を受けた後、学納金の半額を下記の指定口座へ納めること。

学納金納入専用口座

- ・りそな銀行 新都心営業部 (普通) 6072356 学校法人 目白学園
- ・三井住友銀行 新宿支店 (普通) 4898779 学校法人 目白学園

(4) 学納金未納による除籍

納入期限を過ぎ、督促しても何らの連絡もなく未納の者（延納願未提出）あるいは、延納期限が過ぎてなお未納の者は、学則第25条に基づき除籍となる。

■ 窓口業務取扱時間

大学事務局では、授業や学生生活等さまざまな問い合わせに対応している。
また、必要に応じて心理学研究科事務室においても対応する。履修、授業等に関する教務関係は教務課が担当部

署となっている。

時 間 (授業実施期間) ※ 休業期間中の取扱時間等は、事前に掲示等にて通知する。

1. 大学事務局

月曜日～金曜日	9：30～18：30	学生部 (10号館1階)
		教務課 (10号館1階)
土曜日	9：30～16：30	教務課 (10号館1階)

2. 心理学研究科事務室 (7号館3階)

月曜日・火曜日・木曜日・金曜日・土曜日	9：30～18：00
水曜日	9：30～20：30

3. 新宿図書館 (臨時に休館する場合がある。詳細は公式ウェブサイトを確認すること。)

月曜日～金曜日	9：00～20：00
土曜日	9：00～16：30

4. 岩槻図書館 (臨時に休館する場合がある。詳細は公式ウェブサイトを確認すること。)

月曜日～金曜日	9：00～20：00
土曜日	9：00～15：00

■ 通学

新宿キャンパスは自動車、またはバイクによる通学は禁止。

近隣への違法駐車等が発覚した場合は警察に通報する。

通学定期券の購入は、オリエンテーション時に配付する「通学証明書」を学生証の裏面に貼り定期券発行駅またはバス営業所に提出して通学定期券を購入。「通学証明書」は年に1回のみの発行なので、なくさないよう注意。

目白大学大学院留年者の授業料等減免に関する制度

この減免制度の対象者は、修士課程又は博士後期課程において、所定の就業年限を経た者で、「修士論文(修士論文指導科目を含む)」又は「博士論文」が未提出或いは最終試験審査の結果、不合格となり留年する場合のみに適用されます。

ただし、この制度は本人の減免申請書に基づいて適用されるので、減免申請手続きをしない場合は、通常の授業料等学納金を納めることとなります。(自動的には減免対象とはなりません。)

申請の手續期間等については、概ね下記のとおりです。

*春学期分(目安)2月 上旬～2月末

*秋学期分(目安)8月 上旬～8月末

なお、指定期間内に申請しない場合は減免の対象にはなりません。

減 免 額 : 1) 授業料は、50%を減免する。

2) 施設設備費は、免除する。

注) 減免制度を適用した場合は、並行して他の科目の履修はできません。他の科目を履修した場合は、通常の授業料等学納金を徴収します。

告知方法 : 教務関係ポータルおよび10号館2階大学院掲示板

目白大学大学院長期履修制度の履修期間の短縮の手続きについて

就業している、あるいは家事、育児、介護等に当たっていることにより、入試出願時に長期履修制度の申請を行い、許可された者が、期間の短縮を希望する場合は、1回に限り期間短縮を申請することができる。

履修期間の短縮の申請を行う場合は、「長期履修期間短縮申請書」に指導教員の所見を添えて、希望する短縮後の修了年度の前年2月に教務課に提出する。

なお、期間延長、再度の期間短縮、半年単位の期間短縮の申請は認められません。

※「長期履修期間短縮申請書」は学生ネットサービスに掲載あり。

※履修期間の短縮は、当該研究科委員会の議を経て学長が許可する。

目白大学および目白大学短期大学部における個人情報の利用目的

目白大学及び目白大学短期大学部（以下「本学」という）は、学生等から取得した個人情報を下記の目的で利用します。それ以外の目的では利用しません。また本学は「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にのっとり、個人情報を適切に管理し、法律が認める場合を除き、本人の承諾を得ないで、第三者に個人情報を提供しません。

利用目的

対象者	利用目的
学生	学園が主催する行事に関する事
	学園の教育活動に関する事
	健康管理に関する事
	学生指導に関する事
	進路支援に関する事
	学園組織や学園施設運営に必要な業務に関する事
	学生の選考に必要な業務に関する事
	科目等履修生等に関する事
	教育上、業務上必要な連絡に関する事
保護者	学生納付金・授業料等に関する事
	学生支援に関する事
卒業生	学園行事の通知、寄付金等事業支援のご案内
	各種証明書に関する事
	就職に関する事
	同窓会に関する事
受験生 (資料請求者・志願者)	入学案内に関する事
	入学試験に関する事
役員等	理事会、評議員会の運営に関する事
教職員等	業務上必要な連絡に関する事（教職員宛）
	人事給与、福利厚生、健康管理、労務、衛生、入退職に関する事
	採用に関する事
学外者 (企業・団体)	官公庁等の求めに応じ又は官公庁等への提供が必要となった場合
	大学行事運営に関する事
	契約に関する事

X 規程等

目白大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 目白大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び建学の精神に基づき、創造的な知性と豊かな人間性及び応用的諸能力をそなえ、わが国の発展、国際社会の平和と福祉に貢献する主体性のある人材の育成を目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。

第2章 課程、修業年限、研究科及び専攻等

(課程)

第3条 本大学院に修士課程及び博士後期課程を置く。

(課程の趣旨)

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

2 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(修業年限)

第5条 本大学院の修士課程の修業年限は、2年とする。

2 本大学院の博士後期課程の修業年限は、3年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第5条の2 本大学院の学生が、職業を有している等の事情により、前条に定める修業年限を超え第14条に定める在学年限内で、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して修了することを申出た場合には、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に定める長期履修については、別に定める。

(研究科、専攻及び学生定員)

第6条 本学の新宿キャンパスに国際交流研究科、心理学研究科、経営学研究科、生涯福祉研究科、言語文化研究科、リハビリテーション学研究科及び看護学研究科を置く。

2 本大学院の研究科、専攻及び学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国際交流研究科	国際交流専攻	20名	40名	—	—
心理学研究科	現代心理学専攻	20名	40名	—	—
	臨床心理学専攻	30名	60名	—	—
	心理学専攻	—	—	3名	9名
経営学研究科	経営学専攻	20名	40名	—	—
生涯福祉研究科	生涯福祉専攻	20名	40名	—	—

言語文化研究科	日本語・日本語教育専攻	10名	20名	—	—
	中国・韓国言語文化専攻	10名	20名	—	—
リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻	15名	30名	—	—
看護学研究科	看護学専攻	15名	30名	—	—

3 前項の各研究科は、昼夜間において教育を行う研究科とする。

(研究科の人材養成に係る目的)

第6条の2 前条に定める各研究科の人材養成に係る目的は次の各号のとおりとする。

- (1) 国際交流研究科は、人文社会科学の基盤的な教育研究を通じて国際貢献の実践者たる専門家を養成する。
- (2) 心理学研究科は、心理学の基礎的実践的な教育研究を通じて心理学の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。
- (3) 経営学研究科は、経営学諸分野の基礎的実践的な教育研究を通じて経営学諸分野の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。
- (4) 生涯福祉研究科は、福祉・保育・発達支援の基礎的実践的な教育研究を通じて福祉の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。
- (5) 言語文化研究科は、言語文化・言語教育の基盤的な教育研究を通じ現代社会が生み出す諸問題に国際的観点から対応できる専門家を養成する。
- (6) リハビリテーション学研究科は、理学療法、作業療法、言語聴覚療法リハビリテーション分野の基礎的実践的な教育研究を通じて、リハビリテーション学の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。
- (7) 看護学研究科は、看護学の基礎的実践的な教育研究を通じて看護学の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。

(学位授与等の方針)

第6条の3 本大学院は、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定める。

2 前項の方針に関する事項は別に定める。

第3章 教職員組織

(教員)

第7条 本大学院における授業科目及び研究指導を担当する教員は、別に定める本学大学院教員資格に該当する本学の専任教員をもってこれにあてる。ただし、特別の事情があるときは、非常勤講師にこれを担当させることができる。

(事務組織)

第8条 本大学院の事務を処理するため、必要な事務組織を置く。

第4章 管理運営

(研究科長)

第9条 各研究科に研究科長を置く。

(研究科委員会)

第10条 本大学院の各研究科に、重要な事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規則は、別に定める。

第5章 学年・学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は春学期入学生については、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。又、秋学期入学生については、当該年度の秋学期に始まり、翌年春学期末に終わる。

(学 期)

第12条 学年を春学期と秋学期の2学期に分け、期間については、当該年度の学年暦において定める。

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 学園創立記念日 11月11日
 - (4) 夏季休業、冬季休業、春季休業は当該年度の学年暦において定める。
- 2 教育上必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。
 - 4 教育上必要がある場合、第1項各号に定める休業日を、授業日とすることができる。

第6章 在学年限

(在学年限)

第14条 本大学院の在学年限は、休学期間を除き次のとおりとする。

修士課程	4年以内
博士後期課程	6年以内

第7章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格をもち、所定の試験に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣が指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 本大学院の看護学研究科修士課程に入学することのできる者は、前項の規定を充足し、かつ次の各号の一に該当する資格を有する者でなければならない。
 - (1) 保健師
 - (2) 助産師
 - (3) 看護師
 - 3 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格をもち、所定の試験に合格した者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学位規則〔昭和28年文部省令第9号〕第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学の出願）

第17条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。
2 出願の時期・方法・書類等については、募集要項等に定める。

（入学者の選抜）

第18条 前条の入学志願者については、所定の選考の後、当該研究科委員会の議を経て、学長が合格を決定する。

（入学手続き及び入学許可）

第19条 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。
2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（休学）

第20条 疾病その他やむを得ない事情により、休学願を提出した者については、当該研究科委員会の議を経て、学長が休学を許可する。
2 疾病その他やむを得ない事情により、修学することが適当でないと認められる者については、当該研究科委員会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。
3 疾病等を事由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

（休学期間）

第21条 休学期間は、学期又は連続する2学期を単位とし、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き1年を限度として延長を認めることができる。
2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
3 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

（復学）

第22条 休学期間中にその事由が消滅し、復学願を提出した者については、当該研究科委員会の議を経て、学長が復学を許可する。ただし、休学者は学期の初めでなければ復学することができない。

（退学）

第23条 退学願を提出した者については、当該研究科委員会の議を経て、学長が退学を許可する。

（再入学）

第24条 本大学院を退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、学年の始めに限り選考の上、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可する。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。ただし、第42条によって退学となったものは再入学の資格を有しない。

（除籍）

第25条 次の各号の一に該当する者は、当該研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。
(1) 第14条に定める在学年限を超えた者
(2) 第21条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第8章 教育方法、授業科目、単位履修方法等

(教育方法)

第26条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(学識を教授するために必要な能力を培うための機会等)

第27条 本大学院は、博士後期課程の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けること又は当該機会に関する情報の提供を行うことに努める。

(授業科目等)

第28条 研究科における授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、国際交流研究科は別表第1、心理学研究科は別表第2、経営学研究科は別表第3、生涯福祉研究科は別表4、言語文化研究科は別表5、リハビリテーション学研究科は別表6、看護学研究科は別表7に掲げるとおりとする。

2 大学院共通基礎科目の内容、単位数並びにこれらの履修方法は別表第8に掲げるとおりとする。

(他大学の大学院における授業科目の履修)

第29条 研究科において修士課程の教育研究上必要と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）と予め必要な大学間の協定を結んだ上、その大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により修得した単位は15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条の2 研究科において教育研究上必要と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に本大学院において科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得した単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前条第2項により修得した単位と前項により修得した単位を合わせて20単位を超えないものとする。

(単位の認定)

第30条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、その合格者に所定の単位を与える。

(試験及び成績評価)

第31条 試験に関する事項は、別に定める。

2 成績はS・A・B・C・Dとし、S・A・B・Cを合格とし、Dを不合格とする。

3 評価に関する事項は、別に定める。

(課程の修了要件及び学位の授与等)

第32条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、各研究科が別に定めるところにより、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士後期課程の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 学位論文及び学位の授与については、別に定める。

(専修免許状の取得)

第32条の2 本学で取得できる専修免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	教科
研 言 究 語 科 文 化	日 本 語 ・ 日 本 語 教 育 専 攻	中 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	国 語
		高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	国 語

2 前項の免許状を取得しようとする者は、当該免許教科の一種免許状を取得した後、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

(公認心理師の資格取得)

第32条の3 公認心理師の資格を取得しようとする者は、公認心理師法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 公認心理師の資格取得について必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生・研究生

(科目等履修生)

第33条 本大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目を希望する者（以下「科目等履修生」という。）があるときは、正規の学生の修学を妨げない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第30条の規定を準用する。

3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第34条 本大学院において特定の専門領域について研究を希望する者があるときは、正規の学生の修学を妨げない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

第10章 学生納付金等

(学生納付金等の金額)

第35条 本大学院の検定料、入学金、授業料、施設設備費及び休学在籍料の金額は、別表第9のとおりとする。

2 科目等履修生及び研究生の入学金、授業料等については、別に定める。

(納付した学生納付金等)

第36条 納付した検定料、入学金、授業料、施設設備費及び休学在籍料は、別に定めのある場合を除き返還しない。ただし、所定の期日までに文書により、入学辞退の申出のあった者の授業料及び施設設備費については、この限りではない。

(学生納付金等の納期等)

第37条 学生納付金及びその他の納付金の納期等については、別に定める。

(休学の場合の授業料等)

第38条 休学を許可された者は、休学期間の休学在籍料を納付するものとし、他の授業料等の納付は要しない。

(学年の途中で課程修了する場合の授業料等)

第39条 学年の途中で課程修了する見込みの者は、課程修了する見込みの当該期までの授業料等を納

付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第40条 学期の途中で退学しようとする者は、その期の授業料等を納付しなければならない。

- 2 除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。
- 3 停学期間中の授業料等は徴収する。

第11章 賞 罰

(表 彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があった者には、当該研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第42条 本大学院の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前2項の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 施設及び設備

(講義室等)

第43条 本大学院にその教育研究に必要な講義室、演習室、実習室、研究室を備えるものとする。

- 2 目白大学の図書館に本大学院の教育研究に必要な図書及び学術雑誌等を備えるものとする。

第13章 補 則

(学則の改廃)

第44条 この学則の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成11年9月18日から施行する。
- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度の収容定員は、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	収容定員
国際交流専攻	45名
言語文化交流専攻	35名

- 3 別表第3（第35条関係）の金額は、平成14年度入学者より適用する。
- 4 第38条及び第39条の規定は、平成14年度に限り、平成13年度以前の入学者に対しては、平成13年度の学則を適用する。

- 1 この学則は、平成15年7月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成16年10月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度において入学定員及び収容定員は、第6条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員

国際交流研究科	国際交流専攻	20名	45名
	言語文化交流専攻	0名	15名
言語文化研究科	英語・英語教育専攻	10名	10名
	日本語・日本語教育専攻	10名	10名
	中国・韓国言語文化専攻	10名	10名

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年度から平成22年度において収容定員は、第6条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		平成21年度	平成22年度
経営学研究科	経営学専攻 博士後期課程	3名	6名

研究科	専攻	収容定員
		平成21年度
看護学研究科	看護学専攻 修士課程	15名

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成24年度の収容定員は、第6条2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
		平成24年度
リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻	15名

この学則は、平成25年1月1日から施行する。

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

この学則は、平成29年11月1日から施行し、平成30年4月入学者から適用する。

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前入学者についてはなお従前の例による。

この学則は、2019年4月1日から施行する。ただし、2018年度以前入学者についてはなお従前の例による。

- この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2019年度以前入学者についてはなお従前の例による。ただし、改正前の第38条第2項及び第39条については、この限りではない。
- 前項にかかわらず、改正後の第20条、第21条、第22条及び第40条については、2019年度以前入学者についても適用する。

この学則は、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前入学者についてはなお従前の例による。

この学則は、2022年4月1日から施行する。ただし、2021年度以前入学者についてはなお従前の例による。

- この学則は、2022年4月1日から施行する。

この学則は、2023年4月1日から施行する。ただし、改正施行後の学則第28条第2項別表第8に掲げる大学院共通基礎科目の内容、単位数並びにこれらの履修方法は、2022年度以前の入学者に適用せず、従前の例による。

この学則は、2024年4月1日から施行する。ただし、改正施行後の学則第28条第1項別表第2(2)及び同別表3は、2023年度以前の入学者に適用せず、従前の例による。

この学則は、2025年4月1日から施行する。ただし、2025年度入学者から適用し、2024年度以前入学者についてはなお従前の例による。

この学則は、2026年4月1日から施行する。ただし、2026年度入学者から適用し、2025年度以前入学者についてはなお従前の例による。

別表第1 (第28条関係)

国際交流研究科国際交流専攻(修士課程)

授業科目の区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
基幹科目	国際交流研究基礎論	1	2		
国際・地域社会コース	国際関係研究	1・2		2	他研究科の開放科目を含め22単位以上選択 ただし、開放科目は8単位を上限とする
	現代政治研究	1・2		2	
	国際経済研究	1・2		2	
	国際協力研究	1・2		2	
	公共政策研究	1・2		2	
	比較政治研究	1・2		2	
	地球環境問題研究	1・2		2	
	グローバル・ビジネス研究	1・2		2	
	労働社会学研究	1・2		2	
	アジア研究	1・2		2	
	アメリカ研究	1・2		2	
	ヨーロッパ研究	1・2		2	
	イスラム研究	1・2		2	
地域文化・交流コース	日本史研究1(古代・中世・近世)	1・2		2	
	日本史研究2(近代・現代)	1・2		2	
	日本思想史研究	1・2		2	
	日本民俗学研究	1・2		2	
	地域資料研究	1・2		2	
	比較文化研究	1・2		2	
	比較宗教研究	1・2		2	
	社会哲学研究	1・2		2	
	考古学研究	1・2		2	
	博物館学研究	1・2		2	
	文化ボランティア研究	1・2		2	

	まちおこし研究	1・2		2	
	観光・交通研究	1・2		2	
	都市社会研究	1・2		2	
	都市文化研究	1・2		2	
臨地研究	臨地研究1（短期）	1・2		2	
	臨地研究2（長期）	1・2		4	
演習	国際交流研究演習	1	2		
	修士論文指導演習1	2	2		
	修士論文指導演習2	2	2		
単位数計	<修了要件>		8	6	2
	必修を含む30単位以上（ただし、開放科目の上限は8単位）を修得し、かつ修士論文の審査に合格すること。		70		

別表第2（第28条関係）

（1）心理学研究科現代心理学専攻（修士課程）

授業科目の区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
学現 方代 法心 論理	心理学研究・統計法演習	1	2	2	必修を含む6単位以上選択
	心理学研究法特論	1・2		2	
	調査研究・データ解析実習	1		2	
	アカデミック・スキルズ	1・2			
現代 心 理 学 特 論	心理学の歴史と理論	1	2		必修を含む6単位以上選択
	認知心理学特論	1・2		2	
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	発達心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	言語発達特論	1・2		2	
	非言語行動心理学特論	1・2		2	
	社会心理学特論	1・2		2	
	メディア・コミュニケーション特論	1・2		2	
	法と心理学特論	1・2		2	
	家族心理学特論	1・2		2	
	産業組織心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
スポーツ心理学特論	1・2	2			
心	カウンセリング再入門	1	2		必修を含む6単

理 援 助 学 特 論	メンタルヘルス特論	1・2		2	位以上選択
	産業カウンセリング特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	キャリアコンサルティング特論	1・2		2	
	多文化心理援助学特論	1・2		2	
	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	健康心理学特論	1・2		2	
	言語発達の評価と支援	1・2		2	
	心理援助学実習Ⅰ	1・2		1	
	心理援助学実習Ⅱ	1・2		1	
指 研 導 究	現代心理学特別研究	2	4		
単 位 数 計	<修了要件> 必修10単位、選択必修12単位を含む30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。		10	44	
			54		

別表第2（第28条関係）

（2）心理学研究科臨床心理学専攻（修士課程）

授 業 科 目 の 区 分	授 業 科 目	配 当 年 次	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
基 礎 臨 床 心 理 学	臨床心理学特論A	1	2		
	臨床心理学特論B	2	2		
	臨床心理面接特論A（心理支援に関する理論と実践）	1	2		
	臨床心理面接特論B	1	2		
	臨床心理査定演習A（心理的アセスメントに関する理論と実践）	1	2		
	臨床心理査定演習B	1	2		
臨 床 心 理 学 専 門 科 目	臨床心理学研究法特論	1・2		2	
	臨床心理学統計法特論	1・2		2	
	人格心理学特論	1・2		2	
	司法矯正・犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	家族カウンセリング特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	1・2		2	
	臨床心理法規・倫理特論	1・2		2	
	医療心理学特論（保健医療分野に関する理	1・2		2	

	論と支援の展開) 発達障害臨床心理特論（福祉分野に関する理論と支援の展開） 学校臨床心理学特論（教育分野の関する理論と支援の展開） 心理教育特論（心の健康教育に関する理論と実践） 認知行動療法特論 臨床心理コミュニティ援助特論	1・2 1・2 1・2 1・2 1・2		2 2 2 2 2	
実臨 習床 科心 目理	臨床心理基礎実習A 臨床心理基礎実習B（心理実践実習1） 臨床心理実習I（心理実践実習2） 臨床心理実習II（SV） 臨床心理実習III（心理実践実習3）	1 1 2 2 1・2	2 2 3 1 6		
指研 導究	臨床心理学特別研究	2	4		
単位数計	<修了要件> 必修30単位を含む40単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。		30	24	
			54		

別表第2（第28条関係）

（3）心理学研究科 心理学専攻（博士後期課程）

授業科目の 区分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必 修	選 択	
研 究 指 導 科 目	心理学研究指導I	1	2		
	心理学研究指導II	1	2		
	心理学研究指導III	2	2		
	心理学研究指導IV	2	2		
	心理学研究指導V	3	2		
	心理学研究指導VI	3	2		
特 殊 研 究 科 目	社会心理学特殊研究	1・2・3		2	3科目6単位 選択必修
	発達心理学特殊研究	1・2・3		2	
	健康心理学特殊研究	1・2・3		2	
	カウンセリング心理学特殊研究	1・2・3		2	
	臨床心理学特殊研究	1・2・3		2	
単位数計	<修了要件> 必修を含む18単位以上の修得と博士論文の審査及び最終試験に合格すること。		12	10	
			22		

別表第3（第28条関係）

(1) 経営学研究科経営学専攻(修士課程)

授業科目の 区分	授 業 科 目	配当年 次	単位数		備 考
			必修	選択	
経営学分野	会計学原理特論Ⅰ	1・2		2	
	会計学原理特論Ⅱ	1・2		2	
	原価計算特論Ⅰ	1・2		2	
	原価計算特論Ⅱ	1・2		2	
	経営分析特論Ⅰ	1・2		2	
	経営分析特論Ⅱ	1・2		2	
	監査特論	1・2		2	
	法人税法特論	1・2		2	
	租税法特論Ⅰ	1・2		2	
	租税法特論Ⅱ	1・2		2	
	経営戦略特論Ⅰ	1・2		2	
	経営戦略特論Ⅱ	1・2		2	
	ホスピタリティ・マネジメント特論Ⅰ	1・2		2	
	ホスピタリティ・マネジメント特論Ⅱ	1・2		2	
	人的資源管理特論Ⅰ	1・2		2	
	人的資源管理特論Ⅱ	1・2		2	
	マーケティング特論Ⅰ	1・2		2	
	マーケティング特論Ⅱ	1・2		2	
	マーケティング・コミュニケーション特論	1・2		2	
	リテール・マーケティング特論	1・2		2	
	データサイエンス特論	1・2		2	
	品質経営特論	1・2		2	
	ファイナンス特論	1・2		2	
	金融工学特論	1・2		2	
	経営情報特論Ⅰ	1・2		2	
	経営情報特論Ⅱ	1・2		2	
	経営組織特論Ⅰ	1・2		2	
	経営組織特論Ⅱ	1・2		2	
	アジア経済特論	1・2		2	
	グローバル経済特論	1・2		2	
経営統計リテラシー特論Ⅰ	1・2		2		
経営統計リテラシー特論Ⅱ	1・2		2		
共通科目	経営学フォーラムⅠ	1	2		
	経営学フォーラムⅡ	2	2		

研究指導	経営学特別演習Ⅰ	1	1	
	経営学特別演習Ⅱ	1	1	
	経営学特別演習Ⅲ	2	1	
	経営学特別演習Ⅳ	2	1	
単位数計	<修了要件> 必修8単位、選択22単位を含む30単位以上（特定課題論文コースは必修8単位、選択32単位を含む40単位以上）を修得し、かつ修士論文（又は特定課題論文）の審査に合格すること。	8	64	
		72		

別表第4（第28条関係）

（1）生涯福祉研究科 生涯福祉専攻（修士課程）

授業科目の区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
科基 目幹	生涯福祉総論Ⅰ	1	2		
	生涯福祉総論Ⅱ	1	2		
福祉 関連 科目	子ども家庭福祉特論	1・2		2	
	高齢者福祉特論	1・2		2	
	障害者福祉特論	1・2		2	
	精神保健福祉特論	1・2		2	
	福祉政策特論	1・2		2	
	地域福祉特論	1・2		2	
	公的扶助論	1・2		2	
	福祉経営特論	1・2		2	
	ソーシャルワーク論	1・2		2	
保 関育 連・ 科発 目達 支 援	現代保育特論	1・2		2	
	保育ニーズ特論	1・2		2	
	子育て支援特論	1・2		2	
	スクールソーシャルワーク特論	1・2		2	
	発達・家族心理学特論	1・2		2	
	障害児福祉特論	1・2		2	
	福祉臨床論	1・2		2	
利倫 目関理 連・ 科権	生命倫理特論	1・2		2	
	権利擁護特論	1・2		2	
演 習 科 目	生涯福祉演習Ⅰ	1・2		2	
	生涯福祉演習Ⅱ	1・2		2	
	生涯福祉演習Ⅲ	1・2		2	

特別研究	特別研究Ⅰ	1	1	
	特別研究Ⅱ	1	1	
	特別研究Ⅲ	2	1	
	特別研究Ⅳ	2	1	
単位数計	<修了要件> 必修を含む30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。	8	42	
		50		

別表第5（第28条関係）

（1）言語文化研究科日本語・日本語教育専攻（修士課程）

授業科目の区分	授業科目	配当年次	単位数		備考	
			必修	選択		
研究科共通科目	言語習得論	1・2		2	6単位以上 選択必修	
	語用論	1・2		2		
	音声学特論	1・2		2		
	対照言語学特論	1・2		2		
	言語統計論	1・2		2		
	国際理解特論	1・2		2		
	異文化研究史論	1・2		2		
	政治言語文化論	1・2		2		
	日本民俗文学論	1・2		2		
	比較文化研究	1・2		2		
	比較宗教研究	1・2		2		
	アメリカ研究	1・2		2		
	アジア研究	1・2		2		
	ヨーロッパ研究	1・2		2		
	イスラム研究	1・2		2		
多文化心理援助学特論	1・2		2			
日本語・日本語教育専攻科	日本語学	日本古典語史研究	1・2		2	本研究科共通科目、他研究科並びに他専攻の開放科目から自由選択としての上 限 6単位及び臨地研究を含め20単位以上選択必修
		日本近代語史研究	1・2		2	
		日本漢籍研究	1・2		2	
		日本漢語研究	1・2		2	
		現代日本語文法研究	1・2		2	
		現代日本語語彙研究	1・2		2	
	日本語	中間言語研究	1・2		2	
		日本語学習支援研究	1・2		2	
		教材開発研究	1・2		2	

目	教育学	海外日本語教育機関研究	1・2	2	
		言語教育比較研究	1・2	2	
		日本文学特論	1・2	2	
臨地研究	臨地研究1（短期）	1・2		2	
	臨地研究2（長期）	1・2		4	
研究論文 指導演習	研究論文指導演習1	1・2	2		
	研究論文指導演習2	1・2	2		
	研究論文指導演習3	2		2	
	研究論文指導演習4	2		2	
単位数計	<修了要件> 必修を含む30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。		4	66	
			70		

別表第5（第28条関係）

（2）言語文化研究科中国・韓国言語文化専攻（修士課程）

授業科目の 区分	授業科目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必 修	選 択	
研究科 共通 科目	言語習得論	1・2		2	6単位以上 選択必修
	語用論	1・2		2	
	音声学特論	1・2		2	
	対照言語学特論	1・2		2	
	言語統計論	1・2		2	
	国際理解特論	1・2		2	
	異文化研究史論	1・2		2	
	政治言語文化論	1・2		2	
	日本民俗文学論	1・2		2	
	比較文化研究	1・2		2	
	比較宗教研究	1・2		2	
	アメリカ研究	1・2		2	
	アジア研究	1・2		2	
	ヨーロッパ研究	1・2		2	
	イスラム研究	1・2		2	
多文化心理援助学特論	1・2		2		
中国 ・ 韓国	専攻 共通 科	東アジア古典文化研究	1・2	2	本研究科共通 科目、他研究科 並びに他専攻 の開放科目か ら自由選択と
		東アジア現代文化研究	1・2	2	
		東アジア言語研究	1・2	2	
		東アジア思想研究	1・2	2	

言語文化専攻科目	目					しての上限6 単位及び臨地 研究を含め2 0単位以上選 択必修
	中国言語文化	中国言語理論	1・2		2	
		中国文化理論	1・2		2	
		中国現代文法論	1・2		2	
		中国文化传播論	1・2		2	
		中国社会文化研究	1・2		2	
		中国歴史文化研究	1・2		2	
		中国メディア研究	1・2		2	
		中国言語書誌研究	1・2		2	
		中国現代文学研究	1・2		2	
		中国言語翻訳演習	1・2		2	
		中国言語通訳演習	1・2		2	
		中国言語表現演習	1・2		2	
		韓国言語文化	韓国言語文化研究	1・2		
	韓国語文法研究		1・2		2	
	韓国語史研究		1・2		2	
	韓国語音韻研究		1・2		2	
	韓国語通訳翻訳研究		1・2		2	
	韓国語教育研究		1・2		2	
	韓国語科教材研究		1・2		2	
	韓国中世近世文学研究		1・2		2	
	韓国近代文学研究		1・2		2	
	韓国語教育研究・実習	1・2		2		
	臨地研究	臨地研究1（短期）	1・2		2	
臨地研究2（長期）		1・2		4		
研究論文 指導演習	研究論文指導演習1	1・2	2			
	研究論文指導演習2	1・2	2			
	研究論文指導演習3	2		2		
	研究論文指導演習4	2		2		
単位数計	<修了要件>		4	9 4		
	必修を含む30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。		9 8			

別表第5（第28条関係）

（3）専修免許状に関する科目（言語文化研究科）

授業科目の 区分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必 修	選 択	

日本語・日本語教育専攻	中専免 (国語) ・高専免 (国語)	国際理解特論	1・2	2	24単位以上 選択必修
		音声学特論	1・2	2	
		言語統計論	1・2	2	
		日本古典語史研究	1・2	2	
		日本近代語史研究	1・2	2	
		日本漢籍研究	1・2	2	
		日本漢語研究	1・2	2	
		現代日本語文法研究	1・2	2	
		現代日本語語彙研究	1・2	2	
		中間言語研究	1・2	2	
		日本語学習支援研究	1・2	2	
		言語教育比較研究	1・2	2	
臨地研究1 (短期)	1・2	2			
日本民俗文学論	1・2	2			
単位数計			0	28	
			28		

別表第6 (第28条関係)

リハビリテーション学研究科 リハビリテーション学専攻 (修士課程)

授業科目の 区分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考	
			必 修	選 択		
共通科目	基幹科目	リハビリテーション理論特論	1・2	2		
		リハビリテーション研究法特論	1・2	2		
		リハビリテーション包括的支援特論	1・2	2		
		リハビリテーション統計学	1・2	2		
		リハビリテーション医療管理特論	1・2	2		
	展開科目	リハビリテーション医学特論	1・2		2	6単位以上 選択必修
		リハビリテーション心理学特論	1・2		1	
		リハビリテーション実践モデル特論	1・2		1	
		リハビリテーション工学特論	1・2		1	
		リハビリテーション教育方法特論	1・2		2	
		特別支援教育特論	1・2		1	
		教育原理	1・2		2	
		障害者福祉特論	1・2		2	
		精神保健福祉特論	1・2		2	
専門	リシハ理	理学療法リハビリテーション特論Ⅰ	1・2		2	「理学療法リハビリテーション
		理学療法リハビリテーション特論Ⅱ	1・2		2	

科目	ヨビ学 ンリ療 分テ法 野	理学療法リハビリテーション演習 I	1・2		2	分野」を主専攻とする場合は4科目8単位必修
		理学療法リハビリテーション演習 II	1・2		2	
	リ シハ作 ヨビ業 ンリ療 分テ法 野	作業療法リハビリテーション特論 I	1・2		2	「作業療法リハビリテーション分野」を主専攻とする場合は4科目8単位必修
		作業療法リハビリテーション特論 II	1・2		2	
		作業療法リハビリテーション演習 I	1・2		2	
作業療法リハビリテーション演習 II		1・2		2		
リ言 シハ語 ヨビ聴 ンリ覚 分テ療 野 法	言語聴覚療法リハビリテーション特論 I	1・2		2	「言語聴覚療法リハビリテーション分野」を主専攻とする場合は4科目8単位必修	
	言語聴覚療法リハビリテーション特論 II	1・2		2		
	言語聴覚療法リハビリテーション演習 I	1・2		2		
	言語聴覚療法リハビリテーション演習 II	1・2		2		
研特 究別	特別研究（理学療法リハビリテーション分野）	1～2		6	主専攻分野の1科目 6単位選択必修	
	特別研究（作業療法リハビリテーション分野）	1～2		6		
	特別研究（言語聴覚療法リハビリテーション分野）	1～2		6		
単位数計	<修了要件> 2年以上在学し、必修を含む30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ修士論文を提出し、本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格すること。 <履修方法> 必修：10単位 選択必修：20単位以上 ①「共通科目」の展開科目より6単位以上選択必修。 ②「専門科目」の各分野より主専攻を選択し、4科目8単位必修。 ③「専門科目」の特別研究より主専攻分野の1科目6単位必修。1年次秋学期に2単位相当、2年次通年4単位相当を履修すること。			10	56	66

別表第7（第28条関係）
看護学研究科 看護学専攻（修士課程）

授業科目 の区分	授業科目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必 修	選 択	
共 通 科 目	看護理論特論	1	2		必修8単位の 他、2単位選択 必修
	看護倫理特論	1	2		
	看護研究方法論	1	2		
	生涯発達心理学	1		2	

		保健統計学（基礎）	1	2		
		保健統計学（応用）	2		2	
		コンサルテーション理論	1・2		2	
		地域社会学特論	1・2		2	
		医療マネジメント特論	1・2		1	
		国際援助論	1・2		1	
専 門 科 目	ン 看 ト 護 学 マ 分 ネ 野 ジ メ	看護マネジメント学特論 1	1・2		2	各分野より主専攻を選択し、3科目6単位必修。
		看護マネジメント学特論 2	1・2		2	
		看護マネジメント学特論 3	1・2		2	
		看護マネジメント学演習	1・2		2	
	看 コ 護 ミ 学 ユ 分 ニ 野 テ イ	コミュニティ看護学特論 1	1・2		2	
		コミュニティ看護学特論 2	1・2		2	
		コミュニティ看護学演習 1	1・2		2	
		コミュニティ看護学演習 2	1・2		2	
	看 ウ 護 イ 学 メ 分 ン 野 ズ ヘ ル ス	ウィメンズヘルス看護学特論 1	1・2		2	
		ウィメンズヘルス看護学特論 2	1・2		2	
		ウィメンズヘルス看護学演習 1	1・2		2	
		ウィメンズヘルス看護学演習 2	1・2		2	
	特 別 研 究	特別研究（看護マネジメント学分野）	1～2		8	
特別研究（コミュニティ看護学分野）		1～2		8		
特別研究（ウィメンズヘルス看護学分野）		1～2		8		
単 位 数 計	<修了要件> 2年生以上在学し、必修を含む30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。			8	58	
				66		

別表8（第28条第2項関係）
共通基礎科目（修士課程）

授業科目の区分	授 業 科 目	配当 年次	単位数		備考
			必修	選択	
共通基礎科目	学術研究の技法Ⅰ	1		2	
	学術研究の技法Ⅱ	1		2	
単位数計			0	4	
			4		

別表第9（第35条関係）

項目	金額（円）	
	修士課程	博士後期課程
検定料	35,000	35,000
入学金	160,000	160,000
授業料（年額）	心理学研究科 （臨床心理学専攻除く） 636,000	心理学研究科 636,000
	心理学研究科 （臨床心理学専攻） 780,000	
	経営学研究科、生涯福祉研究科、 リハビリテーション学研究科 624,000	—
	国際交流研究科、言語文化研究科 600,000	
	看護学研究科 780,000	
施設設備費（年額）	150,000	150,000
休学在籍料（年額）	120,000	120,000

- 1 目白大学卒業生並びに目白大学短期大学部卒業生で所要の入学資格を満たしている者の修士課程検定料は、免除する。
- 2 目白大学卒業生並びに目白大学短期大学部卒業生で所要の入学資格を満たしている者の修士課程入学金は、80,000円とする。
- 3 本大学院と大学院生受け入れに関する協定を結ぶ団体に所属し、所要の入学資格を満たしている者の修士課程入学金は、免除する。
- 4 本大学院修士課程修了者の博士後期課程検定料は、15,000円とする。
- 5 本大学院修士課程修了者の博士後期課程入学金は、免除する。
- 6 長期履修に係る授業料及び施設設備費の年額算出方法は、別に定める。

目白大学大学院学位規則

(目的)

第1条 この規則は、目白大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第32条第4項の規定に基づき、目白大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関して必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

国際交流研究科	
国際交流専攻	修士（国際学）
心理学研究科	
現代心理学専攻	修士（心理学）
臨床心理学専攻	修士（心理学）
心理学専攻	博士（心理学）
経営学研究科	
経営学専攻	修士（経営学）
生涯福祉研究科	
生涯福祉専攻	修士（社会福祉学） 修士（保育学）
言語文化研究科	
日本語・日本語教育専攻	修士（日本語学）
中国・韓国言語文化専攻	修士（中国言語文化） 修士（韓国言語文化）
リハビリテーション学研究科	
リハビリテーション学専攻	修士（リハビリテーション学）
看護学研究科	
看護学専攻	修士（看護学）

(授与の要件)

第3条 修士の学位は、大学院学則第32条の規定により修士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、大学院学則第32条第3項の規定により博士後期課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

第4条 学位を請求しようとする者は、所定の学位請求書に学位請求論文及び論文要旨を添えて、当該研究科長に提出するものとする。

2 提出された学位請求論文の取り扱いは、以後当該研究科において行うものとする。

(学位論文の受理)

第5条 前条による学位請求論文の提出があったときは、研究科長は、その論文を受理し学位を授与できるか否かについて、研究科委員会の審査に付さなければならない。

2 受理した学位請求論文は、返還しない。

(論文審査)

第6条 研究科長は、学位請求論文を受理したときは、速やかに研究科委員会に当該論文の審査を付託しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の付託を受けたときは、研究科委員会委員2名以上をもって構成する審査委員会を設置し、当該論文の審査及び最終試験を実施させるものとする。

3 審査委員会は、必要と認められる場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

(最終試験)

第7条 最終試験は、論文審査に合格した者について、当該論文を中心として関連ある科目について、口述又は筆記により行うものとする。

(研究科委員会への報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって、研究科委員会に報告しなければならない。

(認定)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審査し、学位授与の可否を認定する。

2 前項の学位授与の認定は、当該研究科委員の構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審査結果等の報告)

第10条 研究科委員会は、前条の学位授与の可否の認定をしたときは、その氏名及び論文審査の要旨並びに最終試験の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、学位の授与の可否を決定する。

2 学長は、学位を授与すべき者には、学位記を交付するとともに、学位簿に登録する。

3 学長は、学位を授与できなかつた者については、その旨を通知する。

(学位の名称)

第12条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、当該学位名に「目白大学」の名称を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第13条 学長は、次の各号の一に該当すると認められたときは、研究科委員会の議を経て、授与した学位を取り消すことがある。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の授与を受けた者が、その名誉をいちじるしく汚す行為があつたとき。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成13年1月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成18年2月13日から施行する。
- 1 この規程は、平成18年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- この規則は、2021年4月1日から施行する。
- この規則は、2023年4月1日から施行する。

目白大学大学院の学位授与等の方針に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、目白大学大学院（以下「本大学院」という。）の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：以下「DP」という。）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：以下「CP」という。）」及び「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：以下「AP」という。）」に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(D P)

第2条 DPは、各研究科の人材養成目的、課程及び専攻の設置目的等に照らし、本大学院が学生に求める課程終了時の学修到達目標を示す基本方針とする。

2 DPは別表1のとおりとする。

(C P)

第3条 CPは、DPを実現するための教育課程編成及び実施に関する基本方針とする。

2 CPは別表2のとおりとする。

(A P)

第4条 APは、DP及びCPを踏まえ、本大学院が求める学生像について定める。

2 APは別表3のとおりとする。

(DP、CP及びAPの制定・改正手続き)

第5条 各研究科長は、当該研究科を構成する専攻のDP、CP及びAPを制定・改正する必要があると認めた場合は、制定・改正の試案をもって学長に協議する。（研究科等の新設の場合、「設立準備委員会」等が置かれる場合は、当該委員会等の長が、同様に学長に協議する。）

2 学長は、前項の協議により制定・改正の必要があると認めた場合は、学部長等会議大学院部に、当該制定・改正案の審議を依頼し、成案を得る。

3 前項により審議了承された成案は、学部長等会議及び各研究科委員会等に報告するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、学長の裁定による。

附 則

この規程は、平成27年10月21日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。ただし、2019年度以前入学者についてはなお従前の例による。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。

この規程は、2023年10月18日から施行する。

別表1 DP(学位授与の方針：ディプロマ・ポリシー)(第2条第2項関係)

■ 全学

目白大学大学院は、建学の精神「主・師・親」に則り、高度に専門性を深め、幅広い知識や技能を有する研究者、それらを俯瞰し、活用できる高度専門職業人、高度で知的な素養のある人材等、今後の知識基盤社会を多様に支える人材を育成する。

この目標を達成するために、所定の期間在学し、所属研究科において定める専門分野に関する高度な知識・技能等を身につけ、所定の単位を修得した上で、研究科の教育と研究の理念や目的に沿った研究指導を受け、学位論文等の審査および最終試験に合格した学生に学位を授与する。

■ 国際交流研究科

国際交流専攻	<p>国際交流研究科は、国際交流に関連する諸課題を人文・社会科学の諸分野をベースに学際的・複眼的視点から広くかつ深く学修することで、国際社会や地域社会において実践的・主体的に活動できる高度職業人、教養人、グローバル人材等、今後の知識基盤社会を多様に支える人材を育成する。</p> <p>この目標を達成するために、本研究科において所定の期間在学し、専門分野に関する高度な知識を身につけ、所定の単位を修得した上で、本研究科の理念や目的に沿った教育・研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格した学生に学位を授与する。</p>
--------	---

■ 心理学研究科

心理学研究科全体	<p>人や社会における諸問題に対して心理学的方法論に基づいたアプローチによって探求し、将来において研究者かつ実践者として貢献できることを目的とし、以下の能力を身につけた者に対して学位を授与する。</p>
現代心理学専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 心理学に関する広く深い理解と科学的研究法に基づいた専門的能力を修得し、専門分野の研究と論文執筆が可能な力を身につけること。 2. 社会で自立した研究者や高度な専門職として従事するために基本となる力を身につけること。 3. 修得した専門性と、人や社会に関する幅広い視野に立った学識に基づいて、他の専門職と協働して社会に貢献すること。
臨床心理学専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働などのさまざまな分野における社会的要請に応えるための確かな技術と豊かな人間性を備え、個人に対する臨床心理学的援助はもとより、地域社会への支援を柔軟に行えること。 2. 実務家としての実践のみならず社会に貢献できるような研究を行うことができること。

心理学専攻(博士後期課程)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人間理解の基礎となる心理学の諸分野を包括的に学び、高度専門職として「心」を研究できる力。 2. 学生自身の専門領域を深く研究し、その成果を心理学の学会誌および国内外の学会で発表を行い独自性のある博士論文にまとめる力。 3. 今日の社会的問題の解決に積極的に貢献する実践力。 <p>これらの力を身につけ、修了要件を満たしたうえで博士論文の審査に合格した者に対し博士の学位を授与する。</p>
---------------	---

■ 経営学研究科

経営学専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営学、会計学、マーケティングを中心とした幅広くかつ深い知識を備え、マネジメント感覚を有する高度専門職業人としての優れた能力を身につけていること。 2. 習得した高度な専門性を土台とし、当該分野における研究を通して新たな知見を生み出し、優れた研究者および専門的職業人として社会に貢献できる能力を身につけていること。 3. 経営学、会計学、マーケティングを中心とした幅広くかつ深い知識を備え、マネジメント感覚を有する高度専門職業人としての優れた能力を身につけている。 4. なお、修士論文あるいは特定課題研究論文は、幅広い学識と専攻分野における研究能力、高度専門職業人としての卓越した能力が示されたものであること。
-------	--

■ 生涯福祉研究科

生涯福祉専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 幼児期の保育・発達支援から高齢者支援に至る生涯福祉領域で多様な観点から研究する能力 2. 福祉および幼児教育の現場で高度な専門的知識を備えて実践するとともにリーダーとして指導できる能力 3. 留学生においては母国で福祉領域の指導者や実践者になるためのリーダーシップ <p>修了要件を満たし、論文審査および最終試験に合格することにより、上記の能力を身につけたものと認め、修士（社会福祉学）あるいは修士（保育学）の学位を授与する。</p>
--------	--

■ 言語文化研究科

言語文化研究科全体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専攻に関わる言語の高度な運用能力 2. 言語と文化に関する幅広い知識と教養 3. 各言語文化分野の高度な専門的知識と学問的実践力 <p>以上の能力や知識（「言語文化学修成果」と言う。）を相当程度獲得できたと認められる者に、修士（英語学）、修士（日本語学）、修士（中国言語文化）、または修士（韓国言語文化）の学位を授与する。</p>
-----------	--

日本語・日本語 教育専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高度な日本語運用能力 2. 東アジア文化圏の言語と文化に関する幅広い知識と教養 3. 日本語学及び日本語教育学分野の高度な専門的知識と学問的実践力 <p>以上の能力や知識（「日本語学修成果」と言う。）を相当程度獲得できたと認められる者に、修士（日本語学）の学位を授与することとする。</p>
中国・韓国言語 文化専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中国語または韓国語の高度な運用能力 2. 東アジア文化圏の言語と文化に関する幅広い知識と教養 3. 中国語圏または韓国語圏の言語と文化に関する高度な専門的知識と学問的実践力 <p>以上の能力や知識（「中・韓国語学修成果」と言う。）を相当程度獲得できたと認められる者に、修士（中国言語文化）または修士（韓国言語文化）の学位を授与することとする。</p>

■ リハビリテーション学研究科

リハビリテー ション学専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各分野の臨床実践から生まれた問題意識を研究の視点で捉えなおし、最新で高度な専門知識を習得し、適切な研究手法を用いて研究をまとめ、その内容を発信することができる。 2. 高度な専門性と研究の視点を備えた責任ある専門職者として、リハビリテーション学の発展及びリハビリテーション専門職の育成に寄与することができる。 3. 地域での包括的支援システムの推進者や健康増進の指導者となるなど、リハビリテーション学領域の発展的課題に意欲的に取り組み、職種間の連携と協力を図ることができる。
------------------	--

■ 看護学研究科

看護学専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 看護実践の向上及び開発についての課題を発見し、解決のために適切な研究方法を用いて研究をまとめることができる。 2. 看護学の高度な専門知識を修得し、看護実践の場、多職種連携の場でリーダーシップを発揮し看護学の発展に寄与する。 3. 高度な専門職業人としての自律とキャリア開発をしていくための能力を修得している。
-------	--

別表2 CP(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)(第3条第2項関係)

■ 全学

目白大学大学院は、学位授与の方針に掲げる学修成果の達成のために、各研究科の専攻分野に関する科目を中心とし、専門性を深めつつ豊かな学識を養うために精選された科目からなる教育課程を編成するとともに、講義、演習、実習、研究指導等の多様な形態による授業を昼夜に開講し、研究科の教育と研究の理念に沿った研究指導を行う。

■ 国際交流研究科

国際交流専攻	国際交流研究科は、学位授与方針に掲げる学修成果の達成のために、政治・経済・地域研究等の社会科学的分野を中心とする「国際・地域社会コース」と歴史・思想・文化比較等の人文科学的分野を中心とする「地域文化・交流コース」の2つの科目群を設置して、学生各自がその興味・関心に沿った科目を自由に幅広く選択し履修することができるようにカリキュラムを編成するとともに、指導教員のもとで専門領域に関する研究を深め、研究テーマに関するきめ細かな指導を受けられるように演習科目を軸にした必修科目を配置する。
--------	--

■ 心理学研究科

心理学研究科全体	社会的必要度の高い諸問題の解決を図る研究能力を身につけた人材を育成する。 現代心理学および臨床心理学の専攻に関わる独自性と汎用性を習得するためにクローズド科目の他に複数の開放科目を設け各自の学習目標に応じて自主的に学ぶことができるようにする。
現代心理学専攻	1. 心理学の幅広い領域での最新知識と科学的心理学の方法論を学び、また心理援助学の基本を習得できるようにする。 2. 社会的に必要性の高い領域や関心度の高いテーマに関して深く学び、研究論文を執筆することで、自立し社会で活躍できる専門家としての能力を育成できるようにする。
臨床心理学専攻	1. 公認心理師となるために必要な科目に対応したカリキュラム編成とする。 2. 臨床心理士養成指定大学院として公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会により第1種に指定されたカリキュラム編成とする。 3. 学内外の実習を通して、心理アセスメントや心理療法・カウンセリング、コンサルテーション、および臨床心理学的研究などを進めていくための専門的な知識と技術を習得できるようにする。
心理学専攻(博士後期課程)	1. 心理学の高度な研究者および専門的職業人としての能力を身につけた人材育成を目指すようにする。 2. 入学時に主たる指導の教員を決定し、3年間一貫した指導を受けて、計画的に博士請求論文を完成できるようにする。 3. 自立して研究活動を行う能力およびその基礎となる人間性に関する豊かな学識を身につけることができるようにする。 なお、すでに査読つき学会誌論文を有している場合には在学期間を短縮できる。

■ 経営学研究科

経営学専攻	<p>経営学分野に関連する幅広い専門知識を身につけ、研究を行うことができるようにする。</p> <p>習得した専門分野を土台とし、当該分野において新たな知見を生み出すための高度な知識と科学的方法論を習得できるようにする。</p> <p>習得した技術や知識を踏まえた上で、自律的な研究および論文が完成できるようにする。</p> <p>所定の期間以上在学し、研究指導教員の担当する科目を含めて30単位以上を修得し、かつ修士論文または特定課題研究論文を計画的に完成できるようにする。</p> <p>全ての組織を対象とする経営学、会計学、マーケティング等についての諸科学に基づいて、経営についての高度な教育を目的としてカリキュラムを編成する。</p> <p>専攻分野の専任教員のゼミにおける指導と講義を通じて経営に対する高度な能力を修得する。</p>
-------	---

■ 生涯福祉研究科

生涯福祉専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯福祉および保育・発達支援と関連領域の知識の統合を目指す <ol style="list-style-type: none"> (1) 生涯福祉および保育・発達支援という観点から福祉的援助課題や発達援助課題の特徴と支援のあり方について高度な専門性を修得できる。 (2) 生涯福祉に関わる福祉基幹科目に加えて、福祉の各専門科目、発達・保育・教育の科目、介護方法、福祉経営の科目を系統的に履修できる。 (3) 福祉関連領域である生命倫理、人権擁護、心理学、教育学、医学など幅広く履修することで、生涯福祉および保育・発達支援と統合して理解を図ることができる。 2. 関連する研究科の科目の履修と資格の取得が可能 <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨床発達心理士受験資格(指定科目単位認定済)、幼稚園専修免許も取得できるカリキュラムを編成している。 (2) 心理学研究科およびリハビリテーション学研究科の開放科目が受講でき、幅広い視点で学ぶことができる。 3. スモール・ステップで丁寧な論文指導 <ol style="list-style-type: none"> (1) 修士論文指導のため1年次から必修科目の特別研究Ⅰ～Ⅳが設定され、デザイン発表Ⅰ、Ⅱ、中間発表で研究を深めるように配慮されている。
--------	---

■ 言語文化研究科

<p>言語文化研究科全体</p>	<p>言語文化学修成果を獲得させるために、概略以下のような科目群を開設することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専攻に関わる言語の高度な運用能力を涵養することを目的とした科目群（各専攻の教育課程編成・実施の方針参照） 2. 言語や文化に関する幅広い教養と横断的な視野を育むことを目的とした研究科共通科目（「言語習得論」「語用論」「音声学特論」「対照言語学特論」「言語統計論」「国際理解特論」「異文化研究史論」「政治言語文化論」「日本民俗文学論」等） 3. 専門的知識と学問的実践力を養うことを目的とした科目群（各専攻の教育課程編成・実施の方針参照）
<p>日本語・日本語教育専攻</p>	<p>日本語学修成果を獲得させるために、概略以下のような科目群を開設することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高度な日本語運用能力を涵養することを目的とした科目群（「現代日本語文法研究」「現代日本語語彙研究」「臨地研究」等） 2. 言語や文化に関する幅広い教養と横断的な視野を育むことを目的とした研究科共通科目（「対照言語学特論」「国際理解特論」「異文化研究史論」等） 3. 専門的知識と学問的実践力を養うことを目的とした科目群（「日本古典語史研究」「日本近代語史研究」「日本漢籍研究」「日本漢語研究」「中間言語研究」「日本語学習支援研究」「教材開発研究」「海外日本語教育機関研究」「言語教育比較研究」「日本文学特論」「研究論文指導演習」等） <p>【なお、これらの科目のうち必要な科目を履修することにより、国語専修免許状を取得することも可能である。】</p>
<p>中国・韓国言語文化専攻</p>	<p>中・韓国語学修成果を獲得させるために、概略以下のような科目群を開設することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中国語または韓国語の高度な運用能力を涵養することを目的とした科目群（「中国言語翻訳演習」「中国言語通訳演習」「中国言語表現演習」「韓国語文法研究」「韓国語音韻研究」「臨地研究」等） 2. 言語や文化に関する幅広い教養と横断的な視野を育むことを目的とした研究科（及び専攻）共通科目（「対照言語学特論」「国際理解特論」「異文化研究史論」「東アジア古典文化研究」「東アジア現代文化研究」「東アジア言語研究」「東アジア思想研究」等） 3. 専門的知識と学問的実践力を養うことを目的とした科目群（「中国言語理論」「中国現代文法論」「中国文化理論」「中国文化伝播論」「中国社会文化研究」「中国歴史文化研究」「中国メディア研究」「中国言語書誌研究」「中国現代文学研究」「韓国言語文化研究」「韓国語文法研究」「韓国語史研究」「韓国語音韻研究」「韓国語通訳翻訳研究」「韓国語教育研究」「韓国語科教材研究」「韓国語教育研究・実習」「韓国中世近世文学研究」「韓国近代文学研究」「研究論文指導演習」等） <p>【なお、これらの科目のうち必要な科目を履修することにより、韓国語教育資格（Teaching Korean as a Foreign Language）（本学が韓国の協定校と共に独自に授与する資格）を取得することも可能である。】</p>

■ リハビリテーション学研究科

リハビリテーション学専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本専攻の3分野に共通する基幹・必修科目では、基本的小よび発展的な理論を学び、責任ある専門職者として研究遂行に必要な学修を行う。 2. さらに専門性を高める。 3. リハビリテーション学の発展に必要な医学、心理学、工学、社会制度などにかかわる科目と生涯福祉研究科開設科目は、選択科目にして、幅広い履修を可能にする。 4. リハビリテーション教育に従事する人、又は将来従事する意志のある人を対象として、教育原理、リハビリテーション教育方法特論の教育基幹科目の履修を可能にする。 5. 各分野の選択必修科目である特別研究では、院生の問題意識に沿った研究テーマの決定から修士論文の完成まで、1年次から計画的な研究指導を行う。
--------------	---

■ 看護学研究科

看護学専攻	<p>看護学研究と実践が、その対象および方法において広範囲であることより、本専攻を3分野（看護マネジメント学分野、コミュニティ看護学分野、ウィメンズヘルス看護学分野）に分け、選択した分野を専門的に学修する。学位授与の方針に従い分野の高度な専門知識を学修できるようにする。近接領域の科目を含めてコースワークを充実する。また、現職社会人が興味を持って学べるような理論と実践のつながり及び発展的内容を教授する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 看護学のより高度な専門知識を学修し、看護を開発し実践するための基盤となる看護専門科目を必修科目として開設する。 2. 看護実践および研究を多角的に思考し研究を遂行するための基本的知識を得るために共通科目群に隣接科目を開設する。 3. 認定看護管理者受験資格取得のための科目を共通科目群及び専門科目群に配置し、看護マネジメント学分野を主に、他分野からも選択履修ができるようにする。 4. 各分野に演習科目を置き、研究課題に対して複数の教員と学生が交流し指導するチームティーチングをすすめる。 5. 各分野の「特別研究」は、院生の問題意識に沿った研究テーマの決定から修士論文の完成まで、1年次より計画的な研究指導を行う。
-------	--

別表3 AP(入学者受け入れの方針：アドミッション・ポリシー) (第4条第2項関係)

■ 全学

目白大学は大学院課程の教育を通して、学位授与の方針に掲げた学修成果を修める学生を育成し、教育目標を達成するために、学士課程あるいは大学院の教育課程等における学修を通して培った確かな基礎学力と専門分野における十分な知識を有し、人間性豊かで、自ら研究を行う意欲と優れた資質を有する学生を広く受け入れる。

また、このような学生を適正に選抜するために、研究科・専攻の募集単位ごとに書類選考、面接、学力試験等の多様な選抜方法を実施し、入学志願者の学問的資質や適性、関心や意欲等を多角的に評価・判定する。

■ 国際交流研究科

国際交流専攻	<p>国際交流研究科は、学位授与方針に掲げた学修成果を収める学生を育成し、教育目標を達成するために、①人文・社会科学の特定領域に関する基礎的知識を有するとともに、学際的・複眼的視点からさらに専門的に研究したいと思っている者、②国際社会、地域社会、現代社会の諸問題に関心を持ち、それらを解明し解決したいと思っている者、③国際社会の一員として自覚的に行動し、国際交流の実践者として社会に貢献したいと思っている者を広く受け入れる。</p> <p>また、このような学生を適正に選抜するために、書類選考、学力試験、面接を実施し、入学志願者の学問的資質や適性、関心や意欲等を多角的に評価・判定する。</p>
--------	---

■ 心理学研究科

心理学研究科全体	専攻に関わる心理学的方法論を用いて、研究を実践し高度な専門職業人として社会の発展および個人の健康増進に寄与したいと願っている人。
現代心理学専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. すでに学部レベルの心理学については幅広く一定のレベルでの学習を終えている人。 2. さらに科学的心理学を幅広く、かつ専門領域にも特化してより深く学ぶことにより、心理学の専門家（研究者あるいは高度実務家・実践家）として社会に貢献したいという意欲を持っている人。
臨床心理学専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公認心理師・臨床心理士等のこころの専門家としての資格取得を目指すに際し、心理臨床・カウンセリングに関する幅広い分野に関心を持ち、個人に対する援助とともに地域社会への貢献を視野に臨床心理学を学ぼうとする人。 2. また、すでに心理学関連領域で働いているが、さらなる知識・技術習得の機会を持ちたいとの意欲のある人。
心理学専攻(博士後期課程)	今日の高度情報化社会における人間心理の複雑化と深刻な問題に専門家として対応できる研究者および実践家を目指す人。

■ 経営学研究科

経営学専攻	経営に関する多方面の専門知識を修得する意欲に富み、より高度な経営能力を身に付けたい人、または、経営能力のスキルアップを目指す人。なお、学部程度の経営学の知識があることが望ましい。
-------	---

■ 生涯福祉研究科

生涯福祉専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 幼児期の保育・発達支援から高齢者支援に至る生涯福祉領域に関心を持ち、ソーシャルワーク、発達支援、介護支援の高度な専門的能力の修得に意欲を持つ人。 2. 大学院修了後に福祉関連領域の専門的実践及び研究を目指して努力する人。 3. 児童・障害・高齢者・精神保健などの社会福祉施設や教育機関で相談支援、介護、生活支援、施設運営、保育などに従事し、キャリアアップやリカレントの意志をもって実践的研究を目指す人。 4. 留学生のうち、将来母国の福祉や保育・発達支援領域の仕事に従事したいと志す人。
--------	---

■ 言語文化研究科

言語文化研究科全体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専攻に関わる言語の運用能力の涵養と更なる向上に強い意欲を持つ人 2. 専攻に関わる言語の高度な運用能力を活かした職業（教員・実務家・公務員等）に就くことを希望している人 3. 各言語文化の分野において、将来、専門的な研究に従事することを希望している人
日本語・日本語教育専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自らの日本語運用能力の更なる向上に強い意欲を持つ人 2. 外国人に日本語を教える日本語教員になることを希望している人、あるいは現職の日本語教員で自らの指導技術の更なる向上を目的としている人 3. 中等教育における国語科担当教員を志望している人、あるいは現職の国語科担当教員で自らの指導技術の更なる向上を目的としている人 4. 将来、日本語学や日本語教育学の分野において専門的な研究に従事することを希望している人 5. 通訳・翻訳家を目指している者、あるいは高度な日本語力を活かした職業に就くことを希望している人
中国・韓国言語文化専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中国または韓国の言語文化に大きな関心を寄せ、これらについての専門的知識を修得することに強い意欲を持つ人 2. 中国語または韓国語をすでにある程度習得していて、自らの運用能力の更なる向上に強い意欲を持つ人 3. 中国語または韓国語の高度な運用能力を活かして、将来的に長期留学あるいは現地での就職を計画している人 4. 中国と日本、あるいは韓国と日本の間を往復しつつ文化的・経済的活動に従事している者、または過去にそのような経験を有する人

■ リハビリテーション学研究科

リハビリテーション学専攻	<ol style="list-style-type: none">1. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の有資格者を対象として、各専門職者の臨床経験に基づく実践的研究を遂行しようとする人2. リハビリテーションの各分野の様々な課題に積極的に取り組む意欲を持ち、高度な専門的知識と研究推進力を身につけることを目指す人3. 各分野の養成教育や研究職へのキャリア形成を目指す人
--------------	---

■ 看護学研究科

看護学専攻	<ol style="list-style-type: none">1. 看護の専門的知識を有し研究をとおして健康課題の解決に取り組みたいと考えている人2. キャリア形成を志向し、リーダーシップを発揮したいと考えている人
-------	---

目白大学大学院試験及び成績評価に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、目白大学大学院学則第31条及び第31条第3項に基づき、目白大学大学院が実施する学生に対する試験及び成績評価に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 試験

(試験)

第2条 試験の種類は、学期末試験、追試験及び再試験とする。

2 試験の方法は筆記、論文（レポート）、口述、実技及び作品等により行う。

(学期末試験)

第3条 学期末試験は、科目担当者が春学期末又は秋学期末の試験期間に行うものをいう。

2 学期末試験の日程、試験場及び試験方法等は、大学事務局教務部教務課が、科目担当者からの報告に基づき、学生に通知する。

3 科目担当者は、通常の授業時間に行う試験（以下「平常試験」という。）をもって学期末試験に代えることができる。

4 前条第2項に定める論文（レポート）及び作品等による試験は、論文（レポート）及び作品等の提出締切日を試験日とみなす。

(学期末試験の受験資格)

第4条 学期末試験を受けることができる者は、当該学期に履修登録した科目について、原則として、授業回数の3分の2以上に出席した者に限られる。

2 前項の定めにかかわらず、当該学期の学納金を全額未納又は一部未納の者には受験を認めない。

(追試験)

第5条 追試験は、前条に定める学期末試験の受験資格を有する者が、次の各号に掲げる事情により学期末試験を受験できなかった科目について、指定された書類等を定められた期日までに提出した場合に、受験することができる。

- (1) 天災等 — 証明する書類
- (2) 病気・けが — 医師の診断書又は診断書に準ずるもの
- (3) 交通機関の不通・遅延 — 遅延証明書
- (4) 親族の婚礼・葬儀 — 案内状・会葬礼状等
- (5) 本学教育課程の実習 — 公認欠席

(6) 学務部長（進路担当）が認める就職試験 — 就職試験受験証明書（修了年次生に限る）

(7) その他学長が認める事由 — 事由書

2 前項の定めにかかわらず、本学が必要とする場合は追加の書類を提出しなければならない。

（追試験の願出）

第6条 追試験の受験を希望する者は、定められた日時までに、所定の追試験願を教務部教務課に提出し、学務部長（教務担当）の許可を得なければならない。

（再試験）

第7条 再試験は、第13条による成績評価において、不合格になった科目について、科目担当者が再試験受験を許可した修了年次生を対象に行う。

2 前項の定めにかかわらず、修了年次生以外についてはあらかじめ各研究科が指定した科目に限り、科目担当者が再試験受験を許可した場合は修了年次生以外を対象に再試験を行うことができる。

3 再試験の追試験は実施しない。

（再試験の願出）

第8条 再試験の受験を希望する者は、定められた期日までに所定の再試験願を教務部教務課に提出しなければならない。

（手数料）

第9条 追試験手数料及び再試験手数料の金額は、別に定める。

（筆記試験受験上の注意）

第10条 筆記試験の試験場においては、受験者は試験監督者の指示及び次の各号に掲げる注意事項に従い受験しなければならない。

(1) 受験者は、試験開始5分前までに試験会場に入室してなければならない。ただし、特別の事情があった場合、試験監督者の判断により、開始後20分を限度として受験を許可することができる。この場合において、試験時間の延長は行わない。

(2) 受験者は、受験時に学生証を試験監督者に呈示しなければならない。なお、学生証を忘れた者は、当日のみ有効な「仮学生証」の交付を受け、呈示しなければならない。

(3) 受験者は、原則として、試験の途中で退場はできない。ただし、試験開始30分経過後は、試験監督者の指示により、退出を認める場合がある。

(4) 答案に、学籍番号及び氏名の記入なき場合は、答案を無効とする。

(5) 受験者が、試験監督者の指示に従わない場合は、受験を認めない。

（論文（レポート）の提出）

第11条 学期末試験、追試験及び再試験における論文（レポート）の提出については、受

験者は次の各号に従わなければならない。

- (1) 論文(レポート)の課題、提出方法、総字数(枚数)、提出締切日及び提出場所等は、当該科目担当教員の指示を厳守しなければならない。
- (2) 第5条に定める事由により、学期末試験での提出締切日に遅れた論文(レポート)は、追試験扱いとする。ただし、第5条第4号、第5号及び第6号に定める事由が予め確定し、受験者が提出期限の前日までに論文(レポート)の提出が可能な場合には、追試験扱いとしない。

(不正行為)

第12条 試験監督者又は科目担当者が、第2条第1項に定める試験及び第3条第3項に定める学期末試験に代わる平常試験において不正行為(以下「試験における不正行為」という。)があったと疑われる場合は、すみやかに学務部長(教務担当)に申し出る。

2 試験における不正行為の認定については、前項の申し出に基づき、当該学生の所属する研究科長、当該学生の所属する研究科の専任教員1名及び教務部長が合議の上、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行う。

- (1) 本人への事情聴取(本人の弁明)
- (2) 不正行為にかかわる証拠品
- (3) 試験監督者の不正行為に関する陳述
- (4) 当該研究科専攻主任の意見
- (5) その他必要な調査事項

3 前項により、試験における不正行為があったと認められる場合には、不正を行った学生について、別表1に掲げる不正行為の種類により、①当該科目又は②当該学期全履修科目について、それぞれの成績を不合格とする。

4 不正行為を認定した場合は、該当する研究科長はその旨学長に報告するとともに、該当する研究科委員会に報告するものとする。

5 学長は、前項の報告があった場合、『目白大学・目白大学短期大学部学生懲戒規程』に照らした学生への懲戒の要否等について、同規程第8条に基づく調査委員会に調査、審議を付託する。

第3章 成績評価

(成績評価の基準)

第13条 目白大学大学院学則第31条第2項に基づく、成績評価は、以下の各号の中から、学生に事前に示した評価項目に基づき行う。

- (1) 第2条に定める定期試験又は追試験の成績
- (2) 前号に定める以外の試験、小テスト、レポート、発表、作品等の評価
- (3) その他、学生の成績の評価に資する事項

2 前項に基づく、学生の履修科目の成績評価の基準は次のとおりとし、Dを不合格とする。

- S 特に秀でた成績の者
 - A 100点から80点まで
 - B 79点から70点まで
 - C 69点から60点まで
 - D 59点以下
- 3 再試験の成績を加えた場合の、成績評価の基準は次のとおりとし、Dを不合格とする。
- C 60点以上
 - D 59点以下
- 4 目白大学大学院学則第29条の2に基づき単位の認定をする場合、評価基準はNとする。
- 5 学位論文に係る評価基準は、別表2の基準のとおりとする。

(成績発表)

第14条 当該学期の履修科目の成績は、翌学期始めまでに学生に通知する。

第4章 雑則

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、学長の裁定による。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。

別表1（第12条関係）

試験における不正行為の種類		成績
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ① のぞき見 ② 参照可能資料の貸借 ③ 答案持帰り、答案の破損・汚損、故意による氏名未記入等試験業務を混乱させる行為 ④ 課題試験（レポート等）における不適切な引用 ⑤ 試験監督の指示に従わない行動 ⑥ その他①～⑤に相当する不正行為 	当該科目不合格 （単位不認定）
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ① カンニングペーパー（机上への書き込み、スマートフォン、携帯電話等を含む）の使用 ② 参照不可の試験における教科書等の閲覧あるいは参照可の試験における指定外の物の閲覧 ③ 他人の答案を書き写す行為 ④ 課題試験（レポート等）における剽窃行為 ⑤ 試験の実施を妨害する行為 ⑥ その他①～⑤に相当する不正行為 	当該学期全履修科目不合格 （通年科目を含む）
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ① 本人以外による受験（替え玉受験、なりすまし受験） ② 答案交換 ③ 課題試験（レポート等）における全面的な書き写し ④ その他①～③に相当する不正行為 	

注1：第2種①、②の「使用」、「閲覧」とは、使用或いは閲覧できる状態を含み、実際に使用、閲覧していたか否かは問わない。

注2：不正行為の協力者についても同様に扱う。

*別表2（学位論文に係る評価基準）については、各研究科のページを参照してください。

目白大学大学院国際交流研究科修士課程履修規程

(趣旨)

第1条 目白大学大学院国際交流研究科(以下「本研究科」という。)において開設される授業科目の履修については、目白大学大学院学則によるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目の編成)

第2条 本研究科の授業科目を、国際交流専攻科目と称する。各授業科目は、必修科目及び選択科目に分ける。

(単位算定の基礎)

第3条 授業科目の授業時間と単位数は、次のとおりとする。

- (1) 臨地研究を除く講義科目及び演習科目は、30時間の授業をもって2単位とする。
- (2) 臨地研究は、60時間をもって2単位(短期)、120時間をもって4単位(長期)とする。

(修了に必要な修得単位数)

第4条 修了に要する必要単位数は、次のとおりとする。

- (1) 専攻科目を原則として30単位以上とし、学則の定める必修科目及び選択科目を修得するものとする。
- (2) 共通基礎科目及び他研究科の専攻科目で本研究科学生に対し履修を認めた授業科目については、8単位まで上記単位数に含めることができる。

(履修方法)

第5条 履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 必修科目を除き、1学期で履修する単位数は、10単位を超えることはできない。
- (2) 国際交流研究基礎論は、原則として入学した学期に履修すること。

(開設科目の名称等)

第6条 当該学期に開設する授業科目の名称及び単位等は、原則として学期の始めに公示するものとする。

(履修申告)

第7条 当該学期に履修しようとする全ての授業科目については、指定期日までに、研究科長に申告しなければならない。

(受講制限)

第8条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、特定の授業科目について、受講者を制限し、又は受講人員を制限することができる。

(試験)

第9条 試験については、別に定める。

(外国人留学生に対する特例)

第10条 必修科目を除き、原則として留学生は、夜間に開講されている授業科目は履修できない。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、教育課程に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長の裁定による。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成11年6月17日から施行する。

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第2号は、2023年度入学者から適用し、2022年度以前入学者についてはなお従前の例による。

目白大学大学院心理学研究科修士課程履修規程

(趣 旨)

第1条 目白大学大学院心理学研究科（以下「本研究科」という。）において開設される授業科目の履修については、目白大学大学院学則によるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目の編成)

第2条 本研究科の授業科目を、現代心理学専攻科目と臨床心理学専攻科目とに区分する。各授業科目は、必修科目及び選択科目に分ける。

(単位算定の基礎)

第3条 授業科目の授業時間と単位数は講義科目、演習科目とも30時間の授業をもって2単位とする。実習科目は60時間～90時間をもって2単位とする。

(修了に必要な修得単位数と要件)

第4条 修了に要する必要単位数と要件は、次のとおりとする。なお、公認心理師の資格を取得しようとする者の修了要件は、別に定める。

(1) 現代心理学専攻

- ① 必修科目10単位
- ② 学則に定められた選択必修科目12単位
- ③ 専攻選択科目及び臨床心理学専攻の他専攻開放科目の中から8単位以上
- ④ 修士論文を提出して最終試験に合格すること

(2) 臨床心理学専攻

- ① 必修科目30単位
- ② 上記①を除く専攻選択科目及び現代心理学専攻の他専攻への開放科目の中から10単位以上
- ③ 修士論文を提出して最終試験に合格すること

(履修単位の制限)

第5条 1学期で履修する単位数は18単位を超えることはできない。ただし、臨床心理学専攻においては、通年48単位を上限とする。

(開設科目の名称等)

第6条 当該学期に開設する授業科目の名称及び単位等は、原則として学期の始めに公示するものとする。

(履修申告)

第7条 当該学期に履修しようとする全ての授業科目については、授業開始前の所定期日までに、研究科長に申告しなければならない。

(受講制限)

第8条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、特定の授業科目について、受講者を制限し、又は受講人員を制限することができる。

(試験)

第9条 試験については、別に定める。

(外国人留学生に対する特例)

第10条 原則として留学生は夜間に開講されている授業科目は履修できない。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、教育課程に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長の裁定による。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条は、2025年度入学者から適用し、2024年度以前入学者についてはなお従前の例による。

目白大学大学院心理学研究科博士後期課程履修規程

(趣 旨)

第1条 目白大学大学院心理学研究科博士後期課程（以下「本課程」という。）において開設される授業科目の履修については、目白大学大学院学則によるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目の編成)

第2条 本課程の教育課程は研究指導科目（必修）と特殊研究科目（選択）によって構成される。研究指導科目は学生の専攻する特定の研究分野に応じて研究指導教員が一貫して担当する科目であり、特殊研究科目は学生の研究分野にかかわらず、心理学研究の基盤を深化、拡充するための科目である。

(単位算定の基礎)

第3条 授業科目の授業時間と単位数は講義科目、演習科目とも30時間の授業をもって2単位とする。

(修了に必要な修得単位数と要件)

第4条 本課程の修了は、心理学研究指導科目から12単位と特殊研究科目から6単位との合計18単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要件とする。

(開設科目の名称等)

第5条 当該学期に開設する授業科目の名称及び単位等は、原則として学期の始めに公示するものとする。

(履修申告)

第6条 当該学期に履修しようとする全ての授業科目については、授業開始前の所定期日までに、研究科長に申告しなければならない。

(受講制限)

第7条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、特定の授業科目について、受講者を制限し、又は受講人員を制限することができる。

(試 験)

第8条 試験については、別に定める。

(外国人留学生に対する特例)

第9条 原則として留学生は夜間に開講されている授業科目は履修できない。

(細 目)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育課程に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長の裁定による。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- この規程は、2026年4月1日から施行する。

目白大学大学院経営学研究科修士課程履修規程

(趣 旨)

第1条 目白大学大学院経営学研究科（以下「本研究科」という。）において開設される授業科目の履修については、目白大学大学院学則によるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目の編成)

第2条 本研究科の授業科目を必修科目と選択科目に区分する。

(単位算定の基礎)

第3条 授業科目の授業時間と単位数は、次のとおりとする。

- (1) 講義科目は、30時間の授業をもって2単位とする。
- (2) 実習科目は、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 演習科目は、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 経営学フォーラムは、60時間の授業をもって2単位とする。

(修士課程の修了要件)

第4条 修士課程の修了要件は、本修士課程に2年以上在学し、第5条に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科が行う論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(修了に必要な修得単位数)

第5条 修了に要する必要単位数は、次のとおりとする。

- (1) 修士論文コース
 - ・必修科目 8単位
 - ・選択科目 22単位以上 計30単位以上
- (2) 特定課題論文コース
 - ・必修科目 8単位
 - ・選択科目 32単位以上 計40単位以上

(開設科目の名称等)

第6条 当該期に開設する科目の名称及び単位数等は、原則として学期の始めに公示するものとする。

(他研究科授業科目等の履修)

第7条 第5条に定める修士論文コースにおいては、共通基礎科目を4単位を上限に選択科目として修了要件に加えることができる。
2 第5条に定める特定課題論文コースにおいては、共通基礎科目及び他研究科が本研究科学生に

対し履修を認めた授業科目を6単位を上限に選択科目として修了要件に加えることができる。

(履修申告)

第8条 当該期に履修しようとするすべての授業科目については、授業開始前の所定期日までに研究科長に申告するものとする。

(履修制限)

第9条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、特定の授業科目について、履修登録者を制限し、受講人数を制限することができる。

(試験)

第10条 試験については、別に定める。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、教育課程に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長の裁定による。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。ただし、改正後の第7条は、2023年度入学者から適用し、2022年度以前入学者についてはなお従前の例による。

この規程は、2024年4月1日から施行する。ただし、改正後の第7条は、2024年度入学者から適用し、2023年度以前入学者についてはなお従前の例による。

目白大学大学院生涯福祉研究科修士課程履修規程

(趣旨)

第1条 目白大学大学院生涯福祉研究科(以下「本研究科」という。)において開設される授業科目の履修については、目白大学大学院学則によるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目の編成)

第2条 本研究科の授業科目を、必修科目及び選択科目に区分する。

(単位算定の基礎)

第3条 授業科目の授業時間と単位数は講義科目、演習科目とも30時間の授業をもって2単位とする。実習科目は60時間をもって2単位とする。

(修士課程の修了要件)

第4条 修士課程の修了要件は、本修士課程に2年以上在学し、第5条に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(修了に必要な修得単位数)

第5条 修了に要する必要単位数と要件は、専攻する専攻科目を原則として30単位以上とし、学則に定める必修科目及び選択必修科目を取得するものとする。

(他研究科授業科目の履修)

第6条 共通基礎科目及び他研究科が本研究科学生に対し履修を認めた授業科目については、6単位までを選択必修科目として前条の修了要件に含めることができる。

2 心理学研究科の「臨床発達心理士指定科目」の履修についての制限は設けないが、修了要件に含めることができる単位数は、前項に定めるとおりとする。

(学位取得)

第7条 本研究科における取得学位は、修士(保育学)又は修士(社会福祉学)となるが、修士(社会福祉学)を取得しようとする者にあつては、福祉関連科目より3科目以上を、また、修

士（保育学）を取得しようとする者にあつては、保育・発達支援関連科目より3科目以上を、それぞれ履修し、所定の論文審査に合格しなければならないものとする。

（履修単位の制限）

第8条 1学期で履修する単位数は、18単位を超えることはできない。

（開設科目の名称等）

第9条 当該学期に開設する授業科目の名称及び単位等は、原則として学期の始めに公示するものとする。

（履修申告）

第10条 当該学期に履修しようとする全ての授業科目については、授業開始前の所定期日までに、研究科長に申告しなければならない。

（受講制限）

第11条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、特定の授業科目について、受講者を制限し、又は受講人員を制限することができる。

（試験）

第12条 試験については、別に定める。

（外国人留学生に対する特例）

第13条 留学生は、原則として昼間に開講されている授業科目を必ず履修するものとする。また、修士課程の就業年限は、2年間とするように努めるものとする。

（細目）

第14条 この規程に定めるもののほか、教育課程に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、学長の裁定による。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。ただし、改正後の第6条1項は、2023年度入学生から適用し、2022年度以前入学生はなお従前の例による。

この規程は、2023年4月1日から施行する。ただし、改正後の第6条第1項は、2023年度入学者から適用し、2022年度以前入学者についてはなお従前の例による。

目白大学大学院言語文化研究科修士課程履修規程

(趣 旨)

第1条 目白大学大学院言語文化研究科（以下「本研究科」という。）において開設される授業科目の履修については、目白大学大学院学則によるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目の編成)

第2条 本研究科の授業科目を、日本語・日本語教育専攻科目、中国・韓国言語文化専攻科目及び研究科共通科目に区分する。

2 前項の各授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

(単位算定の基礎)

第3条 授業科目の授業時間と単位数は、次のとおりとする。

- (1) 講義科目及び演習科目は、30時間の授業をもって2単位とする。
- (2) 臨地研究1(短期)は、60時間の実習をもって2単位とする。
- (3) 臨地研究2(長期)は、120時間の実習をもって4単位とする。

(修了に必要な修得単位数)

第4条 修了に要する必要単位数は、次のとおりとする。

- (1) 専攻する専攻科目を原則として30単位以上とし、学則の定める必修科目、選択必修科目を取得するものとする。
- (2) 選択必修科目については、共通基礎科目、本研究科共通科目、他研究科並びに他専攻の開放科目から6単位及び臨地研究をこれに含めることができる。

(他研究科授業科目の履修)

第5条 他研究科が本研究科学生に対し履修を認めた授業科目については、第4条第2項に規定する6単位の範囲に含めることができる。

(履修方法)

第6条 履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 研究科共通科目・各専攻科目について、1学期で履修する単位数の上限は特に指定しないが、履修登録に際してはあらかじめ指導教員の指導を受けること。
- (2) 研究論文指導演習1・2は、入学した学期から履修すること。

(開設科目の名称)

第7条 当該学期に開設する授業科目の名称及び単位等は、原則として学期の始めに公示するものとする。

(履修申告)

第8条 当該学期に履修しようとする全ての授業科目については、指定期日までに、所属する専攻の指導教員の指導を受けて、研究科長に申告しなければならない。

(受講の制限)

第9条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、特定の授業科目について、受講者を制限し、又は受講人数を制限することができる。

(試験)

第10条 試験については、別に定める。

(外国人留学生に対する特例)

第11条 臨地研究及び研究論文指導演習を除き、原則として留学生は、夜間に開講されている授業科目は履修できない。

(細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、教育課程に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学長の裁定による。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第2号は、2023年度入学者から適用し、2022年度以前入学者についてはなお従前の例による。

目白大学大学院リハビリテーション学研究科修士課程履修規程

(趣 旨)

第1条 目白大学大学院リハビリテーション学研究科（以下「本研究科」という）において開設される授業科目の履修については、目白大学大学院学則によるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目の編成)

第2条 本研究科の授業科目を、共通科目と専門科目に区分する。各授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

(単位算定の基礎)

第3条 授業科目の授業時間と単位数は、次のとおりとする。

- (1) 講義科目、演習科目とも30時間の授業をもって2単位とする。
- (2) 「特別研究（理学療法リハビリテーション分野）」、「特別研究（作業療法リハビリテーション分野）」及び「特別研究（言語聴覚療法リハビリテーション分野）」は、30時間の授業をもって2単位とする。

(修士課程の修了要件)

第4条 修士課程の修了要件は、本修士課程に2年以上在学し、第5条に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて修士論文を提出し、本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(修了に必要な修得単位数)

第5条 修了に要する必要単位数は、次のとおりとする。

- (1) 必 修：10単位
- (2) 選択必修：20単位以上
 - ① 「共通科目」の「展開科目」から6単位以上選択必修。
 - ② 「専門科目」の各分野から主専攻を4科目8単位選択必修。
 - ③ 「特別研究」から専攻分野の1科目6単位必修。1年次秋学期に2単位相当、2年通年で4単位相当を履修すること。

(共通基礎科目の履修)

第6条 共通基礎科目のうち、研究科が履修を認めた授業科目について、4単位までを選択し、履修することができる。ただし、これらを修了要件に必要な単位数に加えることはできない。

(履修単位の制限)

第7条 1年次で履修する単位数は、26単位を超えることはできない。

(開設科目等の名称)

第8条 当該学期に開設する授業科目の名称及び単位数等は、原則として、学期の始めに公示するものとする。

(履修申告)

第9条 当該学期に履修しようとする全ての授業科目については、指定期日までに研究科長に申告しなければならない。

(受講の制限)

第10条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、特定の授業科目について受講者を制限し、又は受講人数を制限することができる。

(試験)

第11条 試験については、別に定める。

(細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、教育課程に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学長の裁定による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前以前入学者についてはなお従前の例による。

この規程は、2023年4月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。ただし、改正後の第6条は、2024年度入学者から適用し、2023年度以前入学者についてはなお従前の例による。

目白大学大学院看護学研究科修士課程履修規程

(趣 旨)

第1条 目白大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という）において開設される授業科目の履修については、目白大学大学院学則によるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目の編成)

第2条 本研究科の授業科目を、共通科目と専門科目に区分する。各授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

(単位算定の基礎)

第3条 授業科目の授業時間と単位数は、次のとおりとする。

- (1) 講義科目は、30時間の授業をもって2単位とする。
- (2) 演習科目は、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 演習科目の「特別研究（看護マネジメント分野）」、「特別研究（コミュニティ看護学分野）」及び「特別研究（ウィメンズヘルス看護学分野）」は、30時間の授業をもって2単位とする。

(修士課程の修了要件)

第4条 修士課程の修了は、本修士課程に2年以上在学し、第5条に定める単位数を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、修士論文を提出し、本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

(修了に必要な修得単位数)

第5条 修了に要する必要単位数は、専門科目から主専攻分野を選択し、学則に定める必修科目及び選択必修科目を原則として30単位以上修得するものとする。

(履修単位の制限)

第6条 1年次で履修する単位は24単位を超えることはできない。

(開設科目等の名称)

第7条 当該学期に開設する授業科目の名称及び単位数等は、原則として学期の始めに公示するものとする。

(履修申告)

第8条 当該学期に履修しようとする全ての授業科目については、指定期日までに研究科長に申告しなければならない。

(受講の制限)

第9条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、特定の授業科目について、受講者を制限し、又は受講人数を制限することができる。

(試験)

第10条 試験については、別に定める。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、教育課程に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長の裁定による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、2023年4月1日から施行する。

目白大学大学院研究生規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、目白大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条第2項に基づき、目白大学大学院（以下「本大学院」という。）研究生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究生)

第2条 本大学院において、特定の専門領域について研究を希望する者（以下「研究生」という。）があるときは、正規の大学院生の修学を妨げない限り、大学院研究科委員会（以下「委員会」という）の選考のうえ、学長は、研究生として入学を許可することができる。

(研究生の入学資格)

第3条 研究生の入学資格は、大学院学則第16条に定める資格を有するものとする。

(出 願)

第4条 研究生として入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長あてに願出するものとする。

- (1) 研究生願書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書
- (3) 健康診断書

2 1年以内に継続して研究を希望する者は、前項第2号及び第3号の書類は不要とする。

(入学手続き)

第5条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに、誓約書及び研究届を提出するとともに、入学金及び授業料を納入しなければならない。

(研究期間等)

第6条 研究生の入学は、学期の始めとする。

2 研究生の研究の期間は、1年とする。ただし、引続き研究を希望する者は、委員会に申請しなければならない。

3 学長は、委員会の議を経て、通算2年を超えない範囲内で期間を延長することができる。

(授業料等)

第7条 研究生の検定料、入学金及び授業料等の金額及び納入方法は、別に定める。

(研究許可の取り消し)

第8条 研究生として、委員会が不相当と認めるときは、学期の途中であっても学長は、研究

の許可を取り消すことができる。

(諸規範の準用)

第9条 この規則に定めるもののほか、研究生の身上に関する事等必要な事項は、本学諸規範を準用する。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

目白大学大学院科目等履修生規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、目白大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第33条第3項に基づき、目白大学大学院（以下「本大学院」という。）科目等履修生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(科目等履修生)

第2条 本大学院の学生以外の者で、1又は複数の授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という。）があるときは、正規の大学院生の修学を妨げない限り、大学院研究科委員会（以下「委員会」という。）の選考のうえ、学長は、科目等履修生として入学を許可する。

(特別履修生)

第3条 学長は、他の大学等、外国の大学等及びその他の機関との協議に基づき、他の大学等又は外国の大学等の学生等及びその他の機関の者に、科目等履修生として履修を認めることができる。

- 2 学長は、目白大学の各学部長の推薦に基づき、推薦された学生に科目等履修生として履修を認めることができる。
- 3 第1項及び第2項の科目等履修生を特別履修生という。
- 4 特別履修生には、第4条及び第5条の規定は適用しない。

(科目等履修生の入学資格)

第4条 科目等履修生の入学資格は、大学院学則第16条に定める資格を有するものとする。

(出 願)

第5条 科目等履修生として入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長あてに願出するものとする。

- (1) 科目等履修生願書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書

- 2 1年以内に継続して出願する者は、前項第2号の書類は不要とする。

(入学手続き)

第6条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、誓約書及び履修届を提出するとともに、登録料及び授業料を納入しなければならない。ただし、特別履修生については入学金の納入を免除する。

(履修期間等)

第7条 科目等履修生の入学は、学期の始めとする。

2 科目等履修生に対する履修許可は、当該学期限りとし、引続き履修を希望する者は、改めて願い出なければならない。

(履修単位数の制限)

第8条 科目等履修生の履修単位数は、1学期6単位を超えることができない。

(授業料等)

第9条 科目等履修生の検定料、登録料及び授業料等の金額及び納入方法は、別に定める。

(履修許可の取り消し)

第10条 科目等履修生として、委員会が不相当と認めたときは、学期の途中であっても、学長は履修許可を取り消すことができる。

(単位認定等)

第11条 科目等履修生に対する単位の授与は、原則として履修科目の授業回数の3分の2以上出席し、当該科目の試験に合格した場合に所定の単位をあたえ、単位修得証明書を授与する。

(諸規則の準用)

第12条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生の身上に関すること等必要な事項は、学内諸規則を準用する。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

目白大学大学院長期履修生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、目白大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第5条の2の規定に基づき、本大学院において計画的な長期履修を認められた者（以下「長期履修生」という。）の取扱いに関して必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修生に申請できる者は、本大学院に入学が許可され、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、留学生は対象者とししない。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に当たる必要がある者
- (3) その他学長が相当と認めた者

(長期履修期間)

第3条 長期履修生として、本大学院学則第5条に規定する修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超え第14条に規定する在学年限内で計画的に教育課程を履修することを認める期間（以下「長期履修期間」という。）は、年度単位とし、次の各号に掲げる年数のいずれかとする。

- (1) 修士課程にあつては、3年又は4年
 - (2) 博士後期課程にあつては、4年、5年又は6年
- 2 本大学院学則第21条に規定する休学期間は、長期履修期間に算入しない。
- 3 長期履修期間の変更に関しては、在学中に1回に限り期間短縮を申請することができるが、期間延長は認めない。

(申請手続き)

第4条 長期履修生を希望する者（以下「希望者」という。）は、入学試験の出願期間内に、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修生申請書（別紙様式1）
- (2) 職業を有する場合には、在職証明書又は在職が確認できる書類
- (3) その他学長が必要と認める書類

(論文審査の時期)

第5条 長期履修生は、認められた長期履修期間の最終年次以外は、修士論文（特定課題論文、研究報告書及び課題研究レポートを含む。）又は博士論文の審査を受けることができない。

（履修期間短縮の申請手続き）

第6条 長期履修生が、認められた履修期間の短縮を希望する場合には、長期履修期間短縮申請書（別紙様式2）に指導教員の意見を添えて、短縮される対象年度の前々年度2月中に学長に提出しなければならない。

（承認・許可）

第7条 第4条及び前条に規定する申請に対しては、当該研究科委員会の議を経て学長が許可する。

（授業料等）

第8条 長期履修生の授業料等（年額）は、標準修業年限において本来徴収すべき本大学院学則第35条に定める授業料及び施設設備費の必要総額を、許可された長期履修期間の年数で除した額とする。ただし、履修期間を短縮する場合には、再計算ののち速やかに差額を精算する。

2 前項で規定する長期履修生の授業料等を算出する場合に、その額の1万円未満は1万円に切り上げるものとする。

3 在学中に授業料等の改定が行われた場合には、改訂年度から新授業料等を適用し再計算ののち速やかに差額を精算する。

4 本学大学院学則第37条の定めにかかわらず、長期履修生は、施設設備費を春学期と秋学期に分けて納付するものとする。

（実験実習費等）

第9条 長期履修生の入学金、実験実習費及びその他費用については、定められた額を、標準修業年限において本来徴収すべき時期に徴収するものとする。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修生に関して必要な事項は、学部長等会議の議を経て学長が決定する。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、学長の裁定による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

(様式1)

20 年 月 日

長期履修生申請書

目白大学長 殿

次のとおり目白大学大学院（修士課程/博士後期課程）の長期履修生としてご許可いただきたく、必要書類を添えて申請いたします。

フリガナ 氏名			
	20 年度入学		
研究科 及び専攻	研究科 専攻		
住所	〒	電話	
		Eメール	
勤務先		業種	
		職種	
勤務先 住所	〒	電話	
希望する 長期履修 課程及び 期間	<input type="checkbox"/> 修士課程 3年 4年 <input type="checkbox"/> 博士後期課程 4年 5年 6年 注) 該当する課程に☑し、希望の年数を○で囲むこと。		
希望理由 及び 履修計画			

注) 出願期間中に提出すること。

(様式2)

20 年 月 日

長期履修期間短縮申請書

目白大学長 殿

次のとおり目白大学大学院（修士課程/博士後期課程）の長期履修生としてご許可いただいておりますが、今般、長期履修期間を短縮したく申請いたします。

(フリガナ)		入学年度	20 年度
氏 名		学籍番号	(年生)
		研究科 専攻	研究科 専攻
住 所	〒	電 話	
		Eメール	
当初設定 履修期間	20 年 4月 ~ 20 年 3月		
短縮後の 履修期間	20 年 4月 ~ 20 年 月		
申請理由			
指導教員 所見	教員名 (印)		

注) 短縮される対象年度の前々年度2月中に提出すること。

財務部財務課	事務 処理 欄	副学長	研究科長	専攻主任	事務局長	教務部 修学支援部	学生部 MUSC事務室

ハラスメントの防止

ハラスメントは、人びとの人格権を軽視または無視する感覚が基盤となって起こる行為であり、明らかに人格権に対する重大な侵害です。

大学には、教育・研究機能を遂行するために、構成員個々の人格的尊厳を重んずる思想と共生意識とが強く要請されます。年齢・性・身分・国籍などの違いによって、差別的な取り扱いや不利益が生じないように配慮することがとくに必要です。これによって、すべての構成員がそれぞれ研究・勉学や業務に励むことのできる学園環境が形成されます。

しかし、大学は、閉鎖的な一面を持ち、かつ、教職員、学生という上下関係の人的構成も含んでいることから、往々にしてハラスメントの起こる危険性をはらんでいます。

本学はこうした認識に立って、従来から、本学園におけるハラスメントの防止と処置のため、諸施策を講じ、「ハラスメントガイドライン」を設定して、相談窓口やハラスメント防止委員会を設置しています。詳細は、配布されるパンフレット、学内掲示及び学園公式サイトにより、周知します。

本学園を、すべての構成員が深い信頼関係で結ばれ、共生意識と真の相互研鑽意識に裏付けられた生き生きとした学習環境にするため、理解と協力をお願いします。

目白学園ハラスメントガイドライン

(1) ガイドライン制定の趣旨

学校法人目白学園（以下「学園」という。）は、人権に関する法令の精神に則り、学園内におけるハラスメントを防止する。そして、すべての学生・生徒及び教職員（以下「構成員」という。）が対等な個人として尊重され、ハラスメントのない公正で安全な環境において、修学及び就労する機会と権利を保障することに努める。

また、ハラスメントの未然防止・根絶のために必要な教育・研修の機会を提供し、誰もが加害者にも被害者にもならないような修学・就労環境づくりに努める。

学園は、ハラスメントの苦情に対しては、学園内での適切な調査と慎重な手続きを経たうえで処分を含む効果的な対応を行う。

(2) 学園及び構成員の義務

学園は、ハラスメントに対して厳しい態度で臨み、快適な修学・就労環境を作るように努力する。そのために、学園は、「目白学園ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）」を設置し、ハラスメントを防止することに努める。

防止委員会に関する規則は別に定める。

学園の構成員は、学園において、修学及び就労する機会と権利をハラスメントによって妨げられることがあってはならず、誰もが対等な関係を前提とし、相手の立場を尊重することに努めるとともに、そのような人間関係を損ない、人としての尊厳を傷つけることになるハラスメントを起こさないこと、また、これを防止することに努める義務を負う。

(3) ガイドラインの対象

① このガイドラインは、学園の構成員を対象とする。

構成員とは専任教職員（有期教職員を含む。）、嘱託職員、非常勤教員、リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタント、アルバイトなど学園と雇用契約を結んでいるすべての者、また、出向、派遣、業務委託などにより学園に勤務する者、学生・生徒、科目等履修生、及び留学生を含む。

② このガイドラインは、ハラスメントが起こった場所・時間帯を問わず、適用する。

③ ハラスメントが構成員と学外者との間において問題となる場合にも、このガイドラインを適用する。但し、加害者が学外者であるときには、このガイドラインの手続きを準用し、学園として解決のために必要な措置をとる努力をする。

(4) ハラスメントの定義

このガイドラインでいうハラスメントは、「目白学園ハラスメント防止などに関する規則」第2条に定める。主なハラスメントについて、具体的に説明すると、下記のとおりである。

A. セクシュアル・ハラスメント

- ① セクシュアル・ハラスメントとは、相手方の意に反する性的言動で、行為者本人が意図すると否とに拘らず、相手方にとって不快な性的言動として受け止められ、その言動への対応によって相手方に修学・就労条件面での不利益を与えたり、又は相手方が学園での修学・就労や教育研究環境を著しく損なうことをいう。

セクシュアル・ハラスメントには性的な言動への対応によって、相手方の教育研究条件、労働条件に不利益をうけるもの(対価型)と性的な言動により修学・就労、教育研究環境が害されるもの(環境型)がある。

環境型セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかの判断に当たっては、単に性的言動のみではなく、一定の客観的要件が必要である。

- ・意に反する身体的接触によって強い精神的苦痛を受ける場合には1回でも該当しうる。
 - ・性的冗談、ヌードポスター掲示による場合などは、継続性または繰り返しが要件となる。しかし、明確に抗議しているにもかかわらず改善されない場合、または、心身に重大な影響を受けていることが明らかかな場合には、短期間でも1回でも該当しうる。
 - ・「被害者と同性の者の平均的な感じ方」を基準とする。ただし、被害者が明確に不快であることを示しているにもかかわらず、さらに行われる場合はセクシュアル・ハラスメントと解されうる。
- ② セクシュアル・ハラスメントは、男性から女性に対してなされる場合のみならず、女性から男性への場合も対象となる。
- ③ 上司と部下など、いわゆる上下関係にあるもの間で生じるのが一般的だが、同僚や先輩後輩の間でなされる場合も対象となる。
- ④ 同性間におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、相手方の意に反するその他の性差別的言動も対象となる。

B. アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教員等の権威的または優越的地位にある者が、意識的、無意識的を問わず、その立場や権限を利用、あるいは逸脱し、その指導を受ける者の研究意欲や環境を著しく阻害することになる、教育上不適切な言動、指導または待遇をいう。

- ・教員間で権限のある同僚による研究妨害などが該当する。
- ・教員と学生間で指導教員からの指導拒否、指導上の差別、不公平な成績評価などが該当する。

C. パワー・ハラスメント

職務上優越的地位にある者が、意識的、無意識的を問わず、その地位や権限を利用、あるいは逸脱し、その部下や同僚の就労意欲やその環境を著しく阻害することになる、不適切な言動、指導または待遇をいう。

- ・言葉によるもののみならず、多数の者の前で罵倒する、仲間はずれにする、昇進・昇給を妨害する、恣意的に業務を転換する、職務上必要な情報を伝えないなどの職務権限を利用した行為などが該当する。

D. モラル・ハラスメント

上司・部下、先輩・後輩など、なんらかの力関係において優位にある者が、自分より劣位にある者に対して、精神的な苦痛を与えるような行為をいう。

- ・肉体的な暴力でなく、言葉や身ぶり、態度などにより、他人の人権・尊厳を侵害する精神的な暴力・虐待などが該当する。

(5) 被害の訴えや相談の対応

学園は、ハラスメントを受けた構成員が安心して被害を訴えることができ、個人の秘密が厳守される相談窓口を設置する。被害の訴え及び救済の申し立てには、調査及び処置権限が与えられた防止委員会によって、迅速かつ適切に対応する。

(6) ハラスメント「相談窓口」

- ① ハラスメントの相談に応じるために、相談窓口として相談員を置く。
ハラスメントを受けたと思う構成員は、相談員にいつでも相談することができる。
- ② 相談員については、ハラスメント防止などに関する規程に定める。
- ③ 相談員の所属及び氏名は、毎年度初めに学園公式サイト、学生ネットサービス及び学園内に掲示する。
相談を希望する構成員は、所属にこだわらず相談しやすい相談員に直接連絡を取ることができる。また、直接・間接の被害を受けた構成員に限らず、第三者(家族、友人、知人等)が当事者に代わって相談することもできる。
相談員への相談は、面談、手紙、電話、ファックス及び電子メールのいずれでも、受け付けるものとする。なお、虚偽の申し立てがあった場合には、相談員はその旨を防止委員会に報告しなければならない。

(相談員の任務)

- ① ハラスメントに関する相談を受け付けなければならない。
- ② 相談員は相談者の悩みを親身に聞いて、相談者の受けた行為がハラスメントにあたるかどうかを理解することを手助けするとともに、今後とるべき方法（調停や苦情申立て）について、相談者が自分で意思決定するために必要な相談に応じる。
- ③ 相談員は、ハラスメントについて相談があった事実、相談者の意向などについて防止委員会に直ちに報告しなければならない。

(相談員の厳守事項)

- ① 被害者及び加害者の名誉及びプライバシーなどの人権を侵害することのないよう慎重に対処する。
- ② 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押し付けることのないように留意し、あくまでも、相談者の意思決定の手助けをすることにとどめる。
- ③ 被害者及び加害者への対応にあたっては、ハラスメントにあたるような言動とならないように十分に注意を払う。

(7) 目白学園ハラスメント調査委員会

相談窓口の相談員から相談内容の報告を受けた防止委員会委員長は、防止委員会の協議を経て、調査の必要性があると判断した時は、ただちに調査委員を指名して「目白学園ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を発足させる。調査委員会委員の氏名は委員長を除いて、公表しないものとする。調査委員会に関する規程は別に定める。

防止委員会委員長が調査を要しないと判断したときは、相談員は相談者に、カウンセリング機関の紹介など、必要なアドバイスを行うことができる。

調査委員会は、相談者の同意を得た上で調査を開始し、委員会設置の日から3ヵ月以内に調査を終了して、調査結果を直ちに文書で防止委員会委員長に報告しなければならない。報告を受けた防止委員会委員長は、直ちに防止委員会を開催し、その対応及び処置について審議しなければならない。

(8) 防止委員会委員長権限と理事長権限

防止委員会委員長は、防止委員会の審議結果に基づき、学園の諸規程による処分及び必要な処置について理事長に上申する。必要な処置には、加害者に対する再発防止のための教育・研修及び被害者に対する救済措置が含まれるものとする。被害者への救済措置には必要に応じて精神的な被害に対するカウンセリングを行うことが含まれる。

理事長は、防止委員会委員長の上申を受けて、加害者に対して速やかに必要な処置や処分をとらなければならない。

(9) 対応についての報告・不服申立

処置や処分の内容について、防止委員会委員長によって指名された者が、ただちに被害者に報告しなければならない。被害者は処分および処置内容に不服がある場合は、防止委員会委員長に申立てを行うことができる。また加害者が処分内容に不服がある場合、防止委員会委員長に申立てを行うことができる。

(10) 手続きにかかわる者の義務と相談者および証言者の権利

相談員、防止委員会委員、調査委員会委員、理事長その他職務上情報を知り得た者は、当該事項について秘密を厳守しなければならない。

手続きにかかわるすべての学内機関及び委員は、相談及び訴えた構成員のプライバシーを尊重する義務を負うとともに、相談者及び証言者に対する二次被害を防止する義務を負う。

被害者及び証言者は、安心して相談及び証言ができるように求めることができる。また、手続きにかかわるすべての機関及び委員は、相談や訴え出たこと及び証言したことで不利益が生じないように対応しなければならない。万一、手続きにかかわって不利益を受けた場合は、ハラスメントと同一の手続きで申立てを行うことができる。

また被害者及び証言者が虚偽の報告をした場合は処分の対象となる。

○ 目白学園ハラスメント防止委員会

〒161-8539 東京都新宿区中落合4-31-1

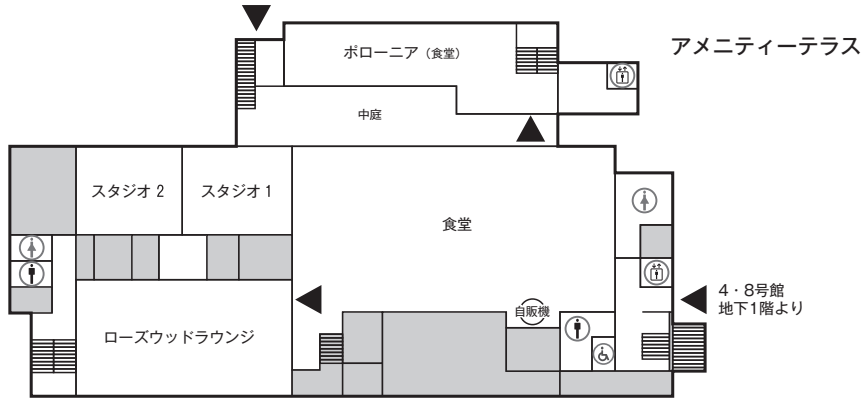
TEL 03-6908-0081 FAX 03-5996-3148

新宿キャンパス配置図

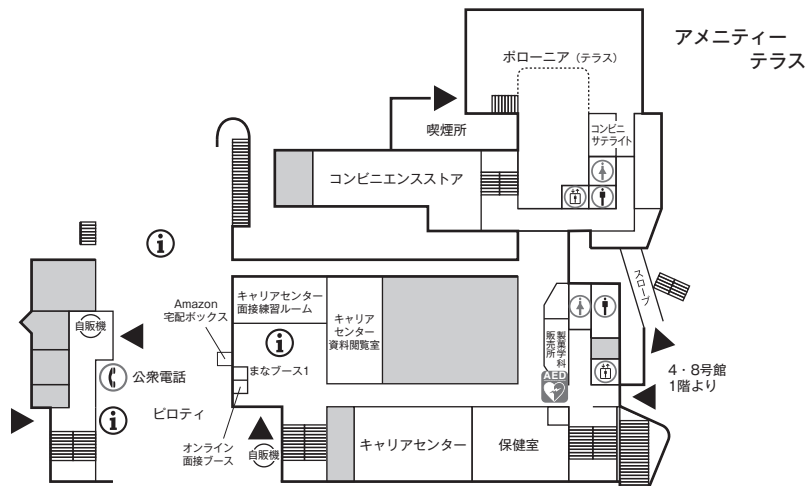
教室番号の読み方は右のとおりです。 → 1・2桁目(建物番号) 3桁目(階) 4・5桁目(連番)
 例) 07201→7号館2階の01番教室 10510→10号館5階の10番教室

1号館(地下1階~2階)

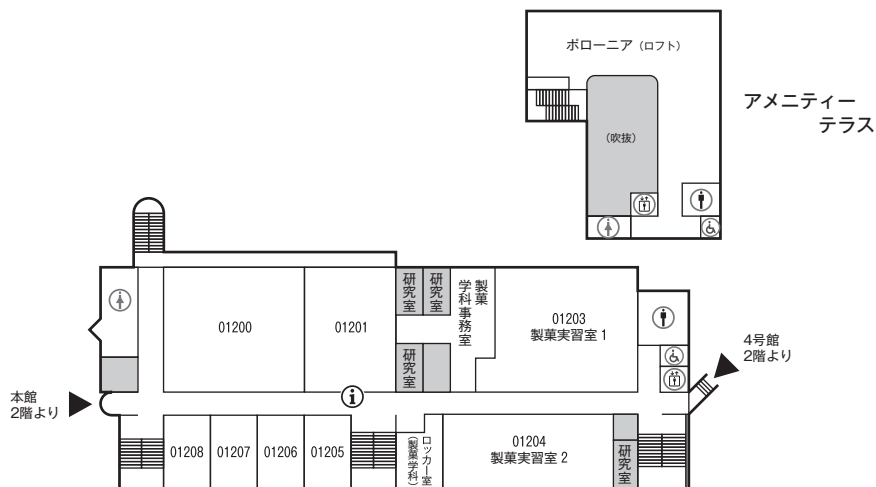
地下1階



1階

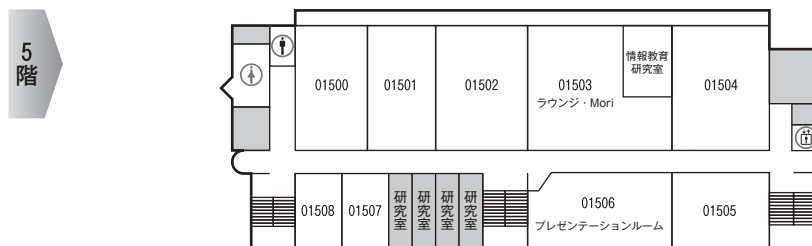
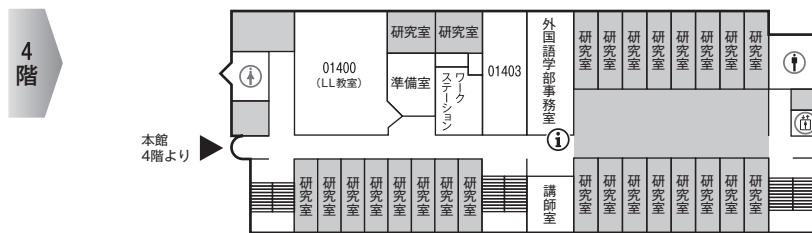
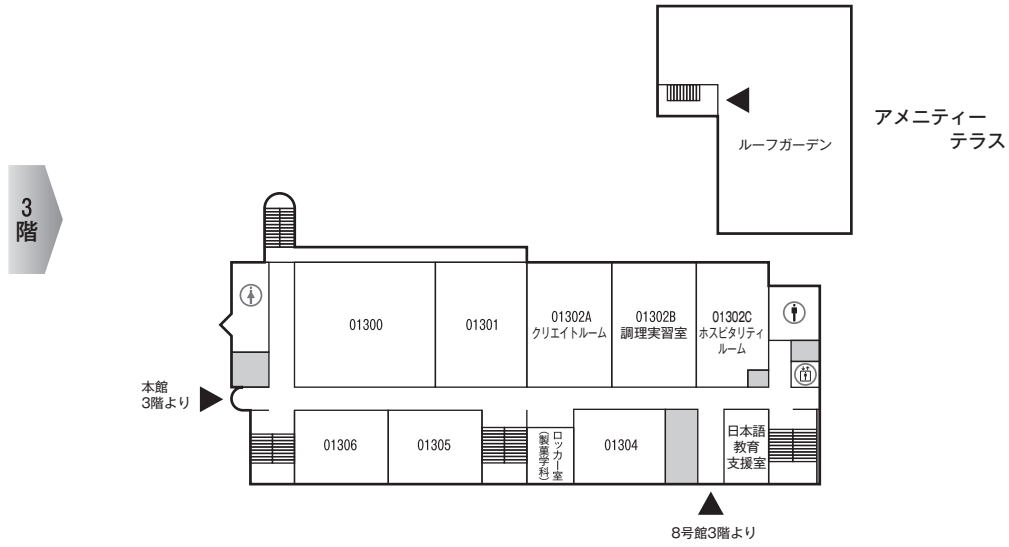


2階



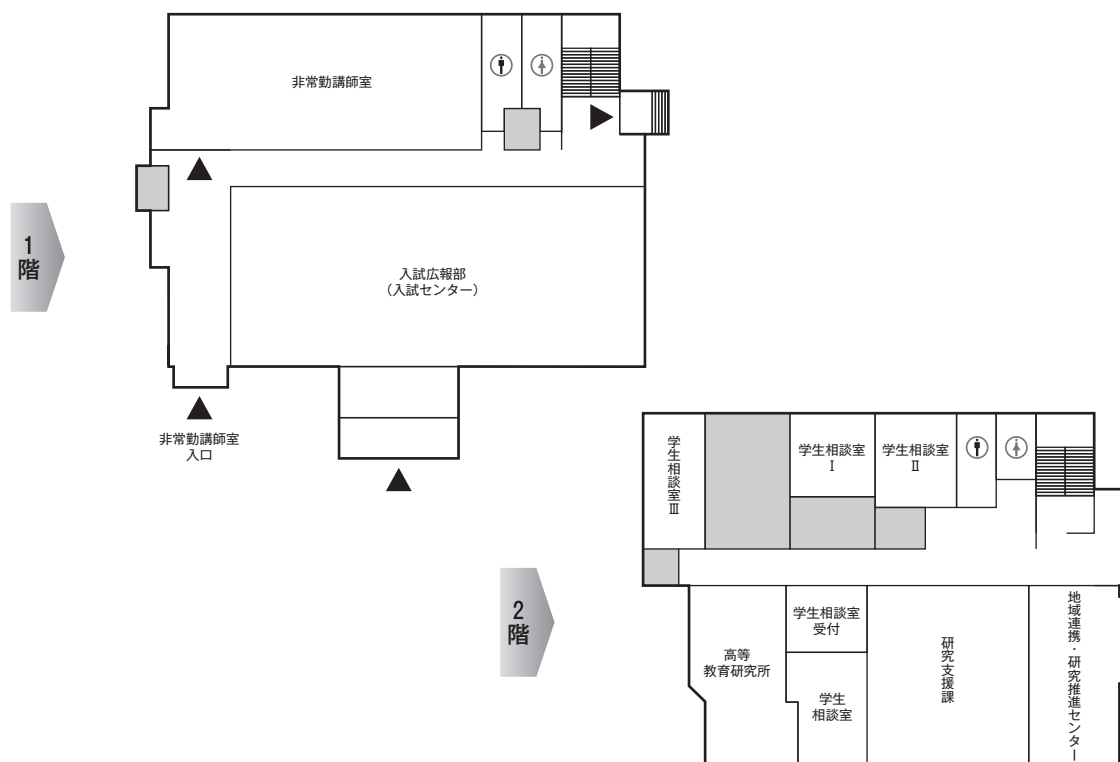
- ▲ 校舎出入口
- ⓘ 掲示板
- ♂ 男子トイレ
- ♀ 女子トイレ
- ♿ 多目的トイレ
- ⬆️ エレベーター

1号館 (3～5階)

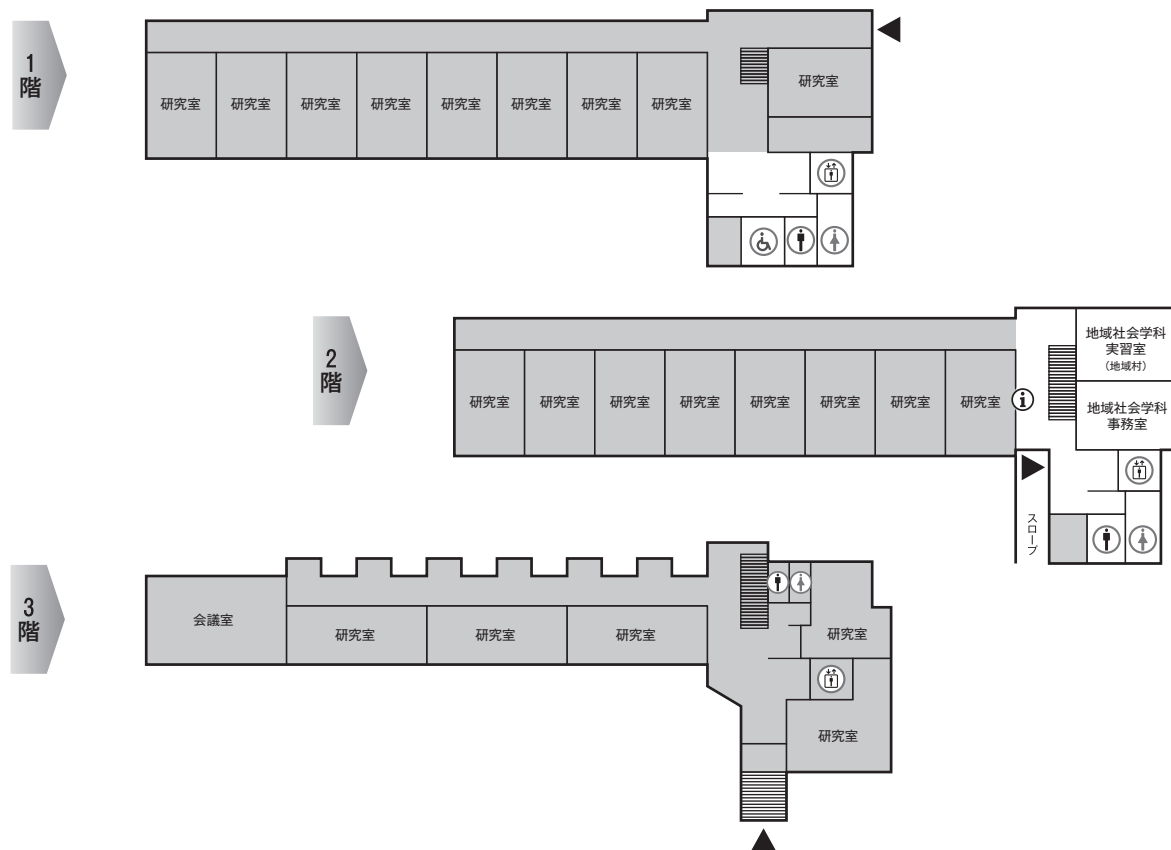


- ▲ 校舎出入口
- ⓘ 掲示板
- ♂ 男子トイレ
- ♀ 女子トイレ
- ♿ 多目的トイレ
- ⬆️ エレベーター

2号館 (1階～2階)

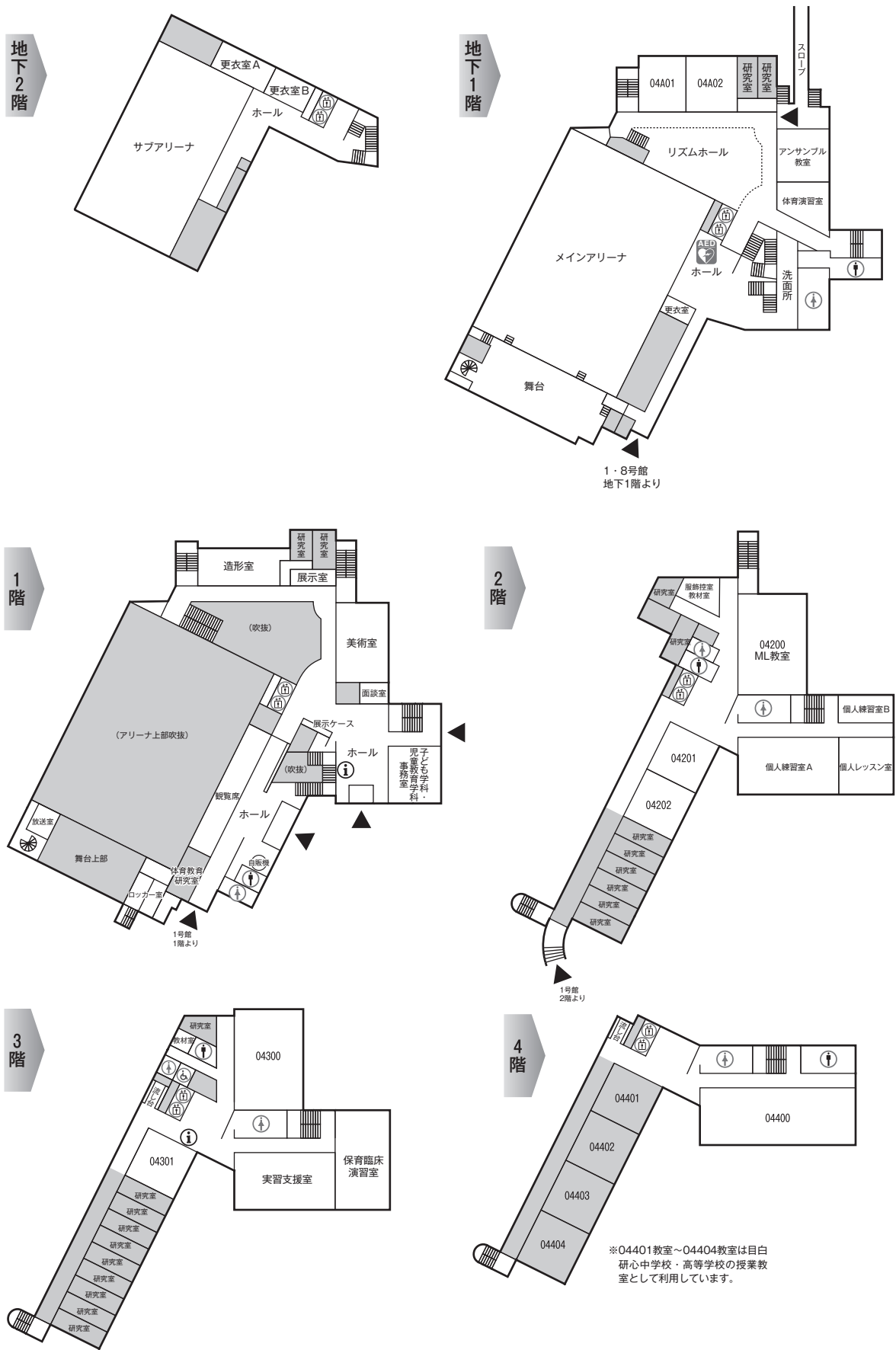


3号館 (1階～3階)



- ▲ 校舎出入口
- ⓘ 掲示板
- ♂ 男子トイレ
- ♀ 女子トイレ
- ♿ 多目的トイレ
- ⬆️ エレベーター

4号館・桐和館（地下2階～4階）



1・8号館
地下1階より

1号館
1階より

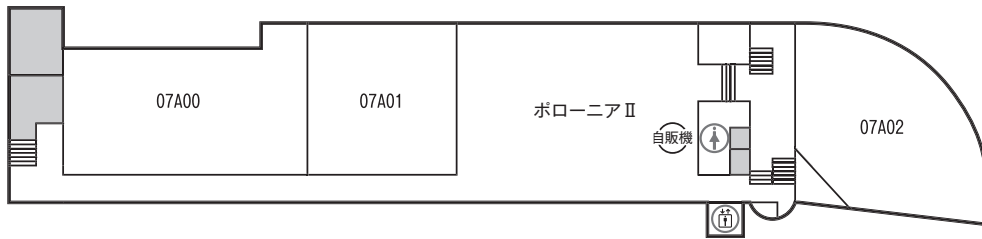
1号館
2階より

※04401教室～04404教室は目白
研心中学校・高等学校の授業教
室として利用しています。

- ▲ 校舎出入口
- ⓘ 掲示板
- ♂ 男子トイレ
- ♀ 女子トイレ
- ♿ 多目的トイレ
- ⬆️ エレベーター

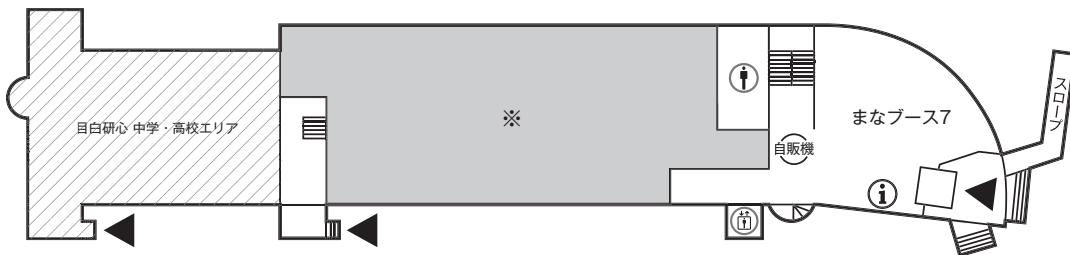
7号館 (地下1階～3階)

地下1階

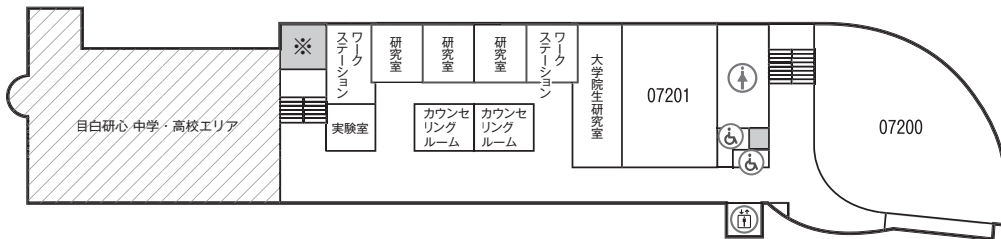


※心理カウンセリングセンターエリア
(学生は立入りできません)

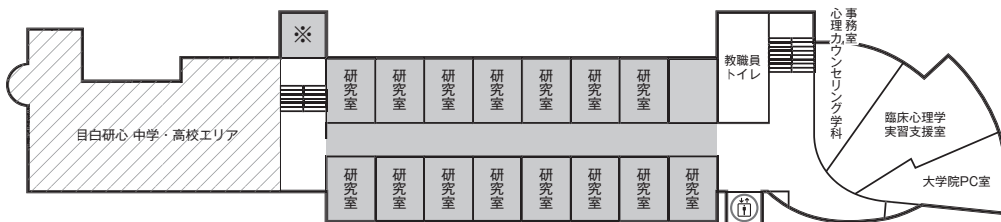
1階



2階

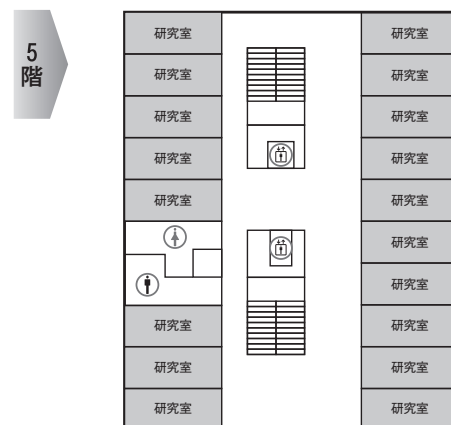
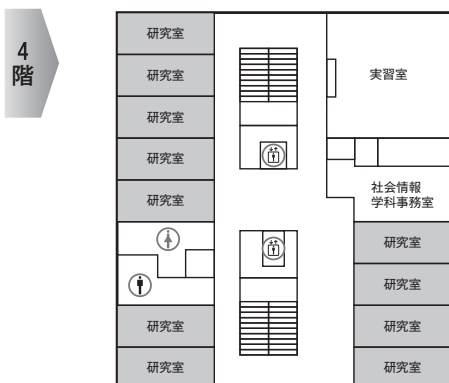
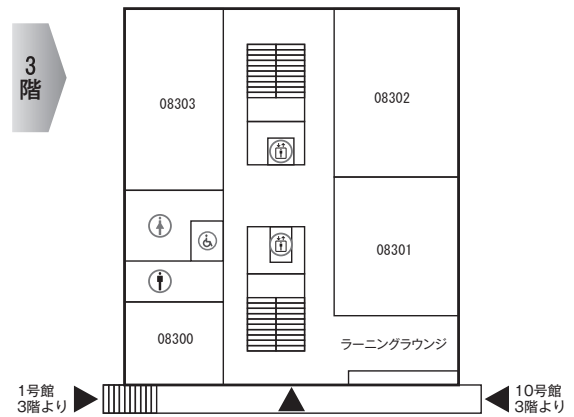
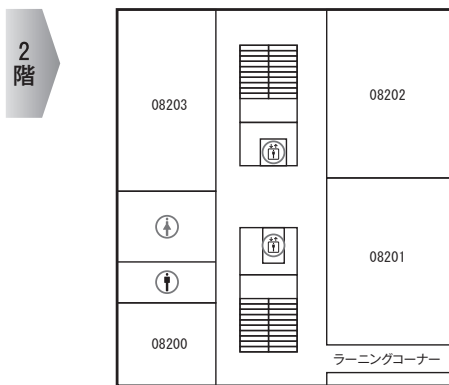
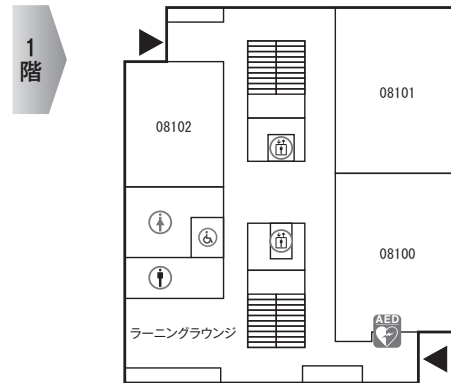
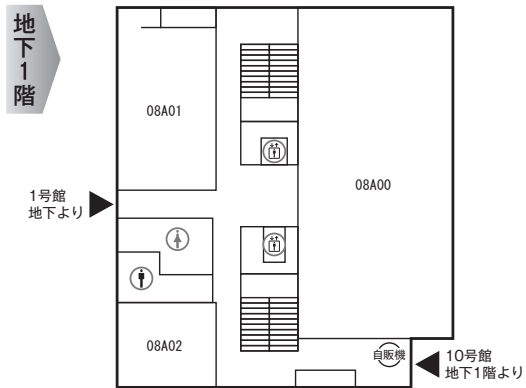


3階



- ▲ 校舎出入口
- ⓘ 掲示板
- ♂ 男子トイレ
- ♀ 女子トイレ
- ♿ 多目的トイレ
- ⬆️ エレベーター

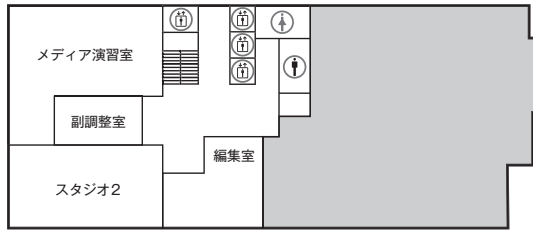
8号館（地下1階～5階）



▲ 校舎出入口 ⓘ 掲示板 ⓘ 男子トイレ ⓘ 女子トイレ ⓘ 多目的トイレ ⓘ エレベーター

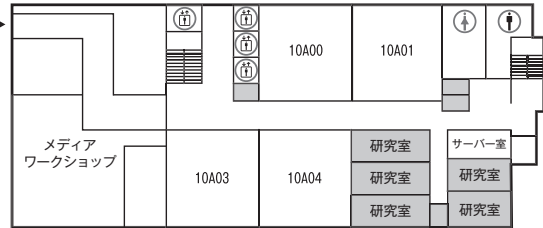
10号館 (地下2階～4階)

地下2階

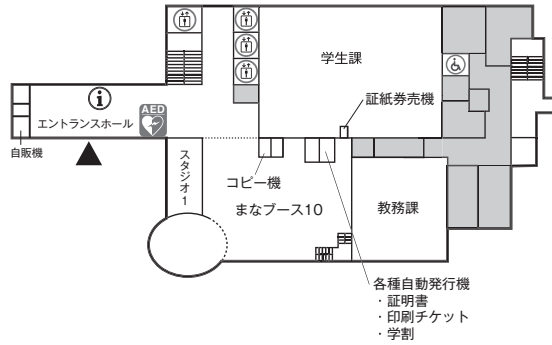


8号館
地下1階
より

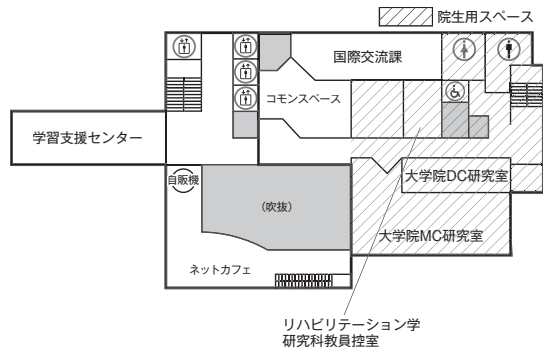
地下1階



1階

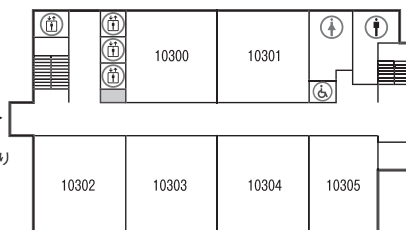


2階

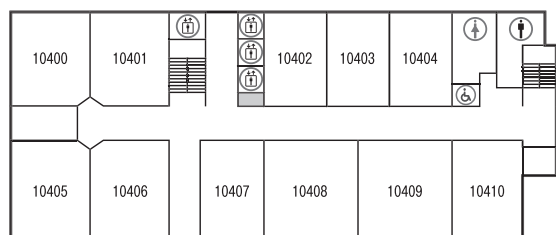


3階

8号館
3階より

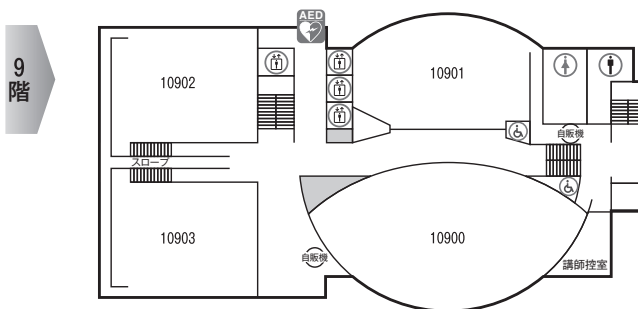
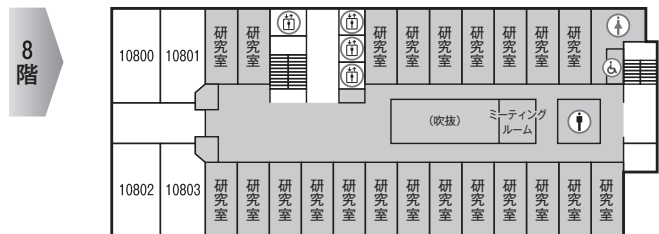
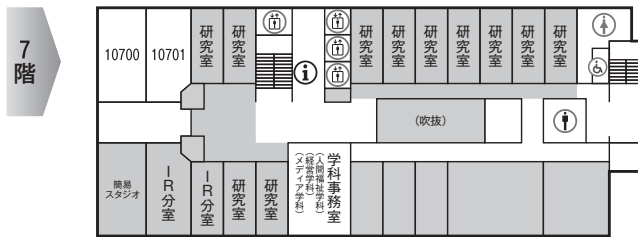
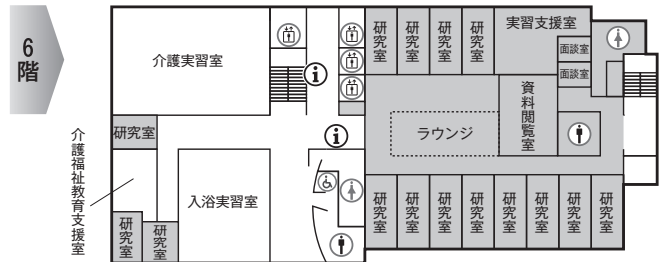
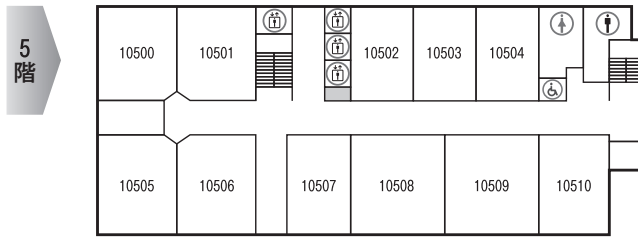


4階



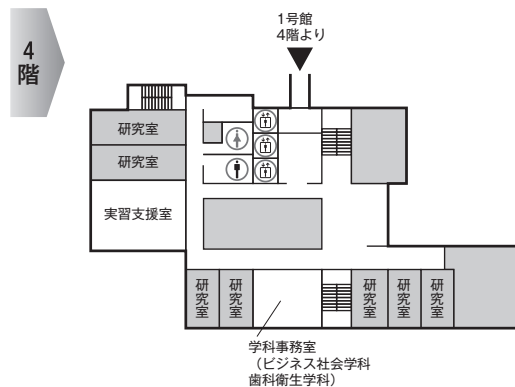
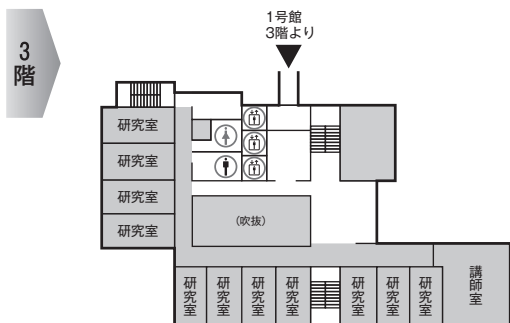
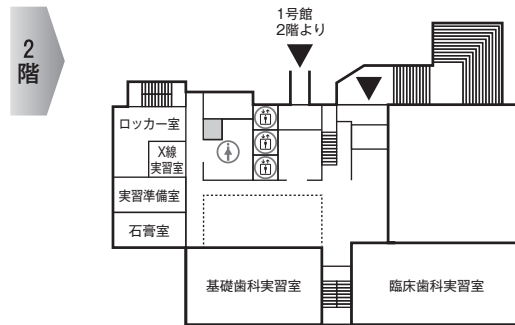
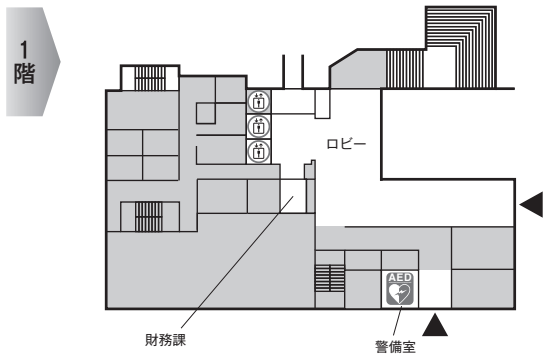
- ▲ 校舎出入口
- ⓘ 掲示板
- ♂ 男子トイレ
- ♀ 女子トイレ
- ♿ 多目的トイレ
- ⬆️ エレベーター

10号館 (5階～9階)

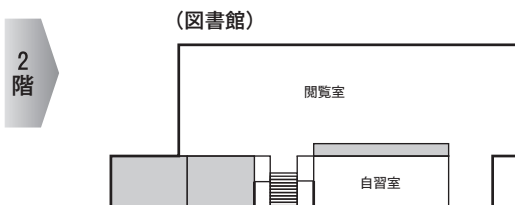
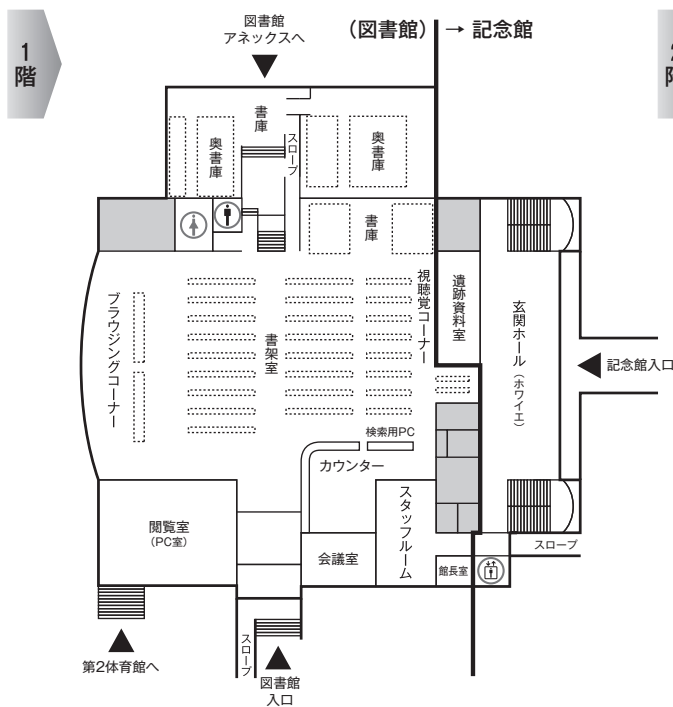


- ▲ 校舎出入口
- ⓘ 掲示板
- ♂ 男子トイレ
- ♀ 女子トイレ
- ♿ 多目的トイレ
- ⬆️ エレベーター

本館 (1階～4階)

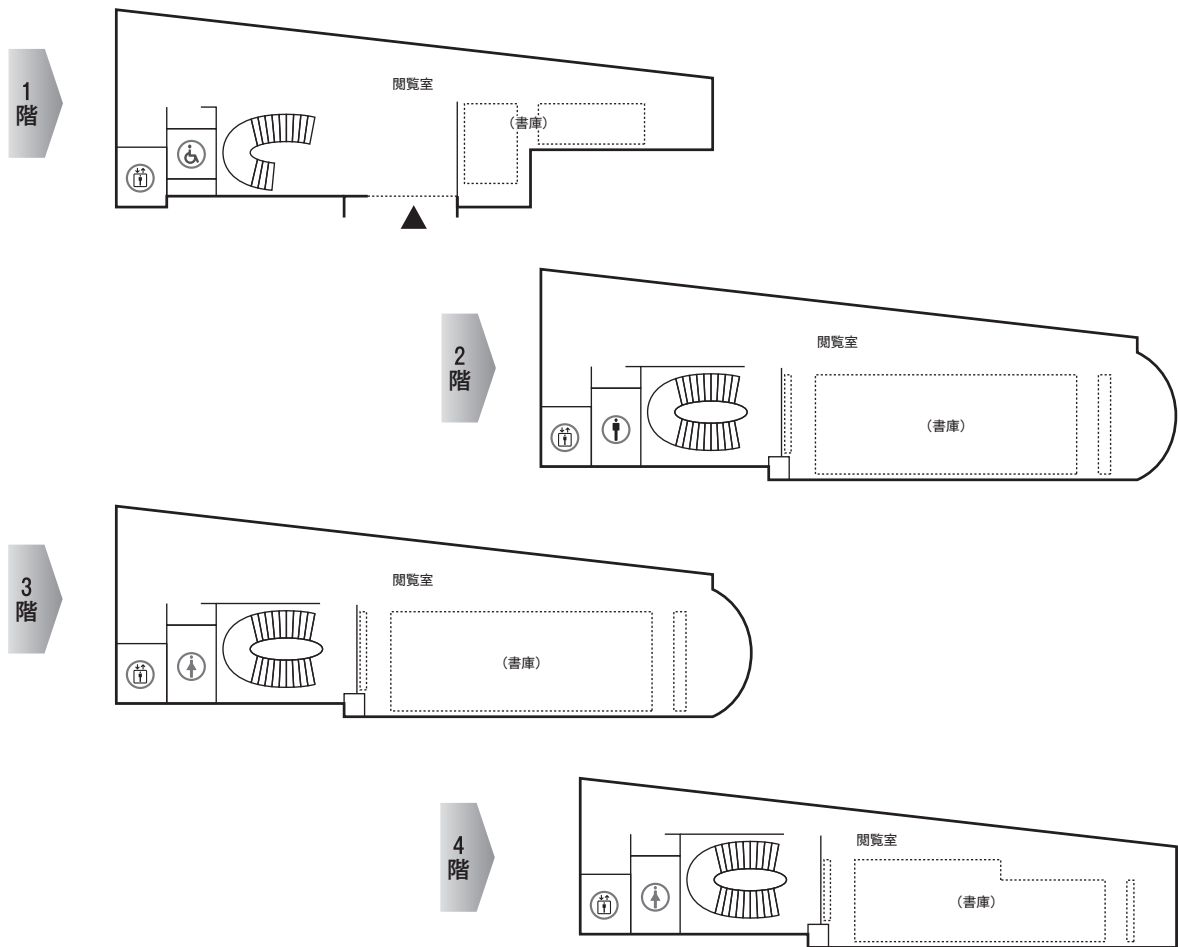


新宿図書館・佐藤重遠記念館 (1階～2階)

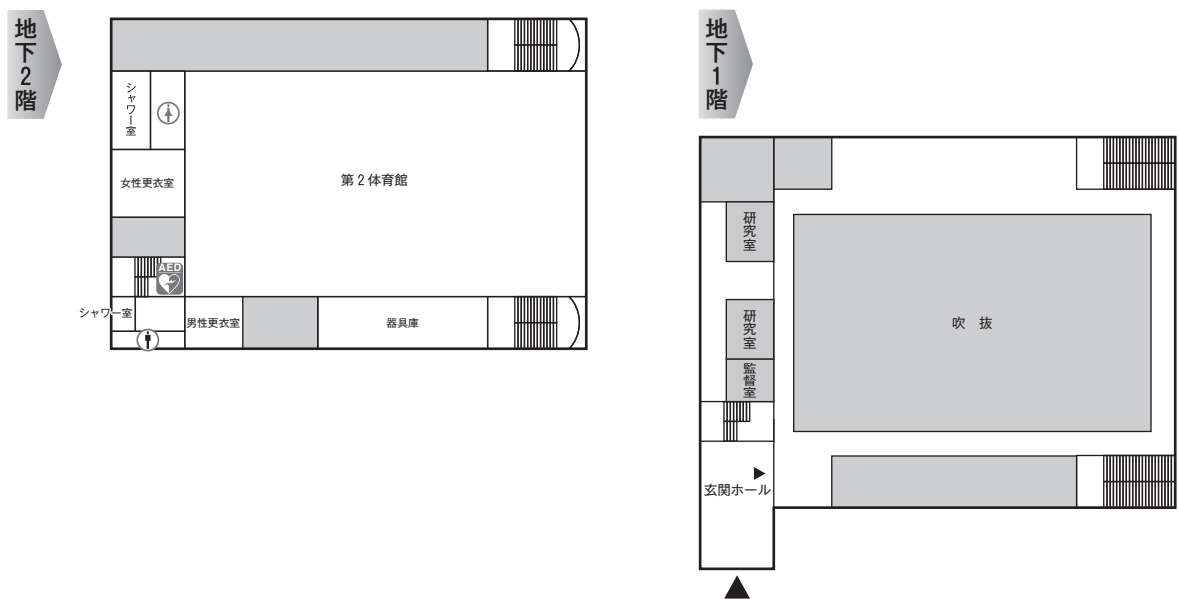


- ▲ 校舎出入口
- ① 掲示板
- ♂ 男子トイレ
- ♀ 女子トイレ
- ♿ 多目的トイレ
- ⬆️ エレベーター

新宿図書館アネックス(1階～4階)



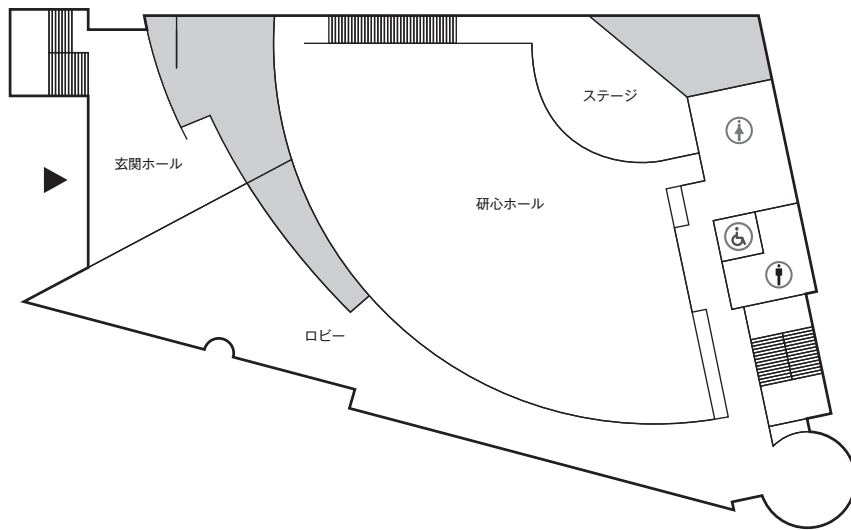
第2体育館(地下2階～1階)



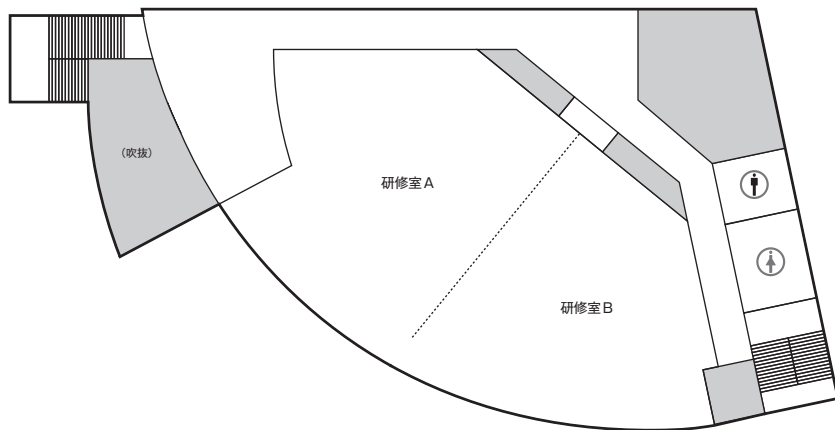
▲ 校舎出入口 ⓘ 掲示板 ⓘ 男子トイレ ⓘ 女子トイレ ⓘ 多目的トイレ ⓘ エレベーター

研心館 (1階～2階)

1階



2階



- ▲ 校舎出入口
- ⓘ 掲示板
- ♂ 男子トイレ
- ♀ 女子トイレ
- ♿ 多目的トイレ
- ⬆️ エレベーター

学内無線LAN設置場所一覧

各キャンパスの下記の場所にて、学内無線 LAN(※SSID1,SSID2)が利用可能です。

※SSID1 : 000_Mejiro_Wi-Fi_6E (大講義室(一部)で Wi-Fi6E 規格に対応)

SSID2 : Mejiro_Wi-Fi

<新宿キャンパス>

建屋	フロア	場所	SSID	無線 LAN 接続規格
■新宿キャンパス				
本館	1F	廊下、財務部	・SSID1 000_Mejiro_Wi-Fi_6E ・SSID2 Mejiro_Wi-Fi	IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax(※) が利用可能 ※IEEE802.11ax は 一部の教室で対応
	2F	各教室、ロビー		
	3F	ロビー		
	4F	ロビー		
	5F	各会議室		
	6F	廊下		
1号館	B1F	ポローニア(食堂)、ラウンジ		
	1F	ピロティー、ロビー、メディアプラザ		
	2F	各教室		
	3F	各教室		
	4F	各教室、廊下		
	5F	各教室、ラウンジ、廊下		
1号館アメニティ	B1F	ポローニア		
	1F	ポローニア		
	2F	ポローニア		
2号館	B1F	会議室		
	1F	非常勤講師室、入試広報部		
	2F	廊下		
3号館	1F	廊下		
	2F	地域村、廊下		
	3F	廊下		
4号館	B2F	サブアリーナ		
	B1F	各教室、メインアリーナ		
	1F	各教室		
	2F	各教室、廊下		
	3F	各教室、廊下		
	4F	04400 教室		

建屋	フロア	場所	SSID	無線 LAN 接続規格
■新宿キャンパス				
7号館	B1F	各教室、ポローニア2（カフェテリア）	・SSID1 000_Mejiro_Wi-Fi_6E ・SSID2 Mejiro_Wi-Fi	IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax(※) が利用可能 ※IEEE802.11axは 一部の教室で対応
	1F	ロビー、廊下		
	2F	各教室、廊下		
	3F	廊下		
8号館	B2F	各教室		
	B1F	各教室		
	1F	各教室、ラーニングラウンジ		
	2F	各教室		
	3F	各教室、ラーニングラウンジ		
	4F	リーススペース		
	5F	リーススペース		
10号館	1F	ロビー		
	2F	大学院 MC・DC 研究室、ネットカフェ		
	3F	各教室		
	4F	各教室		
	5F	各教室		
	6F	各教室、廊下		
	7F	各教室、廊下		
	8F	各教室、廊下		
	9F	各教室、ラウンジ		
記念館	B2F/B1F	体育館		
図書館	1F	自習室、閲覧室		
	2F	自習室、閲覧室		
図書館アネックス	1F	図書室		
	2F	図書室		
	3F	図書室		
	4F	図書室		

<さいたま岩槻キャンパス／国立埼玉病院キャンパス>

建屋	フロア	場所	SSID	無線 LAN 接続規格
■さいたま岩槻キャンパス				
本館	1F	学生ホール	・SSID1 000_Mejiro_Wi-Fi_6E ・SSID2 Mejiro_Wi-Fi	IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax(※) が利用可能 ※IEEE802.11ax は 一部の教室で対応
	2F	ラウンジ、廊下		
	3F	廊下		
	4F	各会議室		
1号館	1F	教室(一部)、ロビー		
	2F	メディアプラザ、情報演習室、廊下		
2号館	1F	各教室		
	2F	各教室		
	3F	各教室		
3号館	1F	教室(一部)		
	2F	各教室、廊下		
	3F	各教室、廊下		
	4F	各教室、廊下		
5号館	1F	各教室、廊下(クリニック内)		
	2F	各教室、廊下		
	3F	各実習室、廊下		
	4F	各教室、廊下		
図書館	1F	学生自習室		
	2F	閲覧室		
大学会館	1F/2F	食堂		
コミュニティプラザ Kiri	1F	ラウンジ		
	2F	ラウンジ		
体育館	1F/2F	アリーナ		
■国立埼玉病院キャンパス				
本館	1F	談話コーナー	・SSID2 Mejiro_Wi-Fi	IEEE802.11 a/b/g/n/ac が利用可能

2026年度 大学院学年暦

春学期 2026

4月		5月		6月		7月		8月		9月		
日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	
1	水	1	金④	1	月⑧	1	水⑫	1	土	1	火	
2	木	2	土④	2	火⑧	2	木⑬	2	日	2	水	
3	金	3	日	3	水⑧	3	金⑬	3	月	3	木	
4	土	4	月④	4	木⑨	4	土⑬	4	火	4	金	
5	日	5	火④	5	金⑨	5	日	5	水	5	土	
6	月	6	水④	6	土⑨	6	月⑬	6	木	6	日	
7	火	7	木⑤	7	日	7	火⑬	7	金	7	月	
8	水	8	金⑤	8	月⑨	8	水⑬	8	土	8	火	
9	木①	9	土⑤	9	火⑨	9	木⑭	9	日	9	水	
10	金①	10	日	10	水⑨	10	金⑭	10	月	10	木	
11	土①	11	月⑤	11	木⑩	11	土⑭	11	火	山の日	11	金
12	日	12	火⑤	12	金⑩	12	日	12	水	12	土	
13	月①	13	水⑤	13	土⑩	13	月⑭	13	木	13	日	
14	火①	14	木⑥	14	日	14	火⑭	14	金	14	月	
15	水①	15	金⑥	15	月⑩	15	水⑭	15	土	15	火	
16	木②	16	土⑥	16	火⑩	16	木⑮	16	日	16	水	
17	金②	17	日	17	水⑩	17	金⑮	17	月	17	木	
18	土②	18	月⑥	18	木⑪	18	土⑮	18	火	18	金	
19	日	19	火⑥	19	金⑪	19	日	19	水	19	土	
20	月②	20	水⑥	20	土⑪	20	月⑮	20	木	20	日	
21	火②	21	木⑦	21	日	21	火⑮	21	金	21	月	
22	水②	22	金⑦	22	月⑪	22	水⑮	22	土	22	火	
23	木③	23	土⑦	23	火⑪	23	木⑯	23	日	23	水	
24	金③	24	日	24	水⑪	24	金⑯	24	月	24	木	
25	土③	25	月⑦	25	木⑫	25	土⑯	25	火	25	金	
26	日	26	火⑦	26	金⑫	26	日	26	水	26	土	
27	月③	27	水⑦	27	土⑫	27	月⑯	27	木	27	日	
28	火③	28	木⑧	28	日	28	火⑯	28	金	28	月	
29	水③	29	金⑧	29	月⑫	29	水⑯	29	土	29	火	
30	木④	30	土⑧	30	火⑫	30	木	30	日	30	水	
		31	日			31	金		月			

春学期 通常授業15週

【春学期 教科書販売スケジュール】
教科書オンライン注文受付期間：4月6日(月)9時～4月23日(木)23時59分

※春学期 修士論文最終試験対象者は春学期修了予定者です。
※春学期 修士論文中間発表対象者は秋学期修了予定者です。

※-5/4(月)、5/5(火)、5/6(水)の対面授業は休講、原則遠隔授業回です。科目担当者の指示に従ってください。

2026年度 大学院学年暦

秋学期 2026				2027			
10月	11月	12月	1月	2月	3月		
日曜	日曜	日曜	日曜	日曜	日曜	日曜	日曜
1 木 ①	1 日	1 火 ⑩	1 金	元日	1 月	心理学研究科臨床心理学専攻 3月修了予定者修士論文最終試験	1 月
2 金 ②	2 月 ⑥	2 水 ⑩	2 土		2 火		2 火
3 土 ②	3 火 ⑥	3 木 ⑩	3 日	年末年始休業終了			3 水
4 日	4 水 ⑥	4 金 ⑩	4 月 ⑩	授業再開 看護学研究科3月修了予定者 修士論文提出開始			4 木
5 月 ②	5 木 ⑥	5 土 ⑩	5 火 ⑩		5 金		5 金
6 火 ②	6 金 ⑥	6 日	6 水 ⑩	国際・心理学・言語・リハビリ 3月修了予定者 修士論文提出開始			6 土
7 水 ②	7 土 ⑥	7 月 ⑩	7 木 ⑩		7 日		7 日
8 木 ②	8 日	8 火 ⑩	8 金 ⑩	看護学研究科3月修了予定者 修士論文提出締切 18時			8 月
9 金 ③	9 月 ⑦	9 水 ⑩	9 土 ⑩		9 火		9 火
10 土 ③	10 火 ⑦	10 木 ⑩	10 日		10 水		10 水
11 日	11 水 ⑦	11 金 ⑩	11 月 休講	成人の日			11 木
12 月 ③	12 木 ⑦	12 土 ⑩	12 火 ⑩	心理学研究科3月修了予定者 修士論文提出締切 18時			12 金
13 火 ③	13 金 ⑦	13 日	13 水 ⑩	国際交流研究科3月修了予定者 修士論文提出締切 18時			13 土
14 水 ③	14 土 ⑦	14 月 ⑩	14 木 ⑩	言語文化研究科3月修了予定者 修士論文提出締切 18時 経営3月修了予定者修論提出開始			14 日
15 木 ③	15 日	15 火 ⑩	15 金 ⑩	リハビリテーション学研究科3月修了予定者 修士論文提出締切 18時			15 月
16 金 ④	16 月 ⑧	16 水 ⑩	16 土 休講	大学入学共通テスト			16 火
17 土 ④	17 火 ⑧	17 木 ⑩	17 日 休講	大学入学共通テスト			17 水
18 日	18 水 ⑧	18 金 ⑩	18 月 ⑩	生涯福祉研究科3月修了予定者 修士論文提出開始			18 木
19 月 ④	19 木 ⑧	19 土 ⑩	19 火 ⑩	学期末試験期間開始			19 金
20 火 ④	20 金 ⑧	20 日	20 水 ⑩		20 土		20 土
21 水 ④	21 土 ⑧	21 月 ⑩	21 木 ⑩	経営学研究科3月修了予定者 修士論文提出締切 18時			21 日
22 木 ④	22 日	22 火 ⑩	22 金 ⑩	生涯福祉研究科3月修了予定者 修士論文提出締切 18時			22 月
23 金 休講	23 月 ⑨	23 水 ⑩	23 土 ⑩	国際交流研究科 9月修了予定者中間発表 3月修了予定者修論最終試験			23 火
24 土 休講	24 火 ⑨	24 木 ⑩	24 日	天皇誕生日			24 水
25 日 休講	25 水 ⑨	25 金 ⑩	25 月 ⑩				25 木
26 月 ⑤	26 木 ⑨	26 土 ⑩	26 火 ⑩	学期末試験(土曜日授業) 秋学期授業終了			26 金
27 火 ⑤	27 金 ⑨	27 日	27 水	経営学研究科3月修了予定者 修士論文最終試験			27 土
28 水 ⑤	28 土 ⑨	28 月	28 木	心理学研究科 心理学専攻(博士課程) 博士論文構想・中間発表会			27 土
29 木 ⑤	29 日	29 火	29 金				28 日
30 金 ⑤	30 月 ⑩	30 水	30 土	言語文化研究科 3月修了予定者 修士論文最終試験			29 月
31 土 ⑤		31 木	31 日				30 火
							31 水
							学年終了

秋学期 通常授業15週

【秋学期 教科書販売スケジュール】
教科書オンライン注文受付期間: 9月24日(木)9時~10月9日(金)23時59分

※-10/26(月)の対面授業は休講、原則遠隔授業です。科目担当者の指示に従ってください。

目白学園校歌

勇壮活発に

作詩 小林俊三

作曲 加藤義登

むさしにとおむ はるくれば しずか
 ちへいしおむ はるくれば しずか
 かにひらくおかりのはなあ
 げにくれゆくとりのうたこ
 ゆめばふるるわかくさんのさと
 うじんとおきがくえんにと
 みどりうすくにおうかぜん
 もよてをとりいざたせん

目白学園校歌

一、 武蔵野の遠く春来れば

静かに開く丘の花

歩めば触る若草の

さみどりうすく匂う風

二、 地平に沈む夕陽の

影に暮れ行く鳥の歌

紅塵遠き学園に

友よ手をとりいざ起たん

作詩 小林俊三
作曲 加藤義登

■ 最寄り駅からキャンパスまでのアクセス

新宿キャンパス



- 西武新宿線「中井」駅より 徒歩 8分
- 都営地下鉄大江戸線「中井」駅より 徒歩 8分
- 都営地下鉄大江戸線「落合南長崎」駅より 徒歩 10分
- 東京メトロ東西線「落合」駅より 徒歩 12分

新宿キャンパス

大学企画室		03-5996-3121
学生部	学生課	03-5996-3123
	保健室	03-5996-3733
	学生相談室	03-5996-3734
	国際交流課	03-5996-3201
就職支援部		03-5996-3124
教務部	教務課	03-5996-3122
	資格支援担当	03-5996-3159
	研究支援課	03-5996-3110
	学術情報担当（新宿図書館）	03-5996-3140
入試広報部		03-5996-3117

国立埼玉病院キャンパス

事務室 048-260-7001

さいたま岩槻キャンパス

庶務部	庶務課	048-797-2115
	入試課	048-797-2222
	岩槻図書館	048-797-2143
修学支援部	教務課	048-797-2118
	学生課	048-797-2117

2026年度 院生便覧

2026年3月31日 印刷

2026年4月1日 発行 <非売品>

発行所 目白大学

〒161-8539 東京都新宿区中落合4丁目31番1号

電話 03-5996-3121 大学事務局 大学企画室

印刷所 株式会社 愛甲社

〒161-0031 東京都新宿区西落合1-26-6

電話 03-3952-4466

2026
Mejiro University Graduate School

目白大学大学院